建築基準法施行令

昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号 最終改正: 平成 28 年 8 月 29 日政令第 288 号

第1章 総則

第1節 用語の定義等

【用語の定義】

- **第1条** この政令において次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
 - 敷地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
 - **二 地階** 床が地盤面下にある階で、<u>床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの</u> 以上のものをいう。
 - 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、 壁、柱、小屋組、土台、斜材 (筋かい、方づえ、 火打材その他これらに類するものをいう。)、 床版、屋根版又は横架材 (はり、けたその他 これらに類するものをいう。) で、建築物の 自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土 圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しく は衝撃を支えるものをいう。

関連【主要構造部】法2条五号→9

- 四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間第 108 条の 2 各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】 令108条の2 →164

大 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災に よる火熱が加えられた場合に、加熱開始後5 分間第108条の2各号 (建築物の外部の仕上 げに用いるものにあっては、同条第一号及び 第二号) に掲げる要件を満たしているものと して、国土交通大臣が定めたもの又は国土交 通大臣の認定を受けたものをいう。

関連【不燃性能及びその技術的基準】 令108条の2 →164

【面積、高さ等の算定方法】

- 第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算 定方法は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法(以下「法」という。)第42条第2項、第3項又は第5項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。
 - 建築面積 建築物 (地階で地盤面上1 m以下にある部分を除く。以下この号において同じ。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1 m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1 m後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1 m以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
 - **三 床面積** 建築物の各階又はその一部で壁そ の他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投 影面積による。
 - 四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第52条第1項に規定する延べ面積(建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。)には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

関連 【ただし書の適用】 令2条3項 →124

- イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設(誘導車路、 操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供 する部分(第3項第一号及び第137条の8 において「自動車車庫等部分」という。)
- □ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に 供する部分(第3項第二号及び第137条の 8において「備蓄倉庫部分」という。)
- ハ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を 設ける部分 (第3項第三号及び第137条の

- 8において「蓄電池設置部分」という。)
- 自家発電設備を設ける部分(第3項第四号及び第137条の8において「自家発電設備設置部分」という。)
- ホ 貯水槽を設ける部分(第3項第五号及び第 137条の8において「貯水槽設置部分」と いう。)
- 五 築造面積 工作物の水平投影面積による。 ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定め た工作物については、その算定方法による。
- ☆ 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。 ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当 する場合においては、それぞれイ、ロ又はハ に定めるところによる。
 - イ 法第56条第1項第一号の規定並びに第 130条の12及び第135条の19の規定によ る高さの算定については、前面道路の路面 の中心からの高さによる。
 - 【道路斜線制限】法56条1項一号→47
 - 【道路斜線制限の後退距離算定の特例】 令130条の12

⇒207

◆【容積率算定に当たり建築物から除かれる部分】

令135条の19⇒214

□ 法第33条及び法第56条第1項第三号に規 定する高さ並びに法第57条の4第1項、 法第58条及び法第60条の3第2項に規定 する高さ(北側の前面道路又は隣地との関 係についての建築物の各部分の高さの最高 限度が定められている場合におけるその高 さに限る。) を算定する場合を除き、階段 室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その 他これらに類する建築物の屋上部分の水平 投影面積の合計が当該建築物の建築面積の →以内の場合においては、その部分の高 さは、12 m (法第55条第1項及び第2項、 法第56条の2第4項、法第59条の2第1 項(法第55条第1項に係る部分に限る。) 並びに法別表第4(る)欄2の項、3の項及び 4の項ロの場合には、5m)までは、当該 建築物の高さに算入しない。

▲【避雷設備】法33条→36

【北側斜線制限】法56条1項三号→47

◆【特例容積率適用地区】法57条の4第1項→51

▲【高度地区】<mark>法58条</mark>→51

【特定用途誘導地区】法60条の3→53

【低層住専の高さの限度】法55条→46

◆【日影制限】法56条の2→48

- ↑ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに 類する屋上突出物は、当該建築物の高さに 算入しない。
- 七 軒の高さ 地盤面 (第130条の12第一号 イの場合には、前面道路の路面の中心)から 建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支 持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによ
 - 【道路斜線制限の後退距離算定の特例】 令130条の12
- 八階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の 1/8 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。
- 2 前項第二号、第六号又は第七号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の 高さにおける水平面をいい、その接する位置の 高低差が3mを超える場合においては、その高 低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面 をいう。
- 3 第1項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。
 - 自動車車庫等部分長
 - **二** 備蓄倉庫部分 1/50
 - 蓄電池設置部分 1/50
 - 四 自家発電設備設置部分 $\frac{1}{100}$
 - 五 貯水槽設置部分 $\frac{1}{100}$
- 4 第1項第六号ロ又は第八号の場合における水平 投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積 の算定方法によるものとする。

【都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

第2条の2 法第2条第三十五号ただし書の政令で

定める建築物のうち法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第148条第1項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第2条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第149条第1項に規定する建築物とする。

第2節 建築基準適合判定資格者検定

【受検資格】

- 第2条の3 法第5条第3項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。
 - 建築審査会の委員として行う業務
 - 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務
 - 三 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務(法第77条の18第1項の確認検査の業務(以下「確認検査の業務」という。)を除く。)であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

【建築基準適合判定資格者検定の基準】

第3条 法第5条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認をするために必要な知識及び経験について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の方法】

- 第4条 建築基準適合判定資格者検定は、経歴審査 及び考査によって行う。
- 2 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第2条の3各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。
- 3 第1項の考査は、法第6条第1項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

【建築基準適合判定資格者検定の施行】

- 第5条 建築基準適合判定資格者検定は、毎年1回 以上行う。
- 2 建築基準適合判定資格者検定の期日及び場所 は、国土交通大臣が、あらかじめ、官報で公告

する。

【合格公告及び通知】

第6条 国土交通大臣(法第5条の2第1項の指定 があったときは、同項の指定建築基準適合判定 資格者検定機関(以下「指定建築基準適合判定 資格者検定機関」という。)) は、建築基準適合 判定資格者検定に合格した者の氏名を公告し、 合格した者にその旨を通知する。

【建築基準適合判定資格者検定委員の定員】

第7条 建築基準適合判定資格者検定委員の数は、 10人以内とする。

【建築基準適合判定資格者検定委員の勤務】

第8条 建築基準適合判定資格者検定委員は、非常 動とする。

【受検の申込み】

- 第8条の2 建築基準適合判定資格者検定(指定建築基準適合判定資格者検定機関が行うものを除く。)の受検の申込みは、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託 事務とする。

【受検手数料】

- **第8条の3** 法第5条の3第1項の受検手数料の額 は、3万円とする。
- 2 前項の受検手数料は、これを納付した者が検定 を受けなかった場合においても、返還しない。
- 3 建築基準適合判定資格者検定の受検手数料であって指定建築基準適合判定資格者検定機関に納付するものの納付の方法は、法第77条の9第1項の建築基準適合判定資格者検定事務規程の定めるところによる。

第2節の2 構造計算適合判定資格者検定

【受検資格】

- **第8条の4** 法第5条の4第3項の政令で定める業務は、次のとおりとする。
 - 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規 定する構造設計の業務
 - 二 法第6条第4項若しくは法第18条第3項に 規定する審査又は法第6条の2第1項の規定

9

10

- による確認のための審査の業務(法第20条 第1項に規定する基準に適合するかどうかの 審査の業務を含むものに限る。)
- 建築物の構造の安全上の観点からする審査の 業務(法第6条の3第1項の構造計算適合性 判定の業務を除く。)であって国土交通大臣 が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以 上の知識及び能力を要すると認めたもの

【構造計算適合判定資格者検定の基準等】

- 第8条の5 法第5条の4の規定による構造計算適 合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築 物の計画が法第6条の3第1項に規定する特定 構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適 合するかどうかの審査をするために必要な知識 及び経験について行う。
- 2 第4条から第6条まで及び第8条の2の規定は 構造計算適合判定資格者検定に、第7条及び第 8条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員 について準用する。この場合において、第4条 第2項中「建築行政又は確認検査の業務若しく は第2条の3各号に掲げる業務」とあるのは「法 第6条の3第1項の構造計算適合性判定の業務 又は第8条の4各号に掲げる業務」と、同条第 3項中「第6条第1項の建築基準関係規定」と あるのは「第6条の3第1項に規定する特定構 造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、 第5条第1項中「毎年」とあるのは「3年に」と、 第6条中「第5条の2第1項」とあるのは「第 5条の5第1項」と読み替えるものとする。

【受検手数料】

- 第8条の6 法第5条の5第2項において準用する 法第5条の3第1項の受検手数料の額は、3万 4,000円とする。
- 2 第8条の3第2項及び第3項の規定は、前項の 受検手数料について準用する。この場合におい て、同条第3項中「第77条の9第1項」とあ るのは、「第77条の17の2第2項において準 用する法第77条の9第1項」と読み替えるも のとする。

第2節の3 建築基準関係規定

【建築基準関係規定】

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第

87条の2 (法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

- 消防法(昭和23年法律第186号)第9条、第9条の2、 第15条及び第17条
- 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条から第 5条まで(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限 る。)
- 港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項
- 四 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条
- 五 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第40条の4
- 六 駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条
- 七 水道法(昭和32年法律第177号)第 16 条
- 八 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項及び 第3項、第25条の2並びに第30条第1項
- 九 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第 1項及び第12条第1項
- + 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年 法律第110号)第5条第1項
- 並 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2
- 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第5条第1項から第3項まで (同条第5項において準用する場合を含む。)
- **古** 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車 対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第 87号)第5条第4項
- **芸** 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項
- **共** 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77 号)第8条

【特定增改築構造計算基準】

第9条の2 法第6条の3第1項本文の政令で定める基準は、第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することとする。

【確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準 及び特定増改築構造計算基準】

第9条の3 法第6条の3第1項ただし書の政令で 定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計 算基準並びに法第18条第4項ただし書の政令 で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造 計算基準は、第81条第2項第二号イに掲げる 構造計算で、法第20条第1項第二号イに規定 する方法によるものによって確かめられる安全 性を有することとする。

第3節 建築物の建築に関する確認の 特例

- 第10条 法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項(法第87条第1項及び法第87条の2において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次の各号(法第87条第1項において準用する場合にあっては第一号及び第二号、法第87条の2において準用する場合にあっては第二号。以下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。
 - 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物の うち、その認定型式に適合する建築物の部分 が第136条の2の11第一号に掲げるもので あるもの その認定型式が、同号イに掲げ る全ての規定に適合するものであることの認 定を受けたものである場合にあっては同号イ に掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての 規定に適合するものであることの認定を受け たものである場合にあっては同号ロに掲げる 全ての規定
 - 【建築物の建築に関する確認の特例】法6条の4→18

■【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規

定】令136条の2の11⇒222

二 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物の うち、その認定型式に適合する建築物の部分 が第136条の2の11第二号の表の建築物の 部分の欄の各項に掲げるものであるもの

同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。)

- 三 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の うち防火地域及び準防火地域以外の区域内に おける一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用 途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積 の½以上であるもの又は50㎡を超えるもの を除く。) 次に定める規定
 - イ 法第20条(第1項第四号イに係る部分に限る。)、法第21条から法第25条まで、法第27条、法第28条、法第29条、法第31条第1項、法第32条、法第33条、法第35条から法第35条の3まで及び法第37条の規定
 - □ 次章(第1節の3、第32条及び第35条を除く。)、第3章(第8節を除き、第80条の2にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第4章から第5章の2まで、第5章の4(第2節を除く。)及び第144条の3の規定
 - ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づ く条例の規定のうち特定行政庁が法第6条 の4第2項の規定の趣旨により規則で定め る規定
- 四 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の うち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定
 - イ 法第20条(第1項第四号イに係る部分に限る。)、法第21条、法第28条第1項及び第2項、法第29条、法第30条、法第31条第1項、法第32条、法第33条並びに法第37条の規定
 - □ 次章 (第20条の3、第1節の3、第32条 及び第35条を除く。)、第3章 (第8節を 除き、第80条の2にあっては国土交通大 臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち

2

3

その指定する基準に係る部分に限る。)、第 119条、第5章の4 (第129条の2の5第 1項第六号及び第七号並びに第2節を除 く。) 及び第144条の3の規定

ハ 法第39条から法第41条までの規定に基づ く条例の規定のうち特定行政庁が法第6条 の4第2項の規定の趣旨により規則で定め る規定

第3節の2 中間検査合格証の交付を 受けるまでの共同住宅に関する工事の 施工制限

【工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程】

第11条 法第7条の3第1項第一号の政令で定める工程は、2階の展及びこれを支持するはりに 鉄筋を配置する工事の工程とする。

【中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程】

第12条 法第7条の3第6項の政令で定める特定 工程後の工程のうち前条に規定する工程に係る ものは、2階の床及びこれを支持するはりに配 置された鉄筋をコンクリートその他これに類す るもので覆う工事の工程とする。

第3節の3 検査済証の交付を受ける までの建築物の使用制限

【避難施設等の範囲】

- 第13条 法第7条の6第1項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画(以下この条及び次条において「避難施設等」という。)は、次に掲げるもの(当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条、第5章第2節から第4節まで、第128条の3、第129条の13の3又は消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。)とする。
 - **避難階**(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)以外の階にあっては居室

から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路

関連【避難階】令120条以下→176~

- 第 118 条の客席からの出口の戸、第 120 条又 は第 121 条の直通階段、同条第 3 項ただし書 の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他 これらに類するもの、第 125 条の屋外への出 口及び第 126 条第 2 項の屋上広場
- 第 128 条の 3 第 1 項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第 4 項の地下道への出入口
- 四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡 消火設備で自動式のもの
- **五** 第126条の2第1項の排煙設備
- 六 第126条の4の非常用の照明装置
- 七 第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機
- 八 第112条(第128条の3第5項において準用する場合を含む。)又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

【避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事】

第13条の2 法第7条の6第1項の政令で定める 軽易な工事は、バルコニーの手すりの塗装の工 事、出入口又は屋外への出口の戸に用いるガラ スの取替えの工事、非常用の照明装置に用いる 照明カバーの取替えの工事その他当該避難施設 等の機能の確保に支障を及ぼさないことが明ら かな工事とする。

第3節の4 建築監視員

【建築監視員の資格】

- 第14条 建築監視員は、次の各号の一に該当する 者でなければならない。
 - 3年以上の建築行政に関する実務の経験を有 する者
 - = 建築士で1年以上の建築行政に関する実務の 経験を有するもの
 - 主 建築の実務に関し技術上の責任のある地位に あった建築士で国土交通大臣が前各号の一に 該当する者と同等以上の建築行政に関する知 識及び能力を有すると認めたもの

第3節の5 保安上危険な建築物等に 対する措置

【勧告の対象となる建築物】

- 第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、<u>事務所</u>その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、<mark>次</mark>の各号の<u>いずれにも</u>該当するものとする。
 - 階数が5以上である建築物
 - 二 延べ面積が 1,000m を超える建築物

第4節 損失補償

【収用委員会の裁決の申請手続】

- 第15条 補償金額について不服がある者が、法第 11条第2項(法第88条第1項から第3項まで において準用する場合を含む。)の規定によっ て収用委員会の裁決を求めようとする場合にお いては、土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条 第3項の規定による裁決申請書には、同項各号 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を 記載しなければならない。
 - 申請者の住所及び氏名
 - 二 当該建築物又は工作物の所在地
 - 当該建築物又は工作物について申請者の有する権利
 - 四 当該建築物又は工作物の用途及び構造の概要、附近見取図、配置図並びに各階平面図。 ただし、命ぜられた措置に関係がない部分は、 省略することができる。
 - 五 法第11条第1項(法第88条第1項から第3 項までにおいて準用する場合を含む。)の規 定によって特定行政庁が命じた措置
 - 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領し た年月日
 - **七** 通知を受けた補償金額を不服とする理由並び に申請者が求める補償金額及びその内訳
 - 八 前各号に掲げるものを除くほか、申請者が必要と認める事項

第5節 定期報告を要する建築物等

【定期報告を要する建築物等】

- 第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は 衛生上特に重要であるものとして政令で定める 建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を 法別表第1(い欄(1)項から(4)項までに掲げる用途 に供しないことその他の理由により通常の火災 時において避難上著しい支障が生ずるおそれの 少ないものとして国土交通大臣が定めるものを 除く。)とする。
 - 地階又は3階以上の階を法別表第1(い)欄口項 に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に 供する部分(客席の部分に限る。)の床面積 の合計が100㎡以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 地階又は3階以上の階を法別表第1(い)欄<mark>2)項</mark> に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に 供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建 築物
 - 四 3階以上の階を法別表第 1 (い)欄(3)項に掲げる 用途に供する建築物及び当該用途に供する部 分の床面積の合計が 2,000㎡以上の建築物
 - 五 地階又は3階以上の階を法別表第1(い)欄4)項 に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に 供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建 築物
- 2 法第12条第1項の<u>政令で定める建築物</u>は、<u>第</u> 14条の2に規定する建築物とする。
- 3 法第12条第3項の<u>政令で定める特定建築設備</u> 等は、次に掲げるものとする。
 - 第129条の3第1項各号に掲げる<mark>昇降機</mark>(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

◆【昇降機】<mark>令129条の3第1項</mark>→192

二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの(常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)

J

U

第17条~第18条 (削除)

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

【学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光】

第19条 法第28条第1項(法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の政令で定める建築物は、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(以下「児童福祉施設等」という。)とする。

関連【居室の採光及び換気】法28条→35

関連【児童福祉施設】<mark>児童福祉法7条</mark>⇒829

- 2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に 掲げるものとする。
 - 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
 - 二 診療所の病室
 - 三 児童福祉施設等の寝室 (入所する者の使用するものに限る。)
 - 四 児童福祉施設等 (保育所を除く。)の居室の うちこれらに入所し、又は通う者に対する保 育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その 他これらに類する目的のために使用されるも の
 - 五 病院、診療所及び<mark>児童福祉施設等</mark>の居室のうち入院患者又は入所する者の<u>談話、娯楽</u>その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 3 法第28条第1項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただ

し、同表の(1)から(5)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあっては、それぞれ同表に掲げる割合から 1/10 までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

		,			
	居室の種類				
(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	1 5			
(2)	前項第一号に掲げる居室				
(3)	病院又は診療所の病室				
(4)	寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室	$\frac{1}{7}$			
(5)	前項第 <mark>三</mark> 号及び第 <mark>四</mark> 号に掲げる居室				
(6)	(1)に掲げる学校以外の学校の教室	10			
(7)	前項第 <mark>五</mark> 号に掲げる居室	10			

【有効面積の算定方法】

- 第20条 法第28条第1項に規定する居室の窓その他の開口部(以下この条において「開口部」という。)で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。
- 2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域 又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 めるところにより計算した数値 (天窓にあって は当該数値に 3.0 を乗じて得た数値、その外側 に幅 90cm以上の縁側(ぬれ縁を除く。)その他 これに類するものがある開口部にあっては当該 数値に 0.7 を乗じて得た数値)とする。ただし、 採光補正係数が 3.0 を超えるときは、3.0 を限 度とする。
 - 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線 (法第86条第10項に規定する公告対象区域(以下「公告対象区域」という。) 内の建築物にあっては、当該公告対象区域内の他の法第86条の2第1項に規定する一敷地内認定建築物(同条第9項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下こ

の号において「一敷地内認定建築物」とい う。) 又は同条第3項に規定する一敷地内許 可建築物 (同条第11項又は第12項の規定に より一敷地内許可建築物とみなされるものを 含む。以下この号において「一敷地内許可建 築物 | という。) との隣地境界線を除く。以 下この号において同じ。) 又は同一敷地内の 他の建築物 (公告対象区域内の建築物にあっ ては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認 定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以 下この号において同じ。) 若しくは当該建築 物の他の部分に面する開口部の部分で、その 開口部の直上にある建築物の各部分(開口部 の直上垂直面から後退し、又は突出する部分 がある場合においては、その部分を含み、半 透明のひさしその他採光上支障のないひさし がある場合においては、これを除くものとす る。) からその部分の面する隣地境界線 (開 口部が、道(都市計画区域又は準都市計画区 域内においては、法第42条に規定する道路 をいう。第144条の4を除き、以下同じ。) に面する場合にあっては当該道の反対側の境 界線とし、公園、広場、川その他これらに類 する空地又は水面に面する場合にあっては当 該公園、広場、川その他これらに類する空地 又は水面の幅の一だけ隣地境界線の外側に ある線とする。) 又は同一敷地内の他の建築 物若しくは当該建築物の他の部分の対向部ま での水平距離(以下この項において「水平距 離」という。) を、その部分から開口部の中 心までの垂直距離で除した数値のうちの最も 小さい数値(以下「採光関係比率」という。) に 6.0 を乗じた数値から 1.4 を減じて得た算 定値(次のイからハまでに掲げる場合にあっ ては、それぞれイからハまでに定める数値)

- **1** 開口部が道に面する場合であって、当該算 定値が 1.0 未満となる場合 **1.0**
- □ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が7m以上であり、かつ、当該算定値 が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が7m未満であり、かつ、当該算定値 が負数となる場合 0
- <u>準工業地域</u>、工業地域又は工業専用地域 採光関係比率に 8.0 を乗じた数値から 1.0

を減じて得た算定値 (次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値)

- **イ** 開口部が道に面する場合であって、当該算 定値が 1.0 未満となる場合 1.0
- □ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が5m以上であり、かつ、当該算定値 が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が5m未満であり、かつ、当該算定値 が負数となる場合 0
- 近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域 採光関係比率に 10 を乗じた 数値から 1.0 を減じて得た算定値 (次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれイからハまでに定める数値)
 - **イ** 開口部が道に面する場合であって、当該算 定値が 1.0 未満となる場合 **1.0**
 - □ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が4m以上であり、かつ、当該算定値 が1.0未満となる場合 1.0
 - ハ 開口部が道に面しない場合であって、水平 距離が4m未満であり、かつ、当該算定値 が負数となる場合 0

第1節の2 開口部の少ない建築物等の 換気設備

【換気設備の技術的基準】

第20条の2 法第28条第2項ただし書の政令で 定める技術的基準及び同条第3項(法第87条 第3項において準用する場合を含む。次条第1 項において同じ。)の政令で定める特殊建築物 (以下この条において「特殊建築物」という。) の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次の とおりとする。

関連 【換気設備】令129条の2の6→191

- 換気設備の構造は、次のイからニまで(特殊 建築物の居室に設ける換気設備にあっては、 口からニまで)のいずれかに適合するもので あること。
 - **1 自然換気設備**にあっては、第129条の2の 6第1項の規定によるほか、次に定める構 造とすること。

6

【自然換気設備】令129条の2の6第1項→191

(1) 排気筒の有効断面積は、次の式によって 計算した数値以上とすること。

$$A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$$

この式において、 A_v 、 A_f 及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A. 排気筒の有効断面積(単位 m)
- A₁ 居室の床面積(当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)(単位 ㎡)
- h 給気口の中心から排気筒の頂部の外気 に開放された部分の中心までの高さ(単 位 m)
 - (2) 給気口及び排気口の有効開口面積は、(1) に規定する排気筒の有効断面積以上とすること。
 - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有 効な換気を確保することができるものと して国土交通大臣が定めた構造方法を用 いる構造とすること。
- □ 機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備 (空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給 (排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を除く。以下同じ。)にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

◆【機械換気設備】 令129条の2の6第2項→192

(1) 有効換気量は、次の式によって計算した数値以上とすること。

$$V = \frac{20A_f}{N}$$

この式において、V、 A_f 及びNは、それぞれ、次の数値を表すものとする。

- V 有効換気量(単位 m³/時)
- A_f 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の 居室が換気上有効な窓その他の開口部 を有する場合においては、当該開口部の

- 換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積) (単位 ㎡)
- N 実況に応じた1人当たりの占有面積(特殊建築物の居室にあっては、3を超えるときは3と、その他の居室にあっては、10を超えるときは10とする。)(単位m)
 - (2) 一の機械換気設備が2以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあっては、 当該換気設備の有効換気量は、当該2以 上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上 とすること。
 - (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有 効な換気を確保することができるものと して国土交通大臣が定めた構造方法を用 いる構造とすること。
- → 中央管理方式の空気調和設備にあっては、 第129条の2の6第3項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。
 - 【中央管理方式の空気調和設備】 令129条の2の6第3項

⇒192

- - (1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね 1,000 以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね 1000000 以下に保つ換気ができるものであること。
 - (2) 給気口及び排気口から雨水又はねずみ、 ほこりその他衛生上有害なものが入らな いものであること。
 - (3) 風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によって居室の内部の空気が 汚染されないものであること。
 - (4) 中央管理方式の空気調和設備にあって は、第129条の2の6第3項の表の(1)及 び(4)から(6)までに掲げる基準に適合する

ものであること。

- 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備(一の居室その他の建築物の部分のみに係るものを除く。)及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの(以下「中央管理室」という。)において行うことができるものであること。
 - 【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項→36 関連【中央管理室】令126条の3第十一号→182

【火を使用する室に設けなければならない換気設備等】 第 20 条の3 法第 28 条第 3 項 の規定により政令 で定める室は、次に掲げるものとする。

- 火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの(以下この項及び次項において「密閉式燃焼器具等」という。) 以外の火を使用する設備又は器具を設けていない室
- 床面積の合計が100㎡以内の住宅又は住戸に設けられた調理室(発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。)が12kW以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。)で、当該調理室の床面積の 1/10 (0.8㎡未満のときは、0.8㎡とする。)以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けたもの
- 発熱量の合計が6kW以下の火を使用する設備又は器具を設けた室(調理室を除く。)で 換気上有効な開口部を設けたもの
- 2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの(前項に規定するものを除く。以下この項及び第129条の2の6において「換気設備を設けるべき調理室等」という。)に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。
- ─ 換気設備の構造は、次のイ又は口のいずれか に適合するものとすること。

- イ 次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの ½以下の高さの位置 (煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するもの (以下この号において「換気扇等」という。)を設ける場合には、適当な位置)に設けること。
 - (2) 排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80cm以内の高さの位置(煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置)に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。
 - (3) 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効 断面積は、国土交通大臣が定める数値以 上とすること。
 - (4) 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合にあっては、その有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては、排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。
- (5) ふろがま又は発熱量が12kWを超える火を使用する設備若しくは器具(密閉式燃焼器具等を除く。)を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。
- (6) 火を使用する設備又は器具に煙突(第 115条第1項第七号の規定が適用される 煙突を除く。)を設ける場合において、 煙突に換気扇等を設ける場合にあっては その有効換気量は国土交通大臣が定める 数値以上とし、換気扇等を設けない場合 にあっては煙突の有効断面積は国土交通 大臣が定める数値以上とすること。
- (7) 火を使用する設備又は器具の近くに排気

2

2

4

フードを有する排気筒を設ける場合において、排気筒に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては排気筒の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。

- (8) 直接外気に開放された排気口又は排気筒 の頂部は、外気の流れによって排気が妨 げられない構造とすること。
- □ 火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該室内の酸素の含有率をおおむね20.5%以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。
- 給気口は、火を使用する設備又は器具の燃焼 を妨げないように設けること。
- 排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該室に廃ガスその他の生成物を 逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の 生成物を漏らさないものとして国土交通大臣 が定めた構造方法を用いるものとすること。
- 火を使用する設備又は器具の近くに排気フー ドを有する排気筒を設ける場合においては、 排気フードは、不燃材料で造ること。

第1節の3 石綿その他の物質の飛散 又は発散に対する衛生上の措置

【著しく衛生上有害な物質】

第20条の4 法第28条の2第一号(法第88条第 1項において準用する場合を含む。)の政令で 定める物質は、<u>石綿</u>とする。

【居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質】

第20条の5 法第28条の2第三号の政令で定める物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

【居室を有する建築物の建築材料についてのクロルビリホスに関する技術的基準】

- 第20条の6 建築材料についてのクロルピリホス に関する法第28条の2第三号の政令で定める 技術的基準は、次のとおりとする。
 - 建築材料にクロルピリホスを添加しないこ

ک ،

■ クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料 (添加したときから長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。)を使用しないこと。

【居室を有する建築物の建築材料についてのホルム アルデヒドに関する技術的基準】

- 第20条の7 建築材料についてのホルムアルデヒ ドに関する法第28条の2第三号の政令で定め る技術的基準は、次のとおりとする。
 - 居室 (常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下 その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。)の壁、床及び天井(天井のない場合においては、屋根)並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条及び第108条の3第1項第一号において「内装」という。)の仕上げには、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材料(以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用しないこと。
 - **二** 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表 面積 1 ㎡につき毎時 0.02mg を超え 0.12mg 以下の量のホルムアルデヒドを発散させるも のとして国土交通大臣が定める建築材料(以 下この条において「第二種ホルムアルデヒド 発散建築材料」という。)又は夏季において その表面積 1 m につき毎時 0.005mg を超え 0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを発散 させるものとして国土交通大臣が定める建築 材料(以下この条において「第三種ホルムア ルデヒド発散建築材料」という。)を使用す るときは、それぞれ、<mark>第二種</mark>ホルムアルデヒ ド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部 分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じ て得た面積又は<mark>第三種</mark>ホルムアルデヒド発散 建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面 積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面 積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアル デヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデ ヒド発散建築材料を使用するときは、これら

	住宅等の居室		住宅等の)居室 <mark>以外</mark> の周	室
	<u>換.7以上</u> <u>0.7以上</u> <u>0.7以上</u> 気けれる保の土世構用く通定居 数の設、に換さと土が造いは大を認た は大たをし交認た で認た が機備又相気れし交定方、国臣受	その他の居室	<u>換.7以</u> 検をは当がるて通め法若土のけ <u>気以上</u> 気けれる保の土臣構用く通定居 数の設、に換さと土が造いは大を 変認た 機備又相気れし交定方、国臣受	換5以上0.7 大換設と10.5以上0.7 大換設では、10.5以上0.7 大換設では、10.5以上の設定では、10.5以上の設定では、10.5以上が造いは大を認定には大きをできた。10.5以上が造いは大を室がるで、10.5以上が造いは大を室がるできた。10.5以上のは大きを変が、10.5以上のは、10.5以は、10.5以上のは、10.5以上のは、10.5以上のは、10.5以上のは、10.	その他の居室
(1)	1.2	2.8	0.88	1.4	3.0
(2)	0.20	0.50	0.15	0.25	0.50

備考

- 1 この表において、<mark>住宅等の居室</mark>とは、<u>住宅の居室</u>並びに <u>下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する</u> 物品の販売業を営む店舗の売場(常時開放された開口部を 通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建 築物の部分を含む。)をいうものとする。
- 2 この表において、換気回数とは、次の式によって計算した数値をいうものとする。

$$n = \frac{V}{Ah}$$

この式において、n、V、A及 $\mathcal{O}h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- n 1時間当たりの換気回数
- V 機械換気設備の有効換気量(次条第1項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあっては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量)(単位 m/時)
- A 居室の床面積(単位 ㎡)
- h 居室の天井の高さ(単位 m)
- 2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項及び第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたも

- のを除く。) については、第三種ホルムアルデ ヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発散させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。
- 5 次条第1項第一号ハに掲げる基準に適合する中 央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居 室については、第1項の規定は、適用しない。

【居室を有する建築物の換気設備についてのホルム アルデヒドに関する技術的基準】

- 第20条の8 換気設備についてのホルムアルデヒ ドに関する<u>法第28条の2第三号</u>の政令で定め る技術的基準は、<mark>次</mark>のとおりとする。
 - ─ 居室には、次のいずれかに適合する構造の換 気設備を設けること。
 - 1 機械換気設備 (口に規定する方式を用いるもので口(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。) にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

▲【機械換気設備】令129条の2の6第2項→192

(1) 有効換気量 (㎡/時で表した量とする。(2)において同じ。)が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

Vr = nAh

この式において、Vr、n、A 及びh は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量 (単位 ㎡/時)

- n 前条第1項第二号の表備考1の号に規定する住宅等の居室 (次項において単に「住宅等の居室」という。)にあっては 0.5、その他の居室にあっては 0.3
- A 居室の床面積(単位 ㎡)
- h 居室の天井の高さ (単位 m)
 - (2) 一の機械換気設備が2以上の居室に係る 場合にあっては、当該換気設備の有効換 気量が、当該2以上の居室のそれぞれの 必要有効換気量の合計以上であること。

_

6

_

- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- □ 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあっては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。
 - (1) 次の式によって計算した有効換気換算量がイ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Vq = \frac{Q(C - Cp)}{C} + V$$

この式において、Vq、Q、C、Cp 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vq 有効換気換算量(単位 m³/時)

- Q 浄化して供給する空気の量(単位 m²/ 時)
- C 浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒ ドの量 (単位 mg/m)
- Cp 浄化して供給する空気に含まれるホルム アルデヒドの量(単位 mg/m)
- V 有効換気量(単位 m³/時)
 - (2) 一の機械換気設備が2以上の居室に係る 場合にあっては、当該換気設備の有効換 気換算量が、当該2以上の居室のそれぞ れの必要有効換気量の合計以上であるこ
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 小 中央管理方式の空気調和設備にあっては、 第129条の2の6第3項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気

を確保することができるものとして、国土 交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又 は国土交通大臣の認定を受けた構造とする こと。

【中央管理方式の空気調和設備】令129条の2の6第3項

⇒192

- 法第34条第2項に規定する建築物又は各構 えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街 に設ける機械換気設備(一の居室のみに係る ものを除く。)又は中央管理方式の空気調和 設備にあっては、これらの制御及び作動状態 の監視を中央管理室において行うことができ るものとすること。
 - 【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項→36
- 2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する 換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居 室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発 散による衛生上の支障がないようにするために 必要な換気を確保することができるものとし て、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住 宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通 大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその 他の居室については、適用しない。

【居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する 技術的基準の特例】

第20条の9 前2条の規定は、1年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気1 ㎡につきおおむね0.1mg以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

第2節 居室の天井の高さ、床の高さ 及び防湿方法

【居室の天井の高さ】

- **第21条** <u>居室の天井の高さは</u>、<u>2.1 m以上</u>でなければならない。
- 2 前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室 で天井の高さの異なる部分がある場合において は、その平均の高さによるものとする。

関連【居室】法2条四号→9

【居室の床の高さ及び防湿方法】

第22条 最下階の居室の床が木造である場合にお

ける床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。

- 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45cm以上とすること。
- 外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごと に、面積300cm以上の換気孔を設け、これに ねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

第2節の2 地階における住宅等の居室 の防湿の措置等

【地階における住宅等の居室の技術的基準】

- 第22条の2 法第29条(法第87条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - ─ <mark>居室</mark>が、次のイからハまでの<u>いずれか</u>に該当 すること。
 - **イ** 国土交通大臣が定めるところにより、から <u>ぼり</u>その他の空地に面する開口部が設けら れていること。
 - □ 第20条の2に規定する技術的基準に適合 する換気設備が設けられていること。
 - ハ 居室内の<u>湿度を調節する設備</u>が設けられていること。
 - 直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分(以下この号において「外壁等」という。)の構造が、次のイ又は口のいずれかに適合するものであること。
 - イ 外壁等の構造が、次の(1)又は(2)のいずれか (屋根又は屋根の部分にあっては、(1)) に 適合するものであること。ただし、外壁等 のうち常水面以上の部分にあっては、耐水 材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水の措置 を講ずる場合においては、この限りでない。
 - (1) 外壁等にあっては、国土交通大臣が定めるところにより、直接土に接する部分に、 水の浸透を防止するための防水層を設けること。

- (2) 外壁又は床にあっては、直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙(当該空隙に浸透した水を有効に排出するための設備が設けられているものに限る。)を設けること。
- □ 外壁等の構造が、外壁等の直接土に接する 部分から居室内に水が浸透しないものとし て、国土交通大臣の認定を受けたものであ ること。

第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の 遮音構造

【遮音性能に関する技術的基準】

第22条の3 法第30条(法第87条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める技術的基準は、次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数(単位 ヘルツ)	透過損失(単位 デシベル)
125	25
500	40
2,000	50

第3節 階段

【階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏 面の寸法】

第23条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上 げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければな らない。ただし、屋外階段の幅は、第120条又 は第121条の規定による直通階段にあっては 90cm以上、その他のものにあっては60cm以上、 住宅の階段(共同住宅の共用の階段を除く。) の蹴上げは23cm以下、踏面は15cm以上とする ことができる。

5

6

8

10

		階段及びそ		
	階段の種別	の踊場の幅 (単位cm)	蹴上げの寸 法(単位cm)	踏面の寸法 (単位cm)
(1)	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)における児童用のもの	140以上	16以下	26以上
(2)	中学校のお書では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140以上	18以下	26以上
(3)	直上階の居室の 床面積の合計が 200㎡を超える 地上階 又は居室 の床面積の合計 が100㎡を超え る地階若しくは 地下工作物内に おけるもの	120以上	20以下	24以上
(4)	(1)から(3)までに 掲げる階段以外 のもの	75以上	22以下	21以上

- 2 回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の 狭い方の端から 30cmの位置において測るもの とする。
- 3 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のもの(以下この項において「手すり等」という。)が設けられた場合における第1項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。
- 4 第1項の規定は、同項の規定に適合する階段と 同等以上に昇降を安全に行うことができるもの として国土交通大臣が定めた構造方法を用いる 階段については、適用しない。

【踊場の位置及び踏幅】

第24条 前条第1項の表の(1)又は(2)に該当する階

2 前項の規定によって設ける<u>直階段の<mark>踊場</mark>の踏幅</u> は、1.2 m以上としなければならない。

【階段等の手すり等】

- **第 25 条** 階段には、<u>手すり</u>を設けなければならな い。
- 2 階段及びその踊場の両側(手すりが設けられた側を除く。)には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
- 3 階段の幅が3mをこえる場合においては、中間 <u>に手すり</u>を設けなければならない。<mark>ただし、け あげが15cm以下</mark>で、かつ、踏面が30cm以上の ものにあっては、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、高さ1m以下の階段の部分に は、適用しない。

【階段に代わる傾斜路】

- 第26条 階段に代わる<mark>傾斜路</mark>は、次の各号に定め るところによらなければならない。
 - 勾配は、 $\frac{1}{8}$ をこえないこと。
 - **二** 表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で 仕上げること。
- 2 前3条の規定(けあげ及び踏面に関する部分を 除く。) は、前項の傾斜路に準用する。

【特殊の用途に専用する階段】

第27条 第23条から第25条までの規定は、昇降 機機械室用階段、物見塔用階段その他特殊の用 途に専用する階段には、適用しない。

関連 【昇降機機械室用階段】 令129条の9第五号 →195

第4節 便所

【便所の採光及び換気】

第28条 便所には、採光及び換気のため直接外気 に接する窓を設けなければならない。ただし、 水洗便所で、これに代わる設備をした場合にお いては、この限りでない。

【くみ取便所の構造】

第29条 くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に 適合するものとして、国土交通大臣が定めた構 造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を 受けたものとしなければならない。

- 屎尿に接する部分から漏水しないものであること。
- 一 屎尿の臭気(便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。)が、建築物の他の部分(便所の床下を除く。)又は屋外に漏れないものであること。
- **三** 便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

【特殊建築物及び特定区域の便所の構造】

- 第30条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
 - ─ 便器及び小便器から便槽までの汚水管が、汚水を浸透させないものであること。
 - 水洗便所以外の大便所にあっては、窓その他 換気のための開口部からはえが入らないもの であること。
- 2 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又 は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所 の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必 要であり、かつ、これを有効に維持することが できると認められる場合においては、当該条例 で、これを改良便槽としなければならない旨の 規定を設けることができる。

【改良便槽】

- 第31条 改良便槽は、次に定める構造としなければならない。
 - 便槽は、貯留槽及びくみ取槽を組み合わせた 構造とすること。
 - 二 便槽の天井、底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する 有効な防水の措置を講じて漏水しないものと すること。
 - 貯留槽は、2槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは80cm以上とし、その容積は0.75㎡以上で、かつ、100日以上(国土交通大臣が定めるところにより汚水の温度の低下を防止するための措置が講じられたものにあっては、その容積は0.6㎡以上で、かつ、

80 日以上) 貯留できるようにすること。

- 野留槽には、掃除するために必要な大きさの 穴を設け、かつ、これに密閉することができ るふたを設けること。
- 五 小便器からの汚水管は、その先端を貯留槽の 汚水面下 40cm以上の深さに差し入れること。

【法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能 に関する技術的基準】

- 第32条 屎尿浄化槽の法第31条第2項の政令で 定める技術的基準及び合併処理浄化槽(屎尿と 併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同 じ。)について法第36条の規定により定めるべ き構造に関する技術的基準のうち処理性能に関 するもの(以下「汚物処理性能に関する技術的 基準」と総称する。)は、次のとおりとする。
 - 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

		性	能
屎尿浄化槽 又は合併処 理浄化槽を 設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 %)	屎尿浄化槽又 は合併処理浄 化槽からの放 流水の <mark>生物化</mark> 学的酸素要求 量 (単位 mg/ℓ)
特定行政庁	50以下	65以上	90以下
が衛生上特 に支障が <mark>あ</mark> ると認めて	51以上 500以下	70以上	60以下
規則で指定 する区域	501以上	85以上	30以下
特定行政庁が衛生上がないと認めでは 規則で区域		55以上	120以下
	500以下	65以上	90以下
その他の区域	501以上 2,000以下	70以上	60以下
	2,001以上	85以上	30以下

- 1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が 定める方法により行うものとする。
- 2 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、 屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的 酸素要求量の数値から屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値 を屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学 的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。
- 放流水に含まれる大腸菌群数が、1 cm²につき 3,000 個以下とする性能を有するものである

2

3

4

9

_

こと。

2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物(便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあっては雑排水を含む。次項及び第35条第1項において同じ。)を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

	性能	
一次処理装置によ る浮遊物質量の除 去率(単位 %)	一次処理装置から の流出水に含まれ る浮遊物質量(単 位 mg/ℓ)	地下浸透能力
55以上	250以下	一次処理装置から の流出水が滞留し ない程度のもので あること。

この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいうものとする。

- 3 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に 関する技術的基準は、第1項の規定にかかわら ず、通常の使用状態において、汚物を当該各号 に定める基準に適合するよう処理する性能及び 同項第二号に掲げる性能を有するものであるこ ととする。
 - 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1 項又は第3項の規定による排水基準により、 屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水 について、第1項第一号の表に掲げる生物化 学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準 が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外 の項目に関しても基準が定められている場合 当該排水基準
 - 浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の 基準により、屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽 からの放流水について、第1項第一号の表に 掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準よ り厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸 素要求量以外の項目に関しても基準が定めら れている場合 当該技術上の基準

【漏水検査】

第33条 第31条の改良便槽並びに前条の尿尿浄 化槽及び合併処理浄化槽は、満水して24時間 以上漏水しないことを確かめなければならない。

【便所と井戸との距離】

第34条 くみ取便所の便槽は、井戸から5m以上離して設けなければならない。ただし、地盤面下3m以上埋設した閉鎖式井戸で、その導水管が外管を有せず、かつ、不浸透質で造られている場合又はその導水管が内径25cm以下の外管を有し、かつ、導水管及び外管が共に不浸透質で造られている場合においては、1.8m以上とすることができる。

【合併処理浄化槽の構造】

- 第35条 合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第2条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、第32条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
- 2 その構造が前項の規定に適合する合併処理浄化 槽を設けた場合は、法第31条第2項の規定に 適合するものとみなす。

第3章 構造強度

第1節 総則

【構造方法に関する技術的基準】

第36条 法第20条第1項第一号の政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、耐人性等関係規定 (この条から第36条の3まで、第37条、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項及び第4項、第41条、第49条、第70条、第72条(第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第74条から第76条まで(これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第79条(第79条の4において準用する場合を含む。)、第79条の3並びに第80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)の規

定をいう。以下同じ。**)**に適合する構造方法を 用いることとする。

関連 【時刻歴応答解析】法20条 1 項一号→32

- 2 法第20条第1項第二号イの政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。
 - 第81条第2項第一号イに掲げる構造計算に よって安全性を確かめる場合 この節から 第4節の2まで、第5節 (第67条第1項(同 項各号に掲げる措置に係る部分を除く。)及 び第68条第4項(これらの規定を第79条の 4において準用する場合を含む。)を除く。)、 第6節 (第73条、第77条第二号から第六号 まで、第77条の2第2項、第78条 (プレキャ スト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以 上の部材を組み合わせるものの接合部に適用 される場合に限る。)及び第78条の2第1項 第三号(これらの規定を第79条の4におい て準用する場合を含む。)を除く。)、第6節 の2、第80条及び第7節の2 (第80条の2(国 土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準 のうちその指定する基準に係る部分に限る。) を除く。) の規定に適合する構造方法

関連 【保有水平耐力計算】 令81条2項ー号イ → 153

第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算に よって安全性を確かめる場合 耐久性等関 係規定に適合する構造方法

関連 【限界耐力計算】令81条2項一号口→153

■ 第81条第2項第二号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 この節から 第7節の2までの規定に適合する構造方法

関連【許容応力度等計算】令81条2項二号イ→153

3 法第20条第1項第三号イ及び第四号イの政令 で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基 準を除く。)は、この節から第7節の2までの 規定に適合する構造方法を用いることとする。

関連【仕様規定 1節~7節の2】令36条~80条の3→140

【地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等 に準ずる建築物】

第 36 条の 2 法第 20 条第 1 項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

■ 地階を除く階数が4以上である組積造又は補

強コンクリートブロック造の建築物

- 地階を除く<u>階数が3以下</u>である<u>鉄骨造</u>の建築物であって、<u>高さが13m</u>又は<u>軒の高さが9</u>mを超えるもの
- 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20 mを超えるもの
- 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイ又は口のいずれかに該当するもの
 - ↑ 地階を除く階数が4以上である建築物
 - □ 高さが13 m又は軒の高さが9 mを超える 建築物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物

【構造設計の原則】

第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水 平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきも のとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の 支障となる変形又は振動が生じないような<u>剛性</u> 及び瞬間的破壊が生じないような<u>靱性</u>をもたす べきものとする。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【別の建築物とみなすことができる部分】

第36条の4 法第20条第2項(法第88条第1項 において準用する場合を含む。)の政令で定め る部分は、建築物の2以上の部分がエキスパン ションジョイントその他の相互に応力を伝えな い構造方法のみで接している場合における当該

_

10

1

建築物の部分とする。

第2節 構造部材等

【構造部材の耐久】

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽 又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽 若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止 め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした 材料を使用しなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【基礎】

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する<u>荷重及び外力を安全に地盤に伝え</u>、かつ、<u>地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全</u>なものとしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

- **2** 建築物には、<u>異なる構造方法による基礎を併用</u> してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13m又は延べ面積3,000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき100kNを超えるものにあっては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐい は、それを設ける際に作用する打撃力その他の 外力に対して構造耐力上安全なものでなければ ならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合において は、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使 用する場合を除き、常水面下にあるようにしな ければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【屋根ふき材等】

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その 他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装 <u>飾塔</u>その他建築物の屋外に取り付けるものは、 <u>風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって</u> 脱落しないようにしなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

- 2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
- 3 特定天井 (脱落によって重大な危害を生ずるお それがあるものとして国土交通大臣が定める天 井をいう。以下同じ。) の構造は、構造耐力上 安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受 けたものとしなければならない。
- 4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

関連 【耐久性等関係規定】令36条 1 項→140

第3節 木造

【適用の範囲】

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

【木材】

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の 品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による 耐力上の欠点がないものでなければならない。

閱連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【土台及び基礎】

- 第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階 の部分に使用するものの下部には、土台を設け なければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合においては、この限りでない。
 - 当該柱を基礎に緊結した場合
 - 平家建ての建築物(地盤が軟弱な区域として

- 当該柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通 大臣が定める構造方法により接合し、かつ、 当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生 じないことが国土交通大臣が定める方法に よって確かめられた場合
- 2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただ し、平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内 のものについては、この限りでない。

【柱の小径】

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間 方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向 でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、 けたその他の構造耐力上主要な部分である横架 材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げ る割合以上のものでなければならない。ただし、 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算に よって構造耐力上安全であることが確かめられ た場合においては、この限りでない。

柱建築物		張り間方が又している。 別では関連を表する。 別では関連を表する。 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はの上保画覧場では、 はのはには、 はの上保画覧場では、 はのはには、 はのは、 はのはには、 はのは、		左欄以外の柱	
	工業物	最上階 又はが1 の建築 物の柱	その他 の階の 柱	最上階 又はが1 の建築 物の柱	その他 の階の 柱
(1)	土蔵造の建築 物その他これ に類する <mark>壁の 重量が特に大きい</mark> 建築物	1/22	1/20	<u>1</u> 25	1/22
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で <mark>屋根を</mark> 金属板、石板を 金属板、の他これらに類する 軽い材料でふいたもの	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{25}$	$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$

(3)	(1)及び(2)に掲 げる建築物以 外の建築物	$\frac{1}{25}$	1/22	1/30	1/28

- 2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である程の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条 第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を 適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和 する場合においては、当該条例で、柱の小径の 横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足 する規定を設けなければならない。
- 4 前 3 項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の $\frac{1}{3}$ 以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 <u>階数が2以上</u>の建築物における<u>すみ柱</u>又はこれ に準ずる柱は、<u>通し柱</u>としなければならない。 ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有 するように補強した場合においては、この限り でない。
- 6 構造耐力上主要な部分である柱の<mark>有効細長比</mark> (断面の<u>最小二次率半径</u>に対する<u>座屈長さ</u>の比 をいう。以下同じ。) は、<u>150 以下</u>としなけれ ばならない。

【はり等の横架材】

第44条 <u>はり、けた</u>その他の横架材には、その中 央部附近の下側に耐力上支障のある<mark>欠込み</mark>をし てはならない。

【筋かい】

- 第45条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ1.5 cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄 筋を使用したものとしなければならない。
- 2 <u>圧縮力</u>を負担する筋かいは、<u>厚さ3cm以上で幅9cm以上</u>の木材を使用したものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架 材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、く ぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、

2

3

6

筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない 場合において、必要な補強を行なったときは、 この限りでない。

【構造耐力上必要な軸組等】

- 第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び 横架材を木造とした建築物にあっては、すべて の方向の水平力に対して安全であるように、各 階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁 を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配 置しなければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 木造の建築物又は建築物の構造部分について は、適用しない。
 - 次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材 (間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。)に使用する集成材 その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。
 - □ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、 一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結 している土台に緊結し、又は鉄筋コンク リート造の基礎に緊結していること。
 - ハ イ及び口に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
- 3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木 造の建築物においては、第1項の規定によって 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁 を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの 方向につき、次の表1の軸組の種類の欄に掲げ る区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の

欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、そ の階の床面積(その階又は上の階の小屋裏、天 井裏その他これらに類する部分に物置等を設け る場合にあっては、当該物置等の床面積及び高 さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階 の床面積に加えた面積)に次の表2に掲げる数 値(特定行政庁が第88条第2項の規定によっ て指定した区域内における場合においては、表 2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値) を乗じて得た数値以上で、かつ、その階(その 階より上の階がある場合においては、当該上の 階を含む。) の見付面積(張り間方向又はけた 行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。) か らその階の床面からの高さが1.35 m以下の部 分の見付面積を減じたものに次の表3に掲げる 数値を乗じて得た数値以上となるように、国土 交通大臣が定める基準に従って設置しなければ ならない。

	軸組の種類	倍率						
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに 類するものを柱及び間柱の片面 に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5						
(2)	木ずりその他これに類するもの を柱及び間柱の両面に打ち付け た壁を設けた軸組	1						
(2)	厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の 木材又は径9mm以上の鉄筋の筋 かいを入れた軸組	1						
(3)	厚さ3cm以上で幅9cm以上の木 材の筋かいを入れた軸組	1.5						
(4)	厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の 木材の筋かいを入れた軸組	2						
(5)	9 cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3						
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいを たすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞ れの数値の2倍						
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすき掛け に入れた軸組	5						
(8)	その他(1)から(7)までに掲げる軸 組と同等以上の耐力を有するも のとして国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるもの又は国土 交通大臣の認定を受けたもの	0.5から5までの範囲 内において国土交通大 臣が定める数値						
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6) までに掲げる筋かいとを併用し た軸組	(1)又は(2)のそれぞれの 数値と(2)から(6)までの それぞれの数値との <u>和</u>						

建築物	階	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m²)					
	階数が 1の建 築物	階数が 2の建 築物の 1階	階数が 2の建 築物の 2階	階数が 3の建 築物の 1階	階数が 3の建 築物の 2階	階数が 3の建 築物の 3階	
第43条 第1項の 表の(1)又 は(3)に掲 げる建築 物	15	33	21	50	39	24	
第43条 第1項の 表の(2)に 掲げる建 築物	11	29	15	46	34	18	

この表における階数の算定については、地階の部分の階数 は、算入しないものとする。

3

	区域	見付面積に乗ずる数値 (単位 cm/㎡)
(1)	特定行政庁がその地方にお ける過去の風の記録を考慮 してしばしば強い風が吹く と認めて規則で指定する区 域	50を超え、75以下の範囲内 において特定行政庁がその 地方における風の状況に応 じて規則で定める数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

【構造耐力上主要な部分である継手又は仕口】

第47条 構造耐力上主要な部分である

継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結
しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に 応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用し なければならない。

【学校の木造の校舎】

- **第48条** 学校における壁、柱及び横架材を木造と した校舎は、次に掲げるところによらなければ ならない。
 - 外壁には、第46条第4項の表1の(5)に掲げる筋かいを使用すること。
 - けた行が 12 mを超える場合においては、けた行方向の間隔 12 m以内ごとに第 46 条第 4 項の表 1 の(5)に掲げる筋かいを使用した通し

壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が 定める基準に従った構造計算によって構造耐 力上安全であることが確かめられた場合にお いては、この限りでない。

- けた行方向の間隔2m(屋内運動場その他規模が大きい室においては、4m)以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱は、13.5cm角以上のもの(2階建ての1階の柱で、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が4m以上のものについては、13.5cm角以上の柱を2本合わせて用いたもの又は15cm角以上のもの)とすること。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 校舎については、適用しない。
 - 第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するもの
 - **二** 国土交通大臣が指定する日本工業規格に適合 するもの

【外壁内部等の防腐措置等】

第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その 他軸組が腐りやすい構造である部分の下地に は、防水紙その他これに類するものを使用しな ければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土 台のうち、地面から1m以内の部分には、有効 な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、 しろありその他の虫による害を防ぐための措置 を講じなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

第50条 (削除)

第4節 組積造

【適用の範囲】

第51条 <u>この節の規定は</u>、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の<u>組積造</u>(補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第4項において同じ。)の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の

_

10

構造部分に適用する。ただし、高さ13 m以下であり、かつ、軒の高さが9 m以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強され、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、適用しない。

- 2 高さが4m以下で、かつ、延べ面積が20m以内の建築物については、この節の規定中第55条第2項及び第56条の規定は、適用しない。
- 3 構造耐力上主要な部分でない<u>間仕切壁</u>で高さが 2m以下のものについては、この節の規定中第 52条及び第55条第5項の規定に限り適用する。
- 4 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物(高さ13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。)又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物(高さ13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。)については、この節の規定中第59条の2に限り適用する。

【組積造の施工】

- 第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって充分に水洗いをしなければならない。
- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行 きわたるように組積しなければならない。
- 3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が1:3のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が1:2:5のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。
- **4** 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

第53条(削除)

【壁の長さ】

- 第54条 組積造の壁の長さは、10 m以下としなければならない。
- 2 前項の壁の長さは、その壁に相隣って接着する 2つの壁(控壁でその基礎の部分における長さ が、控壁の接着する壁の高さの ¹/₃ 以上のもの を含む。以下この節において「対隣壁」という。) がその壁に接着する部分間の中心距離をいう。

【壁の厚さ】

第55条 組積造の壁の厚さ (仕上材料の厚さを含まないものとする。以下この節において同じ。) は、その建築物の階数及びその壁の長さ (前条第2項の壁の長さをいう。以下この節において同じ。) に応じて、それぞれ次の表の数値以上としなければならない。

壁の長さ建築物の階数	5m以下の場合 (単位 cm)	5 m をこえる 場合(単位 cm)
階数が2以上の建築物	30	40
階数が1の建築物	20	30

- 2 組積造の各階の<mark>壁の厚さ</mark>は、その階の<u>壁の高さ</u>の は以上としなければならない。
- 3 組積造の間仕切壁の壁の厚さは、前2項の規定 による壁の厚さより10cm以下を減らすことが できる。ただし、20cm以下としてはならない。
- 4 組積造の壁を二重壁とする場合においては、前 3項の規定は、そのいずれか一方の壁について 適用する。
- 5 組積造の各階の壁の厚さは、その上にある壁の 厚さより薄くしてはならない。
- 6 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における組積造の帳壁は、この条の規定の適用については、間仕切壁とみなす。

【臥梁】

第56条 組積造の壁には、その各階の壁頂(切妻壁がある場合においては、その切妻壁の壁頂)に鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の臥梁を設けなければならない。ただし、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版、床版等が接着する場合又は階数が1の建築物で壁の厚さが壁の高さの10以上の場合若しくは壁の長さが5m以下の場合においては、この限りでない。

【開口部】

- 第57条 組積造の壁における窓、出入口その他の 開口部は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 各階の対隣壁によって区画されたおのおのの壁における開口部の幅の総和は、その壁の長さの → 以下とすること。
 - **二** 各階における開口部の幅の総和は、その階における壁の長さの総和の ¹/₃ 以下とすること。

- **三** <u>一の開口部とその直上にある開口部との垂直</u> 距離は、60cm以上とすること。
- 2 組積造の壁の各階における開口部相互間又は開口部と対隣壁の中心との水平距離は、その壁の厚さの2倍以上としなければならない。ただし、開口部周囲を鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強した場合においては、この限りでない。
- **3** 幅が1mをこえる開口部の上部には、鉄筋コンクリート造のまぐさを設けなければならない。
- 4 組積造のはね出し窓又ははね出し縁は、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強しなければならない。
- 5 壁付暖炉の組積造の炉胸は、暖炉及び煙突を充分に支持するに足りる基礎の上に造り、かつ、上部を積出しとしない構造とし、木造の建築物に設ける場合においては、更に鋼材で補強しなければならない。

【壁のみぞ】

第 58 条 組積造の壁に、その階の壁の高さの $\frac{3}{4}$ 以上連続した縦壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの $\frac{1}{3}$ 以下とし、横壁みぞを設ける場合においては、その深さは壁の厚さの $\frac{1}{3}$ 以下で、かつ、長さを3 m以下としなければならない。

【鉄骨組積造である壁】

第59条 鉄骨組積造である壁の組積造の部分は、 鉄骨の軸組にボルト、かすがいその他の金物で 緊結しなければならない。

【補強を要する組積造】

第59条の2 高さ13m又は軒の高さが9mを超 える建築物にあっては、国土交通大臣が定める 構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリー トによって補強しなければならない。

【手すり又は手すり壁】

第60条 手すり又は手すり壁は、組積造としては ならない。ただし、これらの頂部に鉄筋コンク リート造の臥梁を設けた場合においては、この 限りでない。

【組積造のへい】

- 第61条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 高さは、1.2 m以下とすること。
 - **二** 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂まで の垂直距離の ¹1 以上とすること。
 - 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分にお

ける壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

【構造耐力上主要な部分等のささえ】

第62条 組積造である構造耐力上主要な部分又は 構造耐力上主要な部分でない組積造の壁で高さ が2mをこえるものは、木造の構造部分でささ えてはならない。

第4節の2 補強コンクリート ブロック造

【適用の範囲】

- 第62条の2 この節の規定は、補強コンクリート ブロック造の建築物又は補強コンクリートブロック造と鉄筋コンクリート造その他の構造と を併用する建築物の補強コンクリートブロック 造の構造部分に適用する。
- 2 高さが4m以下で、かつ、延べ面積が20㎡以内の建築物については、この節の規定中第62条の6及び第62条の7の規定に限り適用する。

第62条の3 (削除)

【耐力壁】

- 第62条の4 各階の補強コンクリートブロック造 の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投 影面積は、60㎡以下としなければならない。
- 2 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する補強コンクリートブロック造の耐力壁の長さのそれぞれの方向についての合計は、その階の床面積1 mにつき 15cm以上としなければならない。
- 3 補強コンクリートブロック造の耐力壁の厚さは、15cm以上で、かつ、その耐力壁に作用するこれと直角な方向の水平力に対する構造耐力上主要な支点間の水平距離(以下第62条の5第2項において「耐力壁の水平力に対する支点間の距離」という。)の ¹/₅0 以上としなければならない。
- 4 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その 端部及び隅角部に径12mm以上の鉄筋を縦に配 置するほか、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm

3

_

以内の間隔で配置したものとしなければならない

- 5 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、前項の規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径の40倍以上基礎又は基礎ばり及び队梁又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造としなければならない。
- 6 第4項の規定による横筋は、次の各号に定める ところによらなければならない。
 - 末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、 補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部 以外の部分における異形鉄筋の末端にあって は、この限りでない。
 - **二** 継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径 の 25 倍以上とすること。
 - 補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接着する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、これらの鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の25倍以上とすること。

【臥梁】

- 第62条の5 補強コンクリートブロック造の耐力 壁には、その各階の壁頂に鉄筋コンクリート造 の<mark>臥梁</mark>を設けなければならない。ただし、階数 が1の建築物で、その壁頂に鉄筋コンクリート 造の屋根版が接着する場合においては、この限 りでない。

【目地及び空胴部】

- 第62条の6 コンクリートブロックは、その目地 塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積 し、鉄筋を入れた空胴部及び縦目地に接する空 胴部は、モルタル又はコンクリートで埋めなけ ればならない。
- 2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又は へいの縦筋は、コンクリートブロックの空胴部 内で継いではならない。ただし、溶接接合その 他これと同等以上の強度を有する接合方法によ る場合においては、この限りでない。

【帳壁】

第62条の7 補強コンクリートブロック造の帳壁

は、鉄筋で、木造及び組積造(補強コンクリートブロック造を除く。) 以外の構造耐力上主要な部分に緊結しなければならない。

【塀】

- 第62条の8 補強コンクリートブロック造の 原の各号(高さ1.2 m以下の塀にあっては、第 五号及び第七号を除く。)に定めるところによ らなければならない。ただし、国土交通大臣が 定める基準に従った構造計算によって構造耐力 上安全であることが確かめられた場合において は、この限りでない。
 - 高さは、2.2 m以下とすること。
 - **二** 壁の<u>厚さ</u>は、<u>15cm</u> (高さ2 m以下の塀にあっては、10cm) 以上とすること。
 - 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部 には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置 すること。
 - 四 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm 以下の間隔で配置すること。
 - 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を 配置した整壁で基礎の部分において壁面から 高さの ¹/₌ 以上突出したものを設けること。
 - ★ 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
 - ★ 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは
 30cm以上とすること。

第5節 鉄骨造

【適用の範囲】

第63条 この節の規定は、鉄骨造の建築物又は鉄 骨造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併 用する建築物の鉄骨造の構造部分に適用する。

【材料】

第64条 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、炭素鋼若しくはステンレス鋼(この節において「鋼材」という。)又は<u>鋳鉄</u>としなければならない。

【圧縮材の有効細長比】

第65条 構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮 材(圧縮力を負担する部材をいう。以下同じ。) の有効細長比は、柱にあっては200以下、柱以 外のものにあっては250以下としなければなら ない。

【柱の脚部】

第66条 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、 国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に 緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

【接合】

第67条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合 は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力 ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合(構 造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係る リベット接合にあっては、添板リベット接合) 又はこれらと同等以上の効力を有するものとし て国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接 合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力 ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等 以上の効力を有するものとして国土交通大臣の 認定を受けた接合方法に、それぞれよらなけれ ばならない。ただし、軒の高さが9m以下で、 かつ、張り間が13m以下の建築物(延べ面積 が3,000㎡を超えるものを除く。) にあっては、 ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに 該当する措置を講じたボルト接合によることが できる。

関連【本文 保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141

- 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。
- 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。
- 当該ボルトにナットを二重に使用すること。
- 前3号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。
- 2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造

とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの $\frac{1}{4}$ (柱の脚部においては、 $\frac{1}{2}$)以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

【高力ボルト、ボルト及びリベット】

- 第68条 高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上としなければならない。
- 2 <u>高力ボルト孔の径</u>は、高力ボルトの径より2<u>m</u>を超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が27mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、高力ボルト孔の径を高力ボルトの径より3mmまで大きくすることができる。
- 3 前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合と同等以上の効力を有するものとして国 土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合につ いては、適用しない。
- 4 ボルト孔の径は、ボルトの径より<u>1mmを超えて大きくしてはならない</u>。ただし、ボルトの径が20mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合においては、ボルト孔の径をボルトの径より1.5mmまで大きくすることができる。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141

5 リベットは、リベット孔に充分埋まるように打 たなければならない。

【斜材、壁等の配置】

第69条 軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、形鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合い良く配置しなければならない。

【柱の防火被覆】

第70条 地階を除く階数が3以上の建築物(法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物及び同条第九号の三イに該当する建築物を除く。)にあっては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合においては、当該柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破

5

9

10

壊その他の損傷を生じないものとして国土交通 大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交 通大臣の認定を受けたものとしなければならな い。

関連【耐久性等関係規定】令36条 1 項→140

第6節 鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

- 第71条 この節の規定は、鉄筋コンクリート造の 建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他 の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート 造の構造部分に適用する。
- 2 高さが4m以下で、かつ、延べ面積が30m以 内の建築物又は高さが3m以下のへいについて は、この節の規定中第72条、第75条及び第 79条の規定に限り適用する。

【コンクリートの材料】

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンク リートの材料は、次の各号に定めるところによ らなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

- <u>骨材、水</u>及び<u>混和材料</u>は、鉄筋をさびさせ、 又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるよ うな酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- **二** 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、 当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び 耐火性が得られるものであること。

【鉄筋の継手及び定着】

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、ユンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

関連【本文 保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141

柱及びはり(基礎ばりを除く。) の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の

郷手の重ね長さは、継手を構造部材における

引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径(径の異なる

主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

【コンクリートの強度】

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンク リートの強度は、次に定めるものでなければな らない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

- 四週圧縮強度は、1 miにつき 12 N (軽量骨 材を使用する場合においては、9 N) 以上で あること。
- 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土 交通大臣が安全上必要であると認めて定める 基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、 かつ、必要な強度が得られるようにその調合を 定めなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【コンクリートの養生】

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後<u>5日</u> <u>間</u>は、コンクリートの温度が<u>2度を下らない</u>ようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ず る場合においては、この限りでない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【型わく及び支柱の除去】

- 第76条 構造耐力上主要な部分に係る型わく及び 支柱は、コンクリートが自重及び工事の施工中 の荷重によって著しい変形又はひび割れその他 の損傷を受けない強度になるまでは、取りはず してはならない。
 - 関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140
- 2 前項の型わく及び支柱の取りはずしに関し必要 な技術的基準は、国土交通大臣が定める。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【柱の構造】

- 第77条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に 定める構造としなければならない。
 - 主筋は、4本以上とすること。
 - **二 主筋**は、帯筋と緊結すること。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141

- 滞筋の径は、6 mm以上とし、その間隔は、15 cm (柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の2倍以内の距離にある部分においては、10cm)以下で、かつ、最も細い主筋の径の15倍以下とすること。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141
- 四 帯筋比 (柱の軸を含むコンクリートの断面の 面積に対する帯筋の断面積の和の割合として 国土交通大臣が定める方法により算出した数 値をいう。) は、0.2%以上とすること。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141
- 五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の 距離の 15 以上とすること。ただし、国土交 通大臣が定める基準に従った構造計算によっ て構造耐力上安全であることが確かめられた 場合においては、この限りでない。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141
- ★ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積 の 0.8%以上とすること。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141

【床版の構造】

第77条の2 構造耐力上主要な部分である床版は、 次に定める構造としなければならない。ただし、 第82条第四号に掲げる構造計算によって振動 又は変形による使用上の支障が起こらないこと が確かめられた場合においては、この限りでない。

- 厚さは、<u>8 cm以上</u>とし、かつ、<u>短辺方向にお</u> ける有効張り間長さの ¹元 以上とすること。
- 最大曲げモーメントを受ける部分における 引張鉄筋の間隔は、短辺方向において 20cm 以下、長辺方向において 30cm以下で、かつ、 床版の厚さの 3 倍以下とすること。
- 2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。
 - 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在 応力を伝えることができるものとすること。
 - **二** 2以上の部材を組み合わせるものにあっては、これらの部材相互を緊結すること。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141

【はりの構造】

第78条 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあばら筋をはりの丈の $\frac{3}{4}$ (队梁にあっては、30cm)以下の間隔で配置しなければならない。

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141

【耐力壁】

- 第78条の2 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。
 - 厚さは、12cm以上とすること。
 - **二 開口部**周囲に径 12mm以上の<mark>補強筋</mark>を配置すること。
 - 径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm(複配筋として配置する場合においては、45cm)以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあっては、その間隔を35cm(複配筋として配置する場合においては、50cm)以下とすることができる。
 - 関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号⇒141
 - 四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。
- 2 <u>壁式構造の耐力壁</u>は、前項の規定によるほか、 次に定める構造としなければならない。
 - 長さは、45cm以上とすること。
 - **二** その端部及び隅角部に径 12mm以上の鉄筋を 縦に配置すること。
 - 三 各階の耐力壁は、その頂部及び脚部を当該耐力壁の厚さ以上の幅の壁ばり(最下階の耐力壁の脚部にあっては、布基礎又は基礎ばり)に緊結し、耐力壁の存在応力を相互に伝える。

5

7

ことができるようにすること。

【鉄筋のかぶり厚さ】

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては4cm以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあっては捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋 の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートと を有効に付着させることにより、同項に規定す るかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及 び強度を有するものとして、国土交通大臣が定 めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の 認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

65条、第70条及び第77条第四号を除く。)の 規定を準用する。この場合において、第72条 第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあ るのは「鉄骨及び鉄筋の間並びにこれらとせき 板」と、第77条第六号中「主筋」とあるのは「鉄 骨及び主筋」と読み替えるものとする。

第7節 無筋コンクリート造

【無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の 規定の準用】

第80条 無筋コンクリート造の建築物又は無筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物の無筋コンクリート造の構造部分については、この章の第4節(第52条を除く。)の規定並びに第71条(第79条に関する部分を除く。)、第72条及び第74条から第76条までの規定を進用する。

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

【適用の範囲】

第79条の2 この節の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

【鉄骨のかぶり厚さ】

第79条の3 <u>鉄骨に対する</u>コンクリートのnがり 厚さは、5 cm以上</u>としなければならない。

関連【耐久性等関係規定】令36条 1 項→140

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄骨 の腐食を防止し、かつ、鉄骨とコンクリートと を有効に付着させることにより、同項に規定す るかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及 び強度を有するものとして、国土交通大臣が定 めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の 認定を受けた部材については、適用しない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

【鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6 節の規定の準用】

第79条の4 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又 は建築物の構造部分については、前2節(第

第7節の2 構造方法に関する補則

【構造方法に関する補則】

第80条の2 第3節から前節までに定めるものの ほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築 物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安 全上必要な技術的基準を定めた場合において は、それらの建築物又は建築物の構造部分は、 その技術的基準に従った構造としなければなら ない。

関連【耐久性等関係規定】令36条1項→140

関連【保有水平耐力計算 除外】令36条2項一号→141

- 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コン クリート造又は無筋コンクリート造の建築物 又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法に よるもの
- 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コン クリート造及び無筋コンクリート造以外の建 築物又は建築物の構造部分

【土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法】

第80条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災

4

6

3

9

10

11

害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57 号) 第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒 区域(以下この条及び第82条の5第八号にお いて「特別警戒区域」という。) 内における居 室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な 部分(当該特別警戒区域の指定において都道府 県知事が同法第9条第2項及び土砂災害警戒区 域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律施行令(平成13年政令第84号)第4条の規定に基 づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ(以 下この条及び第82条の5第八号において「土 石等の高さ等」という。) 以下の部分であって、 当該特別警戒区域に係る同法第2条に規定する 土砂災害の発生原因となる自然現象(河道閉塞 による湛水を除く。以下この条及び第82条の 5 第八号において単に「自然現象」という。) により衝撃が作用すると想定される部分に限 る。以下この条及び第82条の5第八号におい て「外壁等」という。) の構造は、自然現象の 種類、当該特別警戒区域の指定において都道府 県知事が同法第9条第2項及び同令第4条の規 定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大 きさ(以下この条及び第82条の5第八号にお いて「最大の力の大きさ等」という。)及び土 石等の高さ等(当該外壁等の高さが土石等の高 さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大 の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁 等の高さ)に応じて、当該自然現象により想定 される衝撃が作用した場合においても破壊を生 じないものとして国土交通大臣が定めた構造方 法を用いるものとしなければならない。ただし、 土石等の高さ等以上の高さの門又は塀(当該構 造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有す るものとして国土交通大臣が定めた構造方法を 用いるものに限る。) が当該自然現象により当 該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよ うに設けられている場合においては、この限り でない。

第8節 構造計算

第1款 総則

第81条 法第20条第1項第一号の政令で定める

基準は、次のとおりとする。

- 荷重及び外力によって建築物の各部分に<u>連続</u> 的に生ずる力及び変形を把握すること。
- 二 前号の規定により把握した力及び変形が当該 建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えな いことを確かめること。
- 三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- 2 法第20条第1項第二号イの政令で定める基準 は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める構造計算によるもので あることとする。
 - 高さが31 mを超える建築物 次のイ又は 口のいずれかに該当する構造計算
 - イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算 関題【保有水平耐力計算】令82条~82条の4⇒154
 - □ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性 を確かめることができるものとして国土交 通大臣が定める基準に従った構造計算

関連【限界耐力計算】令82条の5→155

- 高さが31 m以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算
 - イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算 関型 [許容応力度等計算] 令82条の6→156
 - □ 前号に定める構造計算
- 3 法第20条第1項第三号イの政令で定める基準 は、次条各号及び第82条の4に定めるところ による構造計算又はこれと同等以上に安全性を 確かめることができるものとして国土交通大臣 が定める基準に従った構造計算によるものであ ることとする。

関連【許容応力度計算】令82条→154

第1款の2 保有水平耐力計算

【保有水平耐力計算】

- 第82条 前条第2項第一号イに規定する保有水平 耐力計算とは、次の各号及び次条から第82条 の4までに定めるところによりする構造計算を いう。
 - 第2款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
 - 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる 長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式 によって計算すること。

	力の種類	荷重及び外 力について 想定する状態	一般の場合	第86条第 2項ただし 書の規定に より特定行 政庁が指定 する 域における 場合	備考
	長期	常時		G+P	
	に生 ずる 力	積雪時	G+P	G+P+ 0.7S	
Ì		積雪時	G+P+S	G+P+S	
	<mark>短期</mark> にず力	暴風時	G+P+W	G+P+W	建築物の引 大きる場合には、Pに建築に は、Pに建築に は、Pに建築に は、実て積 である。
				$G+P+ \\ 0.35S+W$	荷重を減ら した数値に よるものと する。
		地震時	G+P+K	G + P + 0.35S + K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。

- **G** 第84条に規定する<u>固定荷重</u>によって生ずる力
- P 第85条に規定する<u>積載荷重</u>によって生ずる力
- S 第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
- W 第87条に規定する風圧力によって生ずる力
- K 第88条に規定する地震力によって生ずる力
- 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第3款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。
- 国土交通大臣が定める場合においては、構造 耐力上主要な部分である構造部材の変形又は

振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめること。

【層間変形角】

第82条の2 建築物の地上部分については、第88条第1項に規定する地震力(以下この款において「地震力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合(第82条の6第二号イ及び第109条の2の2において「層間変形角」という。)が 1/200 (地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、1/20) 以内であることを確かめなければならない。

関連【準耐火構造等の層間変形角】令109条の2の2→167

【保有水平耐力】

- 第82条の3 建築物の地上部分については、第一 号の規定によって計算した各階の水平力に対す る耐力(以下この条及び第82条の5において 「保有水平耐力」という。)が、第二号の規定に よって計算した必要保有水平耐力以上であるこ とを確かめなければならない。
 - 第4款に規定する<u>材料強度</u>によって国土交通 大臣が定める方法により<u>保有水平耐力</u>を計算 すること。
 - 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次 の式によって計算すること。

Qun = Ds Fes Qud

この式において、*Qun、Ds、Fes* 及び *Qud* は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Qun 各階の必要保有水平耐力(単位 kN)

Ds 各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値

Fes 各階の形状特性を表すものとして、各階 の剛性率及び偏心率に応じて国土交通 大臣が定める方法により算出した数値

Qud地震力によって各階に生ずる水平力(単位 kN)

【屋根ふき材等の構造計算】

第82条の4 屋根ふき材、外装材及び屋外に面す

る帳壁については、国土交通大臣が定める基準 に従った構造計算によって風圧に対して構造耐 力上安全であることを確かめなければならな い。

第1款の3 限界耐力計算

- **第82条の5** 第81条第2項第一号ロに規定する 限界耐力計算とは、次に定めるところによりす る構造計算をいう。
 - 地震時を除き、第82条第一号から第三号ま で(地震に係る部分を除く。)に定めるとこ ろによること。
 - 積雪時又は<mark>暴風時</mark>に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第4款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力 について想定 する状態	一般の場合	第86条第2 項ただし書の 規定により特 定行政庁が指 定する多雪区 域における場 合	備考
積雪時	G+P+1.4S	G+P+1.4S	
		G+P+1.6W	建築物の転 倒、柱の引抜 き等を検討す る場合におい
暴風時	G+P+1.6W	G+P+0.35S +1.6W	ては、Pについては、以下では、 ないでは、 といいでは、 Pについては、 Pにいいては、 Pにいいいは、 Pにいいいでは、 Pにいいいには、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 Pにいいいは、 P

この表において、G、P、S及びWは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。

- G 第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
- P 第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
- S 第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力
- W 第87条に規定する風圧力によって生ずる力
- 地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力 (建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第3款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階

の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。) <u>を超えない</u>ことを確かめるとともに、<mark>層間変位の当該各階の高さに対する</mark>割合が<u>100</u>(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に<u>著しい</u>損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、100) を超えないことを確かめること。

- 不会階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位(以下この号において「損傷限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- □ 建築物のいずれかの階において、イによって計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- <u>小 地震により建築物の各階に作用する地震力</u>を、損傷限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

Td<0.16の場合	$Pdi = (0.64 + 6Td) mi \ Bdi \ Z \ Gs$
0.16≦Td<0.64の場合	$Pdi = 1.6mi \ Bdi \ Z \ Gs$
0.64≦Tdの場合	$Pdi = \frac{1.024mi \ Bdi \ Z \ Gs}{Td}$

この表において、Td、Pdi、mi、Bdi、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Td 建築物の損傷限界固有周期(単位 秒)

Pdi 各階に水平方向に生ずる力(単位 kN)

mi 各階の質量(各階の固定荷重及び積載荷重との和(第 86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が 指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加え たものとする。)を重力加速度で除したもの)(単位 t)

Bdi 建築物の各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、損傷限界固有周期に応じて国土交通大臣が定める基準に従って算出した数値

- Z 第88条第1項に規定するZの数値
- Gs 表層地盤による加速度の増幅率を表すものとして、 表層地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法 により算出した数値
 - 各階が、ハによって計算した地震力その他 のこれに作用する力に耐えている時に当該 階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通 大臣が定める方法により計算すること。

5

9

10

第82条の6 ●建築基準法施行令

- 第88条第4項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を第82条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ第3款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 五 地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。
 - 不 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下この号において「安全限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
 - □ 建築物のいずれかの階において、イによって計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期(以下この号において「安全限界固有周期」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
 - ↑ 地震により建築物の各階に作用する地震力 を、安全限界固有周期に応じて次の表に掲 げる式によって計算した当該階以上の各階 に水平方向に生ずる力の総和として計算す ること。

Ts<0.16の場合	Psi = (3.2 + 30Ts) mi Bsi Fh Z Gs
0.16≦Ts<0.64の場合	Psi=8mi Bsi Fh Z Gs
0.64≤ <i>Ts</i> の場合	$Psi = \frac{5.12mi \ Bsi \ Fh \ Z \ Gs}{Ts}$

この表において、Ts、Psi、mi、Bsi、Fh、Z及びGsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ts 建築物の安全限界固有周期(単位 秒)

Psi 各階に水平方向に生ずる力(単位 kN)

mi 第三号の表に規定するmiの数値

Bsi 各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、安全 限界固有周期に対応する振動特性に応じて国土交通 大臣が定める基準に従って算出した数値

Fh 安全限界固有周期における振動の減衰による加速度 の低減率を表すものとして国土交通大臣が定める基 準に従って算出した数値

Z 第88条第1項に規定するZの数値

Gs 第三号の表に規定するGsの数値

- 六 第82条第四号の規定によること。
- 七 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面 する帳壁が、第三号ニの規定によって計算し

た建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位 及び同号ロの規定によって計算した建築物の 損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生 ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める 基準に従った構造計算によって風圧並びに地 震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上 安全であることを確かめること。

八 特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等が、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等(当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ)に応じて、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものであることを確かめること。ただし、第80条の3ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第1款の4 許容応力度等計算

- 第82条の6 第81条第2項第二号イに規定する 許容応力度等計算とは、次に定めるところによ りする構造計算をいう。
 - 第82条各号、第82条の2及び第82条の4 に定めるところによること。
 - **二** 建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。
 - イ 次の式によって計算した各階の**剛性率**が、 それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であること。

$$Rs = \frac{rs}{\overline{r}s}$$

この式において、Rs、rs 及び $\bar{r}s$ は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

Rs 各階の剛性率

rs 各階の層間変形角の逆数

rs 当該建築物についての rs の相加平均

□ 次の式によって計算した各階の偏心率が、 それぞれ ½ を超えないこと。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、Re、e 及び re は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

Re 各階の偏心率

- e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重(第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあっては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重)の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ(単位 cm)
- re 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根(単位 cm)
- 前2号に定めるところによるほか、建築物の 地上部分について、国土交通大臣がその構造 方法に応じ、地震に対し、安全であることを 確かめるために必要なものとして定める基準 に適合すること。

第2款 荷重及び外力

【荷重及び外力の種類】

- 第83条 建築物に作用する荷重及び外力としては、 次の各号に掲げるものを採用しなければならない。
 - 固定荷重
 - 二 積載荷重
 - **三** 積雪荷重
 - 四 風圧力
 - 五 地震力
- 2 前項に掲げるもののほか、建築物の実況に応じて、<u>土圧、水圧、震動及び衝撃による外力</u>を採用しなければならない。

【固定荷重】

第84条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築 物の 部分		J	単位面和 たり荷動	〔単	備考		
	瓦ぶき	ふき: 合	上がない場	R H Ki	640	下地及びた るきを含 み、もやを 含まない。	
	込かさ	ふき <u>:</u> 合	上がある場		980	下地及びた るきを含 み、もやを 含まない。	
	波形鉄 板ぶき	もや! 場合	こ直接ふく		50	もやを含ま ない。	
屋根	薄鉄板ぶき			屋根面につき	200	下地及びた るきを含 み、もやを 含まない。	
	ガラス屋根				290	鉄製枠を含 み、もやを 含まない。	
	厚形スレートぶき				440	下地及びた るきを含 み、もやを 含まない。	
木造	もやの3 m以下の		の距離が 2	屋根面	50		
もや	もやの支点間の距離が4 m以下の場合			につき	100		
	さお縁	さお縁			100		
	繊維板張、打上げ板張、合 板張又は金属板張				150	つり木、受	
天井	木毛セメント板張			天井面 につき	200	木及びその 他の下地を	
	格縁			,,,,,,	290	含む。	
	しっくレ	い塗			390		
	モルタル塗				590		
		板張			150	根太を含む。	
	木造の床	畳敷			340	床板及び根 太を含む。	
			張り間が 4 m以下 の場合	床面につき	100		
		床ば り	張り間が 6 m以下 の場合		170		
床			張り間が 8 m以下 の場合		250		
	コンク リート 造の床 の仕上 げ	板張			200	根太及び大 引を含む。	
		フロアリングブ ロック張			150	仕上げ厚さ 1 cmごと	
		リート 造の床 造石 の仕上 ル張	タル塗、人 金及びタイ		200	に、そのcm の数値を乗 ずるものと する。	
		アスプ水層	ファルト防	净纸其	150	厚さ1cmご とに、その cmの数値を 乗ずるもの とする。	

2

3

1

	木造の建	建築物の壁の軸組		150	柱、間柱及 び筋かいを 含む。
	木造の 建築物 の壁の 仕上げ	下見板張、羽目 板張又は繊維板 張		100	下地を含み、軸組を含まない。
		木ずりしっくい 塗	ni	340	
壁		鉄網モルタル塗	壁面につき	640	
	木造の発	建築物の小舞壁		830	軸組を含 む。
	コンク	しっくい塗		170	仕上げ厚さ
	リート 造の壁 の仕上	モルタル塗及び 人造石塗		200	1 cmごと に、そのcm の数値を乗 ずるものと
	げ	タイル張		200	する。

【積載荷重】

第85条 建築物の各部の<u>積載荷重</u>は、当該建築物の<u>実況に応じて計算</u>しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(い)、(ろ)又は(は)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

			(C)	(ろ)	(は)	
	構造計算	草の対象	床の構造 計算をす る場合	大ばり、 柱又は <mark>基</mark> 礎の構造 計算をす	<mark>地震力</mark> を 計算する 場合	
室()種類		(単位 N/㎡)	る場合 (単位 N/㎡)	(単位 N/㎡)	
(1)	住宅の居室、住 の建築物におり 又は病室		1,800	1,300	600	
(2)	事務室		2,900	1,800	800	
(3)	教室 百貨店又は店舗の売場		2,300	2,100	1,100	
(4)			2,900	2,400	1,300	
(5)	劇場、映画館、 演芸場、観覧 場、公会堂、集 会場その他こ		2,900	2,600	1,600	
(5)	れらに類する 用途に供する 建築物の客席 又は集会室	<mark>その他</mark> の場合	3,500	3,200	2,100	
(6)	自動車通路		5,400	3,900	2,000	
(7)			(3)から(5)までに掲げる室に連 <mark>絡するもの</mark> にあっては、(5)の 「その他の場合」の数値による。			
(8)	屋上広場又は バルコニー		(1)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあっては、(4)の数値による。			

2 <u>柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力</u>を計算する 場合においては、前項の表の(ろ)欄の数値は、そ のささえる床の数に応じて、これに次の表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、同項の表の(5)に掲げる室の床の積載荷重については、この限りでない。

ささえる 床の数	2	3	4	5	6	7	8	9 以上
積載荷重 を減らす ために ずべ 値	0.95	0.9	0.85	0.8	0.75	0.7	0.65	0.6

3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第 1項の規定によって実況に応じて計算した数値 が1㎡につき3,900 N未満の場合においても、 3,900 Nとしなければならない。

【積雪荷重】

- 第86条 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水 <u>平投影面積</u>及びその地方における<u>垂直積雪量を</u> 乗じて計算しなければならない。
- 2 前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量1cm ごとに1mにつき20N以上としなければなら ない。ただし、特定行政庁は、規則で、国土交 通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定 し、その区域につきこれと異なる定めをするこ とができる。
- 3 第1項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣 が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定 める数値としなければならない。
- 4 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度以下の場合においては、その勾配に応じて第1項の積雪荷重に次の式によって計算した屋根形状係数(特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値)を乗じた数値とし、その勾配が60度を超える場合においては、0とすることができる。

$$\mu b = \sqrt{\cos(1.5 \beta)}$$

この式において、 μb 及び β は、それぞれ次の数値を表すものとする。

и b 屋根形状係数

β 屋根勾配 (単位 度)

5 屋根面における積雪量が不均等となるおそれの

ある場合においては、その影響を考慮して積雪 荷重を計算しなければならない。

- 6 <u>雪下ろしを行う慣習のある地方</u>においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、<u>雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算</u>することができる。
- 7 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷 重を計算した建築物については、その出入口、 主要な居室又はその他の見やすい場所に、その 軽減の実況その他必要な事項を表示しなければ ならない。

【風圧力】

- 第87条 <u>風圧力</u>は、<u>速度圧</u>に<u>風力係数</u>を乗じて計 算しなければならない。
- 2 前項の<mark>速度圧</mark>は、次の式によって計算しなけれ ばならない。

 $a = 0.6EV_0^2$

この式において、q、E及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a 速度圧(単位 N/㎡)
- E 当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域 に存する建築物その他の工作物、樹木そ の他の風速に影響を与えるものの状況に 応じて国土交通大臣が定める方法により 算出した数値
- V_0 その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて 30m/ 秒から 46m/ 秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速 (単位 m/ 秒)
- 3 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の ¹/₂ まで減らすことができる。
- 4 第1項の風力係数は、風洞試験によって定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値によらなければならない。

【地震力】

第88条 建築物の地上部分の<mark>地震力</mark>については、 当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの 部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和(第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$Ci = Z Rt Ai C_0$

この式において、Ci、Z、Rt、Ai 及び C_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Ci 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数
- Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて1.0から0.7までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
- Rt 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
- Ai 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表す ものとして国土交通大臣が定める方法に より算出した数値
- C。標準せん断力係数
- 2 標準せん断力係数は、0.2 以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物(第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあっては、0.3 以上としなければならない。
- 3 第82条の3第二号の規定により<u>必要保有水平耐力を計算する場合</u>においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
- 4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力 は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次 の式に適合する水平震度を乗じて計算しなけれ ばならない。ただし、地震時における建築物の

3

D

振動の性状を適切に評価して計算をすることが できる場合においては、当該計算によることが できる。

$$k \ge 0.1(1 - \frac{H}{40})Z$$

この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- k 水平震度
- H 建築物の地下部分の各部分の地盤面から の深さ (20 を超えるときは 20 とする。) (単位 m)
- Z 第1項に規定する Z の数値

第3款 許容応力度

【木材】

第89条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第82条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に1.3を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に0.8を乗じて得た数値としなければならない。

許容応	生ずる 力度 N/㎡)	りに対す	る	許容応	生ずる 力度 N/㎡)	りに対す	る
圧縮 引張り 曲げ せん断				圧縮	引張り	曲げ	せん断
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$							
この表	この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、それぞれ木材の種類及						

この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、それぞれ木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度(単位 N/ml)を表すものとする。

- 2 かた木で特に品質優良なものをしゃち、込み栓の類に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ前項の表の数値の2倍まで増大することができる。
- 3 基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ前2項の規定による数値の70%に相当する数値としなければならない。

【鋼材等】

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表

2の数値によらなければならない。

1

		許容力度	長持		*る力に *応力度 * N/m [*]		短期 力に対する許 容応力度 (単位 N/mm)
種	種類		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮 引張り せん断
炭	構造鋼材	造用 オ	$\frac{F}{1.5}$	F 1.5	F 1.5	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	
炭素鋼		黒皮	_	$\frac{F}{1.5}$	_	_	
	ボルト	仕上げ	_	<u>F</u> 1.5	_	$rac{F}{2}$ $(F \% 240 \% 24$	長期 に生ずる 力に対す が 引張 引無
	構造ケル		_	F/1.5	_	_	げ又はせん断 の許容応力度 のそれぞれ <mark>の</mark>
	リィ ト針		_	F 1.5	_	<u>F</u>	<u>数値の1.5倍</u> と する。
	鋳釒	尚	$\frac{F}{1.5}$	F 1.5	<u>F</u> 1.5	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	
	構造鋼材		<u>F</u> 1.5	F 1.5	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	
ステンレ	ボル	レト	_	F 1.5	_	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	
ンレス鋼	構造ケール		_	F 1.5	_	_	
	鋳釒	肖	F 1.5	<u>F</u> 1.5	F 1.5	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	
	鋳鉄	:	<u>F</u> 1.5	_	_	_	

この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度(単位 N/mi)を表すものとする。

許容	<mark>長期</mark> に生ずる力に 対する許容応力度 (単位 N/md)			短期 対する許容応力度 (単位 N/ml)		
種類	圧縮	引引 せん断 補強以 外に場 合	長り せん断 補強 に 場合	圧縮	引引 せん断 補強以 外にる場	

丸 鋼	該数値 が155 を超え	<u>F</u> 1.5 (当 該数 が155 を場った る場合	該数値 が195 を超え	F	F	F (当 値 が 295 を る 場 は な)

丸	. 鋼	が155 を超え る場合 には、 155)	が155 を超え る場合 には、 155)	が195 を超え る場合 には、 195)	F	F	が295 を超え る場合 には、 295)
径28mm 以下の 異形鉄筋		$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が215を超える場合には、215)	$\frac{F}{1.5}$ (当該数値が215を超える場合には、215)	F 1.5 1.5 (当該数値 が195 を超える場合には、 には、 195)	F	F	F (当 該が390 を超え る場合 には、 390)
	径28mm を超え るもの	F 1.5 1.5 (当 該数値 が195 を超え る場合 には、 195)	F1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F 1.5 1.5 (当 該数値 が195 を超え る場合 には、 195)	F	F	F (当 が390 を超え る場合 には、 390)
鉄線の径が 4 mm以上の 溶接金網		_	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	_	<i>F</i> (ただ し、床 版に 場 に る に る に る に る に る に る に る に る に る	F

【コンクリート】

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容 応力度(単位 N/mi)					生ずる (<u>単位</u>	カに対す N/mm²)	る許容
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
<u>F</u> 3	臣がこれなる数の定めた場の定め	コンつ通異定そのは大きななが、	のに あっ ては、 0.6)	縮の値ン断こ合る 引の値と が の り に れ は 。	張応 <mark>倍</mark> ーい異そ りたの トてなの よる な で し い り る り る り る り る り る り る の り る り る り る り	力んそれる 日本の 11国 21国 21 日本の 21 張土値 21 張土値 た 数 で 変	はれるが はれるが はたい は はれるが は は は た と は り と り る せ に た ら り と り と り と り と り と り と り と り と り と り
この表	この表において、Fは、設計基準強度(単位 N/mil)を表すもの						
とする。	0						

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に 応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定め た場合において、設計基準強度が、その数値を 超えるときは、前項の表の適用に関しては、そ の数値を設計基準強度とする。

【溶接】

第92条 溶接継目ののど断面に対する許容応力度 は、次の表の数値によらなければならない。

継目の 形式		期 けする許 (単位		力度	対	する許	ずる力 容応力 N/m/)	度
11011	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん 断
突合せ		$\frac{F}{1.5}$		$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			。 う力に対 り、曲り	
突合せ 以外の もの		$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$		$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$			学応力) 値 <mark>の 1.</mark>	

この表において、Fは、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度(単位 N/mi)を表すものとする。

【高力ボルト接合】

第92条の2 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルト の軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表 の数値によらなければならない。

許容せん断 応力度 種類	長期に生ずる力に 対する許容せん断 応力度 (単位 N/mi)	短期に生ずる力に 対する許容せん断 応力度 (単位 N/mi)
一面せん断	$0.3T_{0}$	長期に生ずる力に 対する許容せん断
二面せん断	$0.6T_{0}$	応力度の数値の1.5 倍とする。

この表において、T₀は、高力ボルトの品質に応じて国土交通 大臣が定める基準張力(単位 N/mi)を表すものとする。

2 高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$fst = fso \left\{ 1 - \frac{\sigma t}{T_0} \right\}$$

この式において、fst、fso、 σt 及び T_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

fst この項の規定による許容せん断応力度 (単位 N/mi)

fso 前項の規定による許容せん断応力度 (単位 N/mi)

- σt 高力ボルトに加わる外力により生ずる 引張応力度(単位 N/mi)
- T₀ 前項の表に規定する基準張力

【地盤及び基礎ぐい】

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期 対する許容応力度 (単位 kN/㎡)	短期 に生ずる力に 対する許容応力度 (単位 kN/㎡)
岩盤	1,000	
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	長期に生ずる力に
砂質地盤(<u>地震時に</u> 液状化のおそれのな いものに限る。)	50	対する許容応力度 のそれぞれの数値 の2倍とする。
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

【補則】

第94条 第89条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

第4款 材料強度

【木材】

第95条 木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第82条の5第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に0.8を乗じて得た数値としなければならない。

	材料強度(単位 N/mm)						
	圧縮 引張り 曲げ せん断						
	Fc Ft Fb Fs						
- [この主にわいて ローローロースボロ は こんごん 佐 00 タ						

この表において、Fc、Ft、Fb 及びFs は、それぞれ第89条第1項の表に規定する基準強度を表すものとする。

2 第89条第2項及び第3項の規定は、木材の材料強度について準用する。

【鋼材等】

第96条 鋼材等の材料強度は、次の表1又は表2 の数値によらなければならない。

1

上海 月張り 曲げ せん断				7	材料強度(単	単位 N/mmi))
横垣川岬 F		種類		圧縮	引張り	曲げ	
高力ボルト ー F ー F 黒皮 ー F ー 3F が 240 を超えるボルトにつ国土交通これを異なる定合はよるを定合はよるを定合はよめた場合にある。数値をある。 横造用ケー ー F ー ー リベット鋼 ー F F F 横造用銅材 F F F F 満面 F F F F ボルト ー F F F ボルト ー F F F 構造用ケー ー F F F ボルト ー F F F 横造用ケー ー F F F ボルト ー F F F 横造用ケー ー ー ー 横端 F F F F ボルト ー ー ー ー ボルト ー F F F ボルト ー F F F ボルト ー ー		構造用	鋼材	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
農皮 - F - - ボルト - F - <td< td=""><td></td><td>高力才</td><td>ボルト</td><td>_</td><td>F</td><td>_</td><td>$\frac{F}{\sqrt{3}}$</td></td<>		高力才	ボルト	_	F	_	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
ボルト			黒皮	_	F	_	_
ブル - F - - 3F 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	炭素鋼			_	F	_	が240をボルい土臣と数めは定なない。 通こなを場それのはたいが異値たいめばない。 かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう しょう かんしょう しょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しんしょう かんしょう しんしょう かんしょう しんしょう しんしょく しんしゃ しんしょく しんしょく しんしん しんしょく しんしょく しんしょく しんしん しんしょく しんしん しんしん
対			ケー	_	F	_	_
講師 F F F 構造用鋼材 F F F F 高力ボルト - F - F ボルト - F - F ボルト - F - - 構造用ケー - F - - ずル - F F F 萎銅 F F F F		リベッ	/ 卜鋼	_	F	_	4
構造用鋼材 F F F F 高力ボルト - F - F ボルト - F - F ボルト - F - F 構造用ケー - F - - 芽鋼 F F F F		鋳鋼		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
高力ボルト ー F ー F/3 ボルト ー F ー F 構造用ケー ー F ー ー 雰囲 F F F F		構造用	鋼材	F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
ボルト $ F$ $ \frac{F}{\sqrt{3}}$ 構造用ケー $ F$ $ \frac{F}{\sqrt{3}}$ 鋳鋼 F F F $\frac{F}{\sqrt{3}}$	고	高力オ	ボルト	_	F	_	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
鋳鋼 F F F $\frac{F}{\sqrt{3}}$	15	ボルト	`	_	F	_	
新剛 F F $\sqrt{3}$	レス鋼		ケー	_	F	_	_
		鋳鋼		F	F	F	$\frac{F}{\sqrt{3}}$
		鋳鉄		F	_	_	_

この表において、Fは、第90条の表1に規定する基準強度を表すものとする。

2

		材料強度(単位 N/mm)				
種類		引張り				
1 EX	圧縮	せん断補強以外 に用いる場合	せん断補強に用 いる場合			
丸鋼	F	F	F(当該数値が 295を超える場合 には、295)			
異形鉄筋	F	F	F(当該数値が 390を超える場合 には、390)			
鉄線の径が4mm 以上の溶接金網	_	F(ただし、床版 に用いる場合に 限る。)	F			
この主において	F1+ 4	500冬の主112 坦宁	オス甘油品座な			

この表において、Fは、第90条の表1に規定する基準強度を表すものとする。

【コンクリート】

第97条 コンクリートの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

材料強度(単位 N/mm)				
圧縮	引張り	せん断	付着	
F	ついて、国土交通	らコンクリートに 重大臣がこれと異 た場合は、その定	2.1 (軽量骨材を使 用する場合に あっては、1.8)	

この表において、Fは、設計基準強度(単位 N/md)を表すものとする。

2 第91条第2項の規定は、前項の設計基準強度 について準用する。

【溶接】

第98条 溶接継目ののど断面に対する材料強度は、 次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	材料強度(単位 N/mm)			
松目の形式	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ		F		$\frac{F}{\sqrt{3}}$
突合せ以外のもの		$\frac{F}{\sqrt{3}}$		$\frac{F}{\sqrt{3}}$

この表において、Fは、第92条の表に規定する基準強度を 表すものとする。

【補則】

第99条 第95条から前条までに定めるもののほ

か、構造耐力上主要な部分の材料の材料強度は、 材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が地 震に対して建築物の安全を確保するために必要 なものとして定める数値によらなければならな い。

第 100 条~第 106 条 (削除)

第4章 耐火構造、準耐火構造、 防火構造、防火区画等

【耐火性能に関する技術的基準】

第107条 法第2条第七号の政令で定める技術的 基準は、次に掲げるものとする。

一次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築部分	建築物の階物の	最上階及び 最上階から 数えた階数 が2以上で 4以内の階	最上階から 数えた階数 が <u>5以上で</u> 14以内の階	<u>最上階から</u> 数えた階数 が 15 以 上 の階
壁	間仕切壁 (耐力壁に 限る。)	1時間	2時間	2時間
	外壁(耐力 壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
	柱	1時間	2時間	3時間
	床	1時間	2時間	2時間
	はり	1時間	2時間	3時間
	屋根	30分間		
	階段	30分間		

- 1 この表において、第2条第1項第八号の規定により階数 に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、 当該屋上部分の直下階とする。
- 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
- 3 この表における階数の算定については、第2条第1項第 八号の規定にかかわらず、<u>地階の部分の階数</u>は、<u>すべて算</u> 入するものとする。
 - 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそ

2

3

6

10

11

れのある温度として国土交通大臣が定める温度(以下「**可燃物燃焼温度**」という。)<u>以上</u>に上昇しないものであること。

■ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

【準耐火性能に関する技術的基準】

- **第107条の2** <u>法第2条第七号の二</u>の政令で定める技術的基準は、<mark>次</mark>に掲げるものとする。
 - 一次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

間仕切壁(耐力壁に限る。)	45分間
外壁(耐力壁に限る。)	45分間
柱	45分間
床	45分間
はり	45分間
屋根(軒裏を除く。)	30分間
階段	30分間
	外壁(耐力壁に限る。) 柱 床 はり 屋根(軒裏を除く。)

- 下及び軒裏 (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第129条の2の3第1項において同じ。) にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏 (外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。) にあっては、30分間) 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間)屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生

じないものであること。

【防火性能に関する技術的基準】

- 第108条 法第2条第八号の政令で定める技術的 基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
 - 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の 周囲において発生する通常の火災による火熱 が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当 該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限 る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇し ないものであること。

関連【準防火性能に関する技術的基準】令109条の7→168

【不燃性能及びその技術的基準】

- 第108条の2 法第2条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしていることとする。
 - 燃焼しないものであること。
 - 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷 を生じないものであること。
 - **三** 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

関連【準不燃材料·難燃材料】令1条五号、六号→123

【耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準】

- **第108条の3** 法第2条第九号の二イ(2)の政令で 定める技術的基準は、主要構造部が、<mark>次</mark>の各号 のいずれかに該当することとする。
 - 【耐火建築物の主要構造部】法2条九号の二イ→10
 - 主要構造部が、次の<u>イ</u>及び<u>ロ</u>(外壁以外の主要構造部にあっては、イ)に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証 法により確かめられたものであること。
 - 1 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及 び階段にあっては、当該建築物の自重及 び積載荷重(第86条第2項ただし書の

規定によって特定行政庁が指定する多雪 区域における建築物の主要構造部にあっ ては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以 下この条において同じ。)により、<u>構造</u> 耐力上支障のある変形、溶融、破壊その 他の損傷を生じないものであること。

- (2) 壁及び床にあっては、当該壁及び床の加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度 (当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交通大臣が別に定める温度) 以上に上昇しないものであること。
- (3) <mark>外壁</mark>及び<mark>屋根</mark>にあっては、<u>屋外に火炎を</u> 出す原因となる亀裂その他の<u>損傷を生じ</u> ないものであること。
- □ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が1時間 (延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間) 加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 耐力壁である外壁にあっては、当該外壁 に当該建築物の自重及び積載荷重によ り、構造耐力上支障のある変形、溶融、 破壊その他の<u>損傷を生じない</u>ものである こと。
 - (2) 外壁の当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度 (当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあっては、国土交通大臣が別に定める温度) 以上に上昇しないものであること。
- 前号イ及びロ(外壁以外の主要構造部にあっては、同号イ)に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の<u>認定</u>を受けたものであること。
- 2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めると ころにより、当該建築物の主要構造部の耐火に 関する性能を検証する方法をいう。
 - 当該建築物の屋内において発生が予測される 火災の継続時間を当該建築物の室ごとに次の

式により計算すること。

$$tf = \frac{Qr}{60qb}$$

この式において、tf、Qr 及び qb は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

- Qr 当該室の用途及び床面積並びに当該室の 壁、床及び天井(天井のない場合にお いては、屋根)の室内に面する部分の 表面積及び当該部分に使用する建築材 料の種類に応じて国土交通大臣が定め る方法により算出した当該室内の可燃 物の発熱量(単位 メガジュール)
- qb 当該室の用途及び床面積の合計並びに当該室の開口部の面積及び高さに応じて 国土交通大臣が定める方法により算出 した当該室内の可燃物の1秒間当たり の発熱量(単位 メガワット)
- 主要構造部ごとに、当該主要構造部が、当該 建築物の屋内において発生が予測される火災 による火熱が加えられた場合に、前項第一号 イに掲げる要件に該当して耐えることができ る加熱時間(以下この項において「屋内火災 保有耐火時間」という。)を、当該主要構造 部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷 重並びに当該火熱による主要構造部の表面の 温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方 法により求めること。
- 当該外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時の火熱が加えられた場合に、前項第一号口に掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間(以下この項において「屋外火災保有耐火時間」という。)を、当該外壁の構造方法並びに当該建築物の自重及び積載荷重に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。
- 主要構造部ごとに、次のイ及び口(外壁以外の主要構造部にあっては、イ)に該当するものであることを確かめること。
 - 1 各主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、 当該主要構造部が面する室について第一号 に掲げる式によって計算した火災の継続時

U

)

0

間以上であること。

- □ 各外壁の屋外火災保有耐火時間が、1時間(延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)以上であること。
- 3 主要構造部が第1項第一号又は第二号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第112条第1項及び第5項から第16項まで、第114条第1項及び第2項、第117条第2項、第120条第1項、第2項及び第4項、第121条第2項、第122条第1項、第123条第1項及び第3項、第123条の2、第126条の2、第128条の4第4項、第129条の5第1項及び第4項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項及び第4項並びに第129条の13の3第3項及び第4項並びに第145条第1項第一号及び第2項の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。
- 4 主要構造部が第1項第一号に該当する建築物 (当該建築物の主要構造部である床又は壁(外 壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、 当該防火設備に当該建築物の屋内において発生 が予測される火災による火熱が加えられた場合 に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの であることについて防火区画検証法により確か められたものであるものに限る。)及び主要構 造部が第1項第二号に該当する建築物 (当該建 築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除 く。) の開口部に設けられた防火設備が、当該 防火設備に当該建築物の屋内において発生が予 測される火災による火熱が加えられた場合に、 当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとし て国土交通大臣の認定を受けたものであるもの に限る。) に対する第112条第1項、第5項か ら第10項まで、第12項から第14項まで及び 第16項、第122条第1項、第123条第1項及 び第3項、第126条の2、第128条の5第1項 及び第4項、第129条の2の5第1項、第129 条の13の2並びに第129条の13の3第3項の 規定(以下この項において「防火区画等関係規 定」という。)の適用については、これらの建 築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐 火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火 設備とみなし、これらの建築物に対する防火区

- 画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用に ついては、これらの建築物の部分で主要構造部 であるものの構造は耐火構造とみなす。
- 5 前項の「防火区画検証法」とは、次に定めるところにより、開口部に設けられる防火設備(以下この項において「開口部設備」という。)の 火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。
 - 開口部設備が設けられる開口部が面する室に おいて発生が予測される火災の継続時間を第 2項第一号に掲げる式により計算すること。
- 開口部設備ごとに、当該開口部設備が、当該 建築物の屋内において発生が予測される火災 による火熱が加えられた場合に、当該加熱面 以外の面に火炎を出すことなく耐えることが できる加熱時間(以下この項において「保有 遮炎時間」という。)を、当該開口部設備の 構造方法及び当該火熱による開口部設備の表 面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定め る方法により求めること。
- 開口部設備ごとに、保有遮炎時間が第一号の 規定によって計算した火災の継続時間以上で あることを確かめること。

【防火戸その他の防火設備】

第109条 法第2条第九号の二ロ、法第12条第1項、法第21条第2項第二号、法第27条第1項(法第87条第3項において準用する場合を含む。第110条から第110条の3までにおいて同じ。)及び法第64条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

関連【防火設備】法2条九号の二口→10

関連【外壁の開口部の防火戸】法64条→54

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

【遮炎性能に関する技術的基準】

第109条の2 法第2条第九号の二口の政令で定 める技術的基準は、防火設備に通常の火災によ る火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分 <mark>間</mark>当該<u>加熱面以外の面に火炎を出さない</u>もので あることとする。

> 関連 【準遮炎性能に関する技術的基準】 **令136条**の2の3 ⇒216

【主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変 形角】

第109条の2の2 法第2条第九号の三イに該当する建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 (第110条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)の地上部分の層間変形角は、150以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によって確かめられた場合においては、この限りでない。

【準耐火建築物】法2条九号の三イ⇒10
[製理【層間変形角】令82条の2⇒154

閱述【耐火構造建築物】規則第2号様式→371

【主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準】

第109条の3 <u>法第2条第九号の三口</u>の政令で定める技術的基準は、<mark>次</mark>の各号のいずれかに掲げるものとする。

【準耐火建築物】法2条九号の三口→10

- 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が 法第22条第1項に規定する構造であるほか、 法第86条の4の場合を除き、屋根の延焼の おそれのある部分の構造が、当該部分に屋内 において発生する通常の火災による火熱が加 えられた場合に、加熱開始後20分間屋外に 火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生 じないものとして、国土交通大臣が定めた構 造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定 を受けたものであること。
- 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、 その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、 外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床 が次に掲げる構造であること。
 - **1** 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、**防火構造**としたもの
 - □ 屋根にあっては、<u>法第22条第1項に規定</u> する構造としたもの
 - <u>∧</u> 床にあっては、<u>準不燃材料</u>で造るほか、<u>3</u> 階以上の階における床又はその直下の天井

の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

【法第21条第1項の政令で定める部分】

第109条の4 法第21条第1項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重(第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあっては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分とする。

【大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準】

- 第 109 条の 5 法第 21 条第 2 項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。
- 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間 (建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。) 加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、<u>当該加熱面以外の面</u> (屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。
- 五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で 区画された部分(当該壁等の部分を除く。) から屋外に出た火炎による当該壁等で区画さ れた他の部分(当該壁等の部分を除く。)へ

5

9

10

の延焼を有効に防止できるものであること。

【法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物 の屋根の性能に関する技術的基準】

第109条の6 法第22条第1項の政令で定める技 術的基準は、次の各号(不燃性の物品を保管す る倉庫その他これに類するものとして国土交通 大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の 部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達 した場合に建築物の火災が発生するおそれのな いものとして国土交通大臣が定めた構造方法を 用いるものの屋根にあっては、第一号)に掲げ るものとする。

【屋根】法22条⇒33

関連【防火地域等の屋根】法63条→53

関連【防火地域等の屋根の技術的基準】令136条の2の2

屋根が、通常の火災による火の粉により、防

- 火上有害な発炎をしないものであること。
- 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋 内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の 損傷を生じないものであること。

【準防火性能に関する技術的基準】

- 第109条の7 法第23条の政令で定める技術的基 準は、次に掲げるものとする。
 - 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物 の周囲において発生する通常の火災による火 熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間 構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その 他の損傷を生じないものであること。
 - **二** 外壁にあっては、これに建築物の周囲におい て発生する通常の火災による火熱が加えられ た場合に、加熱開始後 20 分間 当該加熱面以 外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度 が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであ ること。

関連【防火性能に関する技術的基準】令108条→164

【法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構 造部の性能に関する技術的基準】

- 第110条 主要構造部の性能に関する法第27条第 1項の政令で定める技術的基準は、次の各号の いずれかに掲げるものとする。
 - 次に掲げる基準
 - イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、 当該部分に通常の火災による火熱が加えら れた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲

げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、 破壊その他の損傷を生じないものであるこ と。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)
	外壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根	(軒裏を除く。)	30分間(特定避難時間が30分間 未満である場合にあっては、特 定避難時間。以下この号におい て同じ。)
階段		30分間

- □ 壁、床及び屋根の軒裏 (外壁によって小屋 裏又は天井裏と防火上有効に遮られている ものを除き、延焼のおそれのある部分に限 <u>る。</u>) にあっては、これらに通常の火災に よる火熱が加えられた場合に、加熱開始後 特定避難時間(非耐力壁である外壁の延焼 のおそれのある部分以外の部分及び屋根の 軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防 火上有効に遮られているものを除き、延焼 のおそれのある部分以外の部分に限る。) にあっては、30分間) 当該加熱面以外の 面 (屋内に面するものに限る。) の温度が 可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであ ること。
- ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内に おいて発生する通常の火災による火熱が加 えられた場合に、加熱開始後特定避難時間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのあ る部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間)屋外に火炎を出す原因となる亀裂そ の他の損傷を生じないものであること。
- 第107条各号又は第108条の3第1項第一号 イ及び口に掲げる基準

【延焼するおそれがある外壁の開口部】

- 第110条の2 法第27条第1項の政令で定める外 壁の開口部は、次に掲げるものとする。
 - 延焼のおそれのある部分であるもの (法第 86条の4第1項各号のいずれかに該当する

建築物の外壁の開口部を除く。)

二 他の外壁の開口部から通常の火災時における 火炎が到達するおそれがあるものとして国土 交通大臣が定めるもの(前号に掲げるものを 除く。)

【法第27条第1項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準】

第110条の3 防火設備の遮炎性能に関する法第27条第1項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。) に火炎を出さないものであることとする。

【窓その他の開口部を有しない居室等】

第 111 条 法第 35 条の 3 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

□【無窓の居室等の主要構造部】法35条の3 →37 回回 【窓その他開口部を有しない居室等】令116条の2

⇒17

関連 【制限を受ける窓その他開口部を有しない居室】 令128 条の3の2→184

- 面積(第20条の規定により計算した採光に 有効な部分の面積に限る。)の合計が、当該 居室の床面積の ⅓以上のもの
- 直接外気に接する避難上有効な構造のもので、かつ、その大きさが直径1 m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2 m以上のもの
- 2 ふすま、障子その他随時開放することができる もので仕切られた2室は、前項の規定の適用に ついては、1室とみなす。

【防火区画】

第 112 条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第 2条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の ½ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が 1,500㎡を超えるものは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類する

もので自動式のものを設けた部分の床面積の 🖟 に相当する床面積を除く。以下この条におい て同じ。) 1.500㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準 《第 129 条の 2 の 3 第 1 項第一号口に掲げる基 準(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋 根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を 用いるもの又は同号ロの規定による認定を受け たものであることに係る部分に限る。)をいう。 以下同じ。) に適合する<mark>準耐火構造</mark>の床若しく は壁又は特定防火設備 (第109条に規定する防 火設備であって、これに通常の火災による火熱 が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加 熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国 土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は 国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下 同じ。)で区画しなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で その用途上やむを得ない場合においては、この 限りでない。

【1時間耐火の準耐火構造】 令129条の2の3第1項一号ロ

⇒189

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は 集会場の客席、体育館、工場その他これらに 類する用途に供する建築物の部分
- 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
- 2 法第27条第1項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物(特定避難時間が1時間以上であるものを除く。)とした建築物又は同条第3項、法第62条第1項若しくは法第67条の3第1項の規定により準耐火建築物とした建築物(第109条の3第二号に掲げる基準又は1時間準耐火基準に適合するものを除く。)で、延べ面積が500㎡を超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積が200㎡以下の階又は床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは

5

10

法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第114条第2項において同じ。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を<u>準耐火構造</u>とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

- 一 天井の全部が強化天井 (天井のうち、その下 方からの通常の火災時の加熱に対してその上 方への延焼を有効に防止することができるも のとして、国土交通大臣が定めた構造方法を 用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた ものをいう。次号及び第114条第3項におい て同じ。) である階
- 準耐火構造の壁又は法第2条第九号の二口に 規定する防火設備で区画されている部分で、 当該部分の天井が強化天井であるもの
 - 関連 【特定避難時間倒壊等防止建築物】 令109条の2の2→167 関連 【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

法27条⇒34

関連【準防火地域内の建築物】法62条1項→53 関連【特定防災街区整備地区】法67条の3第1項→54

3 法第21条第1項ただし書の規定により第129条の2の3第1項第一号口に掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第27条第一項の規定により特定避難時間が1時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第3項、法第62条第1項若しくは法第67条の3第1項の規定により第109条の3第二号に掲げる基準若しくは1時間準耐火基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が1,000㎡を超えるものについては、第1項の規定にかかわらず、床面積の合計1,000㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

【木造大規模建築物の技術的基準】令129条の2の3

第1項一号口⇒189

関連 【特定避難時間倒壊等防止建築物】 令109条の2の2→167 【不燃材料の準耐火建築物】 令109条の3第二号□→167

4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井 (天井のない場合においては、屋根。第6項、第7項及び第9項にお

いて同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上 げを<u>準不燃材料</u>でしたものについては、適用し ない。

- 体育館、工場その他これらに類する用途に供 する建築物の部分
- 第1項第二号に掲げる建築物の部分
- 5 建築物の 11 階以上の部分で、各階の床面積の合計が 100㎡を超えるものは、第1項の規定にかかわらず、床面積の合計 100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二旦に規定する防火設備で区画しなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

6 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが1.2 m以下の部分を除く。次項において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計 200㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

7 第5項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計500㎡以内ごとに区画すれば足りる。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

8 前3項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が200㎡以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第5項の規定により区画すべき建築物にあっては、法第2条第九号の二口に規定する防火設備)で区画されたものについては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

9 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定 避難時間倒壊等防止建築物であって、地階又は 3階以上の階に居室を有するものの住戸の部分 (住戸の階数が2以上であるものに限る。)、吹 抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の 昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他こ れらに類する部分(当該部分からのみ人が出入 りすることのできる公衆便所、公衆電話所その 他これらに類するものを含む。)については、 当該部分(当該部分が第1項ただし書に規定す る用途に供する建築物の部分でその壁(床面か らの高さが1.2 m以下の部分を除く。)及び天 井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他こ れらに類する部分を除く。以下この項において 同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、そ の下地を準不燃材料で造ったものであってその 用途上区画することができない場合にあって は、当該建築物の部分) とその他の部分(直接 外気に開放されている廊下、バルコニーその他 これらに類する部分を除く。) とを準耐火構造 の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規 定する防火設備で区画しなければならない。た だし、次の各号のいずれかに該当する建築物の 部分については、この限りでない。

> 関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

> > 関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 避難階からその直上階又は直下階のみに通ず る吹抜きとなっている部分、階段の部分その 他これらに類する部分でその壁及び天井の室 内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、か つ、その下地を不燃材料で造ったもの
- 階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸 建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸 のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の 合計が200㎡以内であるものにおける吹抜き となっている部分、階段の部分、昇降機の昇 降路の部分その他これらに類する部分
- 10 第1項から第4項までの規定による1時間準耐 火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁 (第2項に規定する防火上主要な間仕切壁を除 く。) 若しくは特定防火設備、第5項の規定に よる耐火構造の床若しくは壁若しくは法第2条

第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第2条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

11 前項の規定によって準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に<u>法第2条第九号の二口</u>に規定する<mark>防火設備</mark>を設けなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

- 12 建築物の一部が法第24条各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。
 - 【木造建築物等である特殊建築物の外壁等】 法24条→33
 [長国] 【耐火性能関係規定】 令108条の3第3項→166
 [長国] 【防火区画等関係規定】 令108条の3第4項→166
 [長田] 【全館避難 除外】 令129条の2→188
- 13 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項 各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合 においては、その部分とその他の部分とを1時 間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若 しくは壁又は特定防火設備で区画しなければな らない。

【耐火建築物等とすべき特殊建築物】法27条→34 関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

14 第1項から第5項まで、第8項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第5項、第8項、第9項又は第12項の規定による区画に用いる法第2条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

第1項本文、第2項若しくは第3項の規定に

J

_

10

よる区画に用いる特定防火設備又は<mark>第5項</mark>の 規定による区画に用いる法第2条第九号の二 <u>口に規定する防火設備</u> 次に掲げる要件を 満たすものとして、国土交通大臣が定めた構 造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定 を受けたもの

- **1** 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。
- □ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防 火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確 保することができるものであること。
- △ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあっては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
- 二 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。
- 第1項第二号、第4項、第8項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第8項、第9項若しくは第12項の規定による区画に用いる法第2条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
 - **1** <u>前号イからハ</u>までに掲げる要件を満たして いるものであること。
 - □ 避難上及び防火上支障のない<mark>遮煙性能</mark>を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態に あるもの<mark>以外</mark>のものにあっては、火災により<mark>煙</mark>が発生した場合に<u>自動的に閉鎖又は作</u>動をするものであること。
- 15 給水管、配電管その他の管が第1項から第4項まで若しくは第13項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第5項若しくは第8項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第9項本文、第10項本文若しくは第12項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第10項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに

類するもの(以下この項及び次項において「準 耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場 合においては、当該管と<u>準耐火構造の防火区画</u> との隙間をモルタルその他の<mark>不燃材料</mark>で埋めな ければならない。

関連 【給排水等の配管設備の設置等】 令129条の2の5

第1項七号→190

関連【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】 令114条5項→173

関連 【木造等の建築物の防火壁】 令113条2項→173

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第2条第九号の二口に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、法第2条第九号の二口に規定する防火設備)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- ─ 火災により煙が発生した場合又は火災により 温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖す るものであること。
- 閉鎖した場合に防火上支障のない
 遮煙性能を有するものであること。

【木造等の建築物の防火壁】

第113条 防火壁は、次に定める構造としなけれ ばならない。

関連【防火壁】法26条→34

- 耐火構造とし、かつ、<u>自立する構造</u>とすること。
- 本造の建築物においては、無筋コンクリート 造又は組積造としないこと。
- 三 防火壁の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から 50cm (防火壁の中心線からの距離が 1.8 m以内において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が、屋根に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じ

ないものとして、国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を 受けたものである場合において、これらの部 分に開口部がないときにあっては、10cm)以 上突出させること。ただし、防火壁を設けた 部分の外壁又は屋根が防火壁を含みけた行方 向に幅3.6 m以上にわたって耐火構造であり、 かつ、これらの部分に開口部がない場合又は 開口部があって、これに法第2条第九号の二 口に規定する防火設備が設けられている場合 においては、その部分については、この限り でない。

- **四** 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それ ぞれ 2.5 m以下とし、かつ、これに特定防火 設備で前条第 14 項第一号に規定する構造で あるものを設けること。
- 2 <u>前条第15項</u>の規定は給水管、配電管その他の 管が防火壁を貫通する場合に、<u>同条第16項</u>の 規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火 壁を貫通する場合に準用する。
- 3 第109条の5に規定する技術的基準に適合する 壁等で、法第21条第2項第二号に規定する構 造方法を用いるもの又は同号の規定による認定 を受けたものは、第1項の規定に適合する防火 壁とみなす。

【建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁】

第114条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【長屋又は共同住宅の各戸の界壁】法30条→36 関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

2 学校、病院、診療所 (患者の収容施設を有しないものを除く。)、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、第112条第2項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

関連【児童福祉施設等】令19条1項→130

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

3 建築面積が300㎡を超える建築物の小屋組が木 造である場合においては、小屋裏の直下の天井 の全部を 強化天井とするか、又は桁行間隔 12 m以内ごとに小屋裏(準耐火構造の隔壁で区画 されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の 天井が強化天井であるものを除く。)に準耐火 構造の隔壁を設けなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当する建築物について は、この限りでない。

- 法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合す る建築物
- = 第115条の2第1項第七号の基準に適合する もの
- 三 その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家
- 4 延べ面積がそれぞれ 200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する<mark>渡り廊下</mark>で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
- 5 第 112 条第 15 項の規定は 総水管、配電管 その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、同条第 16 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に 準用する。この場合において、同項中 『特定防火設備』とあるのは、『第 109 条に規定する防火設備であって通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの』と読み替えるものとする

【給水管等の防火区画の貫通】令112条15項、16項→172

【建築物に設ける煙突】

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

関連 【煙突】 令139条 → 234

- 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離 を60cm以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離1 m 以内に建築物がある場合で、その建築物に軒 がある場合においては、その建築物の軒から

2

3

10

60cm以上高くすること。

- 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合する ものとすること。
 - √ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けること。ただし、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
 - その周囲にある建築物の部分(小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあっては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。)を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 四 壁付暖炉のれんが造、石造又はコンクリート ブロック造の煙突(屋内にある部分に限る。) には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又 はセメントモルタルを塗ること。
- 五 壁付暖炉の煙突における煙道の屈曲が 120 度 以内の場合においては、その屈曲部に掃除口 を設けること。
- 大煙突の廃ガスその他の生成物により、腐食又は腐朽のおそれのある部分には、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講ずること。
- 七 ボイラーの煙突は、前各号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さがボイラーの燃料消費量(国土交通大臣が経済産業大臣の意見を聴いて定めるものとする。)に応じて国土交通大臣が定める基準に適合し、かつ、防火上必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

2 前項第一号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

【防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基 準等】

第115条の2 法第26条第二号ロの政令で定める 技術的基準は、次のとおりとする。

【防火壁】法26条→34

- 第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準 に適合していること。
- 地階を除く階数が2以下であること。
- 四 外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1階の床(直下に地階がある部分に限る。)及び2階の床(通路等の床を除く。)の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。
- 五 地階の主要構造部が耐火構造であり、又は不 燃材料で造られていること。
- 六 調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁(これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)又は特定防火設備で第112条第14項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

- 七 建築物の各室及び各通路について、壁(床面からの高さが1.2 m以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第126条の3の規定に適合する排煙設備が設けられていること。
- 八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手 又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対 して耐力の低下を有効に防止することができ るものとして国土交通大臣が定めた構造方法 を用いるものであること。
- 九 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- 2 法第26条第三号の政令で定める用途は、畜舎、 堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家 とする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

- **第115条の3** 法別表第1(い)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項(法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。) に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。
 - <mark>2)項</mark>の用途に類するもの <u>児童福祉施設等</u> (幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)

関連【児童福祉施設等】令19条1項→130

- 二 3)項の用途に類するもの 博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、スキー場、スケート 場、水泳場又はスポーツの練習場
- **三 4)項**の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)
- **四** 6)項の用途に類するもの 映画スタジオ又 はテレビスタジオ

【自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建 築物】

第115条の4 法第27条第3項(法第87条第3 項において準用する場合を含む。次条第1項に おいて同じ。)の規定により政令で定める準耐 火建築物は、第109条の3第一号に掲げる技術 的基準に適合するもの(同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。)とする。

【危険物の数量】

第116条 法第27条第3項第二号の規定により政 令で定める<u>危険物の数量の限度</u>は、次の表に定 めるところによるものとする。

		*h	量	
危険物品の種類		常時貯蔵する 場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合	
	火薬	20 t	10 t	
	爆薬	20 t	5 t	
	工業雷管及び 電気雷管	300万個	50万個	
	銃用雷管	1,000万個	500万個	
火	信号雷管	300万個	50万個	
火薬類(玩具煙火を除く。)	実包	1,000万個	5万個	
元	空包	1,000万個	5万個	
具煙	信管及び火管	10万個	5万個	
火を	導爆線	500km	500km	
除	導火線	2,500km	500km	
ै	電気導火線	7万個	5万個	
	信号炎管及び 信号火箭	2 t	2 t	
	煙火	2 t	2 t	
	その他の火薬 又は爆薬を使 用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の 数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する第306号)別掲は年 政令第306号)別掲は品級 3の類、同表の担保の 規定の 規定の 規定の 規定の 規定の 場で 場で と を 性状に に を を れ に し そ れ に し そ れ に し そ れ に し そ れ に し る 性 状 に し る 性 、 は り る 性 、 は り に と し た り に し る 性 は に し そ と れ に し る と せ 、 と れ し に と も と と も と と と と も と と と と と と と と と	危険物の規制に関する類別に関する類別では、 の類別では、 の類別では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
マッチ		300マッチトン	300マッチトン	
	可燃性ガス	<u>700 m²</u>	2万㎡	
	圧縮ガス	7,000 m³	20万 mi	
	液化ガス	70 t	2,000 t	
20	この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、			

- この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、 温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。
- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用する ためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量 の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液 化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 第1項の表に掲げる危険物の2種類以上を同一 の建築物に貯蔵しようとする場合においては、

2

3

.

6

第1項に規定する危険物の数量の限度は、それ ぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯 蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの 商を加えた数値が1である場合とする。

第5章 避難施設等

第1節 総則

【窓その他の開口部を有しない居室等】

- **第116条の2** 法第35条 (法第87条第3項において準用する場合を含む。第127条において同じ。)の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。
 - 面積(第20条の規定より計算した採光に有効な部分の面積に限る。)の合計が、当該居室の床面積の ½ 以上のもの
 - 開放できる部分 (天井又は天井から下方 80 cm以内の距離にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の 🔓 以上のもの
- 2 <u>ふすま、障子</u>その他随時開放することができる もので仕切られた 2 室は、前項の規定の適用に ついては、1 室とみなす。

第2節 廊下、避難階段及び出入口

【適用の範囲】

- 第 117 条 この節の規定は、法別表第 1 (い)欄(1)項 から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築 物、階数が 3 以上である建築物、前条第 1 項第 一号に該当する窓その他の開口部を有しない居 室を有する階又は延べ面積が 1,000㎡をこえる 建築物に限り適用する。
- 2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適 用については、それぞれ別の建築物とみなす。
 - 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で 区画されている場合における当該区画された 部分
 - **二** 建築物の2以上の部分の構造が通常の火災時 において相互に火熱又は煙若しくはガスによ る防火上有害な影響を及ぼさないものとして

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの である場合における当該部分

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

【客席からの出口の戸】

第118条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会 堂又は集会場における客席からの出口の戸は、 内開きとしてはならない。

関連 【屋外への出口の戸】令125条2項→180

【廊下の幅】

第119条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる 数値以上としなければならない。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

廊下の配置廊下の用途	<mark>両側に居室</mark> が ある廊下にお ける場合 (単位 m)	<mark>その他</mark> の廊下 における場合 (単位 m)
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3	1.8
病院における患者用のもの、 共同住宅の住戸若しくは住室 の床面積の合計が100㎡を超える階における共用のものを除る室以下の専用のものを除き 産屋室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては、100㎡) を超える階におけるもの	1.6	1.2

【直通階段の設置】

第120条 建築物の避難階以外の階(地下街におけるものを除く。次条第1項において同じ。)においては、<u>避難階又は地上に通ずる</u>直通階段 (傾斜路を含む。以下同じ。)を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

関連【避難階】令13条一号⇒128

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

構造居室の種類	主要構造部が <mark>準</mark> 耐火構造である か又は <mark>不燃材料</mark> で造られている 場合(単位 m)	左欄に掲げる場 合 <mark>以外</mark> の場合 (単位 m)
第116条の2第 1項第一号に該当 する窓その他の開 口部を有しない居 室又は送別表第10 (1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(1)間(30	30

(2)	法別表第 1 (い)欄 <mark>2)</mark> 項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	50	30
(3)	(1)又は(2)に掲げる 居室以外の居室	50	40

2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁(床面からの高さが1.2 m以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料でしたものについては、前項の表の数値に10を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、15 階以上の階の居室については、この限りでない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

- 3 15階以上の階の居室については、前項本文の 規定に該当するものを除き、第1項の表の数値 から10を減じた数値を同項の表の数値とする。
- 4 第1項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40m以下である場合においては、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項⇒166

【2以上の直通階段を設ける場合】

第121条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

関連 【避難階】令13条一号→128

- 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は 集会場の用途に供する階でその階に客席、集 会室その他これらに類するものを有するもの
- 物品販売業を営む店舗 (床面積の合計が1,500 mを超えるものに限る。第122条第2項、第124条第1項及び第125条第3項において同じ。) の用途に供する階でその階に売場を有するもの
- <u>次</u>に掲げる用途に供する階で<u>その階に客席、</u> 客室その他これらに類するものを有するもの

(5階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が100㎡を超えないものを除く。)

関連 【屋外避難階段】 <mark>令123条 2 項</mark> → 179

関連 【特別避難階段】 令123条3項 →179

- 1 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
- □ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設
- ハ ヌードスタジオその他これに類する興行場 (劇場、映画館又は演芸場に該当するもの を除く。)
- **三** 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する 施設
- 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ50㎡を超えるもの

関連【児童福祉施設等】<mark>令19条1項→130</mark>

- 五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ100㎡を超えるもの
- ☆ 前各号に掲げる階以外の階で次の<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に 該当するもの
 - 1 6階以上の階でその階に居室を有するもの (第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設け

5

られているものを除く。)

- □ 5階以下の階でその階における居室の床面 積の合計が避難階の直上階にあっては 200 ㎡を、その他の階にあっては 100㎡を超え るもの
- 2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「50㎡」とあるのは「100㎡」と、「100㎡」とあるのは「200㎡」と、「200㎡」とあるのは「400㎡」とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

3 第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の ½ をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

【屋外階段の構造】

第121条の2 前2条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造(準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。)としてはならない。

【避難階段の設置】

第122条 建築物の5階以上の階(その主要構造 部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造ら れている建築物で5階以上の階の床面積の合計 が100㎡以下である場合を除く。)又は地下2 階以下の階(その主要構造部が準耐火構造であ るか、又は不燃材料で造られている建築物で地 下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下で ある場合を除く。) に通ずる直通階段は次条の 規定による避難階段又は特別避難階段とし、建 築物の15階以上の階又は地下3階以下の階に 通ずる直通階段は同条第3項の規定による<mark>特別</mark> 避難階段としなければならない。 ただし、主要 構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、 昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のた めの乗降ロビーの部分を含む。)及び廊下その 他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若し くは壁又は特定防火設備で区画されたものを除 く。) で床面積の合計 100㎡ (共同住宅の住戸 にあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が0.2㎡以下のものに設けられる法第2条第九号の二口に規定する防火設備を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

関連 【特定防火設備】 令112条 1 項 → 169

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

2 3階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に 供する建築物にあっては、各階の売場及び屋上 広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを 次条の規定による<u>避難階段又は特別避難階段</u>と しなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条

1 項二号⇒177

3 前項の直通階段で、5階以上の売場に通ずるものはその1以上を、15階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第3項の規定による特別避難階段としなければならない。

【避難階段及び特別避難階段の構造】

第123条 屋内に設ける避難階段は、次に定める 構造としなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は 第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁 で囲むこと。

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 階段室の天井 (天井のない場合にあっては、 屋根。第3項第四号において同じ。) 及び壁 の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料で し、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部 又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部 (開口面積が各々1㎡以内で、法第2条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。) は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。) から90cm以上の距離に設けること。ただし、第112条

- 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々1㎡以内とし、かつ、法第2条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。
- ★ 階段に通ずる出入□には、法第2条第九号の 二口に規定する防火設備で第112条第14項 第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

関連【避難階】令13条一号→128

- **2** 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。
 - 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口 部 (開口面積が各々1㎡以内で、法第2条第 九号の二口に規定する防火設備ではめごろし 戸であるものが設けられたものを除く。)か ら2m以上の距離に設けること。
 - **三** 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六 号の防火設備を設けること。

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。
- **3 特別避難階段**は、次に定める構造としなければ ならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

屋内と階段室とは、バルコニー又は<mark>付室</mark>を通じて連絡すること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

- 屋内と階段室とが<mark>付室</mark>を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分(第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する 部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その 下地を不燃材料で造ること。
- 五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上 有効な開口部又は予備電源を有する照明設備 を設けること。
- ★ 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々1㎡以内で、法第2条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から90cm以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第112条第10項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- **七** 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に<u>屋内に面して開口部を設けない</u>こと。
- 八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- **九** バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内 に面する壁に出入口以外の開口部を設けない こと。
- + 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第1項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2 → 186

これと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積(バルコニーで床面積がないものにあっては、床部分の面積)の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第1(い)欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあっては $\frac{8}{100}$ 、その他の居室にあっては $\frac{3}{100}$ を乗じたものの合計以上とすること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

【共同住宅の住戸の床面積の算定等】

第123条の2 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が40m以下である場合においては、第119条、第121条第1項第五号(同条第2項の規定により読み替える場合を含む。)、第122条第1項及び前条第3項第十二号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

【物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅】

第124条 物品販売業を営む店舗の用途に供する 建築物における避難階段、特別避難階段及びこ れらに通ずる出入口の幅は、次の各号に定める ところによらなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条

1 項二号**⇒**177

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で計算した数値以上とすること。
- 各階における<u>避難階段及び特別避難階段</u>に通ずる出入口の幅の合計は、各階ごとに<u>その階の床面積100㎡につき、地上階にあっては27cm、地階にあっては36cm</u>の割合で計算した数値以上とすること。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2⇒186

2 前項に規定する所要幅の計算に関しては、もっぱら1若しくは2の地上階から避難階若しくは 地上に通ずる避難階段及び特別避難階段又はこれらに通ずる出入口については、その幅が1.5倍あるものとみなすことができる。 3 前2項の規定の適用に関しては、屋上広場は、 階とみなす。

【屋外への出口】

第125条 避難階においては、階段から屋外への 出口の一に至る歩行距離は第120条に規定する 数値以下と、居室(避難上有効な開口部を有す るものを除く。)の各部分から屋外への出口の 一に至る歩行距離は同条に規定する数値の2倍 以下としなければならない。

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

- 2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。
- 3 物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、床面積が最大の階における床面積 100㎡につき 60cmの割合で計算した数値以上としなければならない。

関連【1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗】令121条

1項二号⇒177

関連【全館避難 除外】令129条の2→188

4 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

【屋外への出口等の施錠装置の構造等】

- 第125条の2 次の各号に掲げる出口に設ける戸 の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により 人を拘禁する目的に供せられるものである場合 を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠で きるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい 場所にその解錠方法を表示しなければならな
 - 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
 - 二 避難階段から屋外に通ずる出口
 - 前2号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの
- 2 前項に規定するもののほか、同項の施錠装置の 構造及び解錠方法の表示の基準は、国土交通大 臣が定める。

【屋上広場等】

- 第126条 屋上広場又は2階以上の階にあるバル コニーその他これに類するものの周囲には、安 全上必要な高さが1.1 m以上の手すり壁、さく 又は金網を設けなければならない。
- 2 建築物の5階以上の階を<mark>百貨店の売場</mark>の用途に 供する場合においては、避難の用に供すること ができる<mark>屋上広場</mark>を設けなければならない。

【設置】

第126条の2 法別表第1(い)欄(1)項から(4)項まで に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積 が500㎡を超えるもの、階数が3以上で延べ面 積が500㎡を超える建築物 (建築物の高さが31 m以下の部分にある居室で、床面積 100m以内 ごとに、間仕切壁、天井面から 50cm以上下方 に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙 の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造 り、又は覆われたもの(以下「防煙壁」という。) によって区画されたものを除く。)、第116条の 2 第 1 項第二号に該当する窓その他の開口部 を有しない居室又は延べ面積が1,000㎡を超え る建築物の居室で、その床面積が200㎡を超え るもの(建築物の高さが31m以下の部分にあ る居室で、床面積100㎡以内ごとに防煙壁で区 画されたものを除く。) には、排煙設備を設け なければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する建築物又は建築物の部分について は、この限りでない。

> 関盟【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

> 関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

- 法別表第 1 (い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が 100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡) 以内のもの
- 学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(以下「学校等」という。)
- 階段の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)その他これらに類する建築物の部分
- 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫 その他これらに類する用途に供する建築物で 主要構造部が不燃材料で造られたものその他 これらと同等以上に火災の発生のおそれの少 ない構造のもの
- 五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さ

まで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは 壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設 備でその構造が第112条第14項第一号イ及び 口並びに第二号口に掲げる要件を満たすものと して、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる もの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区 画されている場合においては、その区画された 部分は、この節の規定の適用については、それ ぞれ別の建築物とみなす。

> 関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

【構造】

第126条の3 前条第1項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

- 建築物をその床面積 <u>500㎡以内</u>ごとに、<mark>防煙</mark>壁で区画すること。
 - 関連【防煙壁】令126条の2第1項⇒181
- 二 排煙設備の<mark>排煙口、風道</mark>その他煙に接する部 分は、不燃材料で造ること。
- 三 排煙口は、第一号の規定により区画された部分(以下「防煙区画部分」という。)のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30 m以下となるように、天井又は壁の上部(天井から80cm(たけの最も短い防煙壁のたけが80cmに満たないときは、その値)以内の距離にある部分をいう。)に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。
- 四 排煙口には、手動開放装置を設けること。
- 五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80 cm以上 1.5 m以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8 mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
- ★ 排煙□には、第四号の手動開放装置若しくは 煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操 作方式による開放装置により開放された場合 を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排 煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれ

2

3

のない構造の戸その他これに類するものを設 けること。

- 七 排煙風道は、第115条第1項第三号に定める 構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合にお いては、当該風道と防煙壁とのすき間をモル タルその他の不燃材料で埋めること。
- 八 排煙口が防煙区画部分の床面積の ¹/₅₀ 以上の 開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場 合を除き、<mark>排煙機</mark>を設けること。
- 九 前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、120㎡以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1㎡につき1㎡(2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあっては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1㎡につき2㎡)以上の空気を排出する能力を有するものとすること。
- + 電源を必要とする排煙設備には、<mark>予備電源</mark>を 設けること。
- 土 法第34条第2項に規定する建築物又は各構 えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街 における排煙設備の制御及び作動状態の監視 は、中央管理室において行うことができるも のとすること。

【非常用昇降機を設置すべき建築物】法34条2項→36 関連【中央管理室】令20条の2第二号→133

- 並 前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる 煙を有効に排出することができるものとして 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの とすること。
- 2 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第4節 非常用の照明装置

【設置】

第 126 条の4 法別表第 1 (い欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室、第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓で他の開口部を有しない居室又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室及びこれらの居

室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路(採 光上有効に直接外気に開放された通路を除く。) 並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置 の設置を通常要する部分には、非常用の照明装 置を設けなければならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 については、この限りでない。

- 一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸
- 病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舎の寝室 その他これらに類する居室
- 学校等

関連 【学校等】 令126条の2第1項二号→181

<u>避難階</u>又は<u>避難階の直上階若しくは直下階</u>の 居室で避難上支障がないものその他これらに 類するものとして国土交通大臣が定めるもの

【構造】

- **第126条の5** 前条の<u>非常用の照明装置</u>は、<mark>次</mark>の 各号のいずれかに定める構造としなければなら ない。
 - 次に定める構造とすること。
 - イ 照明は、直接照明とし、床面において1ル クス以上の照度を確保することができるも のとすること。
 - □ 照明器具の構造は、火災時において温度が 上昇した場合であっても著しく光度が低下 しないものとして国土交通大臣が定めた構 造方法を用いるものとすること。
 - ハ 予備電源を設けること。
 - 二 イからハまでに定めるもののほか、非常の 場合の照明を確保するために必要があるも のとして国土交通大臣が定めた構造方法を 用いるものとすること。
 - 火災時において、停電した場合に自動的に点 灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築 物の室内の温度が上昇した場合にあっても床 面において1ルクス以上の照度を確保するこ とができるものとして、国土交通大臣の認定 を受けたものとすること。

第5節 非常用の進入口

【設置】

第126条の6 建築物の<u>高さ31 m以下</u>の部分にあ

る3階以上の階 (不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。) には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- 第129条の13の3の規定に適合するエレベーターを設置している場合
- 道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部(直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。)を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合
- 三 吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

【構造】

- 第126条の7 前条の非常用の進入口は、次の各 号に定める構造としなければならない。
 - 進入口は、道又は道に通ずる幅員4m以上の 通路その他の空地に面する各階の外壁面に設 けること。
 - **二** 進入口の間隔は、40 m以下であること。
 - **三** 進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.2 m以上及び80 cm以下であること。
 - 四 進入口は、外部から開放し、又は破壊して室 内に進入できる構造とすること。
 - **五** 進入口には、<u>奥行き1 m以上</u>、<u>長さ4 m以上</u> のバルコニーを設けること。
 - 六 進入口又はその近くに、外部から見やすい方 法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進 入口である旨を赤色で表示すること。
 - 七 前各号に定めるもののほか、国土交通大臣が

非常用の進入口としての機能を確保するため に必要があると認めて定める基準に適合する 構造とすること。

第6節 敷地内の避難上及び消火上必要 な通路等

【適用の範囲】

第127条 この節の規定は、法第35条に掲げる建築物に適用する。

【敷地内の通路】

第 128 条 敷地内には、第 123 条第 2 項の屋外に 設ける避難階段及び第 125 条第 1 項の出口から 道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 1.5 m以上の通路を設けなければならない。

【大規模な木造等の建築物の敷地内における通路】

- 第 128 条の2 主要構造部の全部が木造の建築物 (法第 2 条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物を除く。) でその延べ面積が 1,000㎡を超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積 (主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。) が 1,000㎡を超える場合においては、その周囲(道に接する部分を除く。) に幅員が 3 m以上の通路を設けなければならない。 ただし、延べ面積が 3,000㎡以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を 1.5 m以上とすることができる。
- 2 同一敷地内に2以上の建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が1,000㎡を超えるものを除く。)がある場合で、その延べ面積の合計が1,000㎡以内ごとの建築物に区画し、その周囲(道又は隣地境界線に接する部分を除く。)に幅員が3m以上の通路を設けなければならない。
- 3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計 1,000㎡以内ごとに区画された建築物を相互に 防火上有効に遮っている場合においては、これ らの建築物については、前項の規定は、適用し ない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合 計が3,000㎡を超える場合においては、その延 べ面積の合計3,000㎡以内ごとに、その周囲(道

5

9

10

又は隣地境界線に接する部分を除く。) に幅員が3m以上の通路を設けなければならない。

- 4 前各項の規定にかかわらず、通路は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は2.5 m以上、高さは3 m以上としなければならない。
 - 幅が3m以下であること。
 - 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 5 前各項の規定による通路は、敷地の接する道まで達しなければならない。

【地下街】

- 第 128 条の 3 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に2m以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあっては、その接する長さを2m未満とすることができる。
 - ─ 壁、柱、床、はり及び床版は、国土交通大臣が定める耐火に関する性能を有すること。
 - 幅員5m以上、天井までの高さ3m以上で、かつ、段及び ¹/₈をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。
 - ▼井及び壁の内面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造っていること。
 - 長さが60 mをこえる地下道にあっては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で第23条第1項の表の(2)に適合するものを各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が30 m以下となるように設けていること。
 - 末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が2以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以上であること。
 - 末 非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの を設けていること。
- 2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接 する場合においては、当該各構えと当該他の各 構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火 設備で第112条第14項第二号に規定する構造 であるもので区画しなければならない。
- 3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若し くは壁又は特定防火設備で第112条第14項第 二号に規定する構造であるもので区画しなけれ

ばならない。

- 4 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。)への出入口の一に至る歩行距離は、30 m以下でなければならない。
- **5** 第 112 条第 5 項から第 11 項まで及び第 14 項か ら第16項まで並びに第129条の2の5第1項 第七号(第112条第15項に関する部分に限る。) の規定は、地下街の各構えについて準用する。 この場合において、第112条第5項中「建築物 の11階以上の部分で、各階の とあるのは「地 下街の各構えの部分で」と、同条第6項及び第 7項中「建築物 | とあるのは「地下街の各構え | と、同条第9項中「主要構造部を準耐火構造と した建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物 であって、地階又は3階以上の階に居室を有す るもの | とあるのは「地下街の各構え | と、「建 築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部 分 と、「準耐火構造 | とあるのは「耐火構造 | と、同条第10項中「準耐火構造」とあるのは「耐 火構造」と、第129条の2の5第1項第七号中 「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」と あるのは「耐火構造」と読み替えるものとする。
- 6 地方公共団体は、他の工作物との関係その他周 囲の状況により必要と認める場合においては、 条例で、前各項に定める事項につき、これらの 規定と異なる定めをすることができる。

第5章の2 特殊建築物等の内装

【制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室】

- 第128条の3の2 法第35条の2 (法第87条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの(天井の高さが6mを超えるものを除く。)とする。
 - 床面積が50㎡を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分(天井又は天井から下方80㎝以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の150未満のよの
 - 二 法第28条第1項ただし書に規定する温湿度 調整を必要とする作業を行う作業室その他用

途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適 合しないもの

関連 令128条の5第5項 →186

【制限を受けない特殊建築物等】

- **第 128 条の 4** 法第 35 条の 2 の規定により政令で 定める<mark>特殊建築物</mark>は、<mark>次</mark>に掲げるもの以外のも のとする。
 - 一 次の表に掲げる特殊建築物

用道	大大	耐火 建第27 建第27 2 第1 2 第1 3 9 3 9 4 3 9 4 3 9 4 9 4 9 9 9 9 9 9 9	準耐火 建築物 又は特定避難 時間が45分間 以上1時間 満である間制定 避難時間と 等防止建築物	<mark>その他</mark> の 建築物
(1)	法別表 第1(い)欄 (1)項に掲 げる用途	<mark>客席</mark> の床面積 の合計が <u>400</u> ㎡以上のもの	<mark>客席</mark> の床 面積の合 計が <u>100㎡</u> 以上のもの	客席の床面 積の合計が 100㎡以上の もの
(2)	法別表 第1心)欄 <mark>(2)項</mark> に掲 げる用途	当該用途に供 する <mark>3 階以上</mark> の部分の床 面積の合計が <u>300㎡以上</u> の もの	当該用途に供する 2 階の部 分(病院又は) 診療所については、その部 収容施とする。) の床面積の成の点にしている。) の床面積のが300㎡以上のもの	当該用途に 供する部分 の床面積の 合計が200㎡ 以上のもの
(3)	法別表 第1(い)欄 (4)項に掲 げる用途	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	当該用途に供 する <mark>2階の</mark> 部分の床面 積の合計が 500㎡以上の もの	当該用途に 供する部分 の床面積の 合計が200㎡ 以上のもの

この表において、耐火建築物は、法第86条の4の規定により耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。

関連 令128条の5第1項 → 185

■ 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物

関連 令128条の5第2項 →186

■ 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第1(小欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供するものを有する特殊建築物

関連 令128条の5第3項 →186

2 法第35条の2の規定により政令で定める<mark>階数が3以上である建築物</mark>は、延べ面積が500㎡を 超えるもの(学校等の用途に供するものを除 く。) 以外のものとする。

関連 令128条の5第4項→186

関連【学校等】 令126条の2第1項二号 →181

3 法第35条の2の規定により政令で定める<mark>延べ</mark> 面積が1,000㎡を超える建築物は、階数が2で 延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は階数が1 で延べ面積が3,000㎡を超えるもの(学校等の 用途に供するものを除く。) 以外のものとする。

関連 令128条の5第4項 → 186

関連【学校等】 <mark>令126条の2第1項二号</mark> → 181

4 法第35条の2の規定により政令で定める 「物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろ その他火を使用する設備又は器具を設けたもの は、階数が2以上の住宅(住宅で事務所、店舗 その他これらに類する用途を兼ねるものを含 む。以下この項において同じ。)の用途に供す る建築物(主要構造部を耐火構造としたものを 除く。)の最上階以外の階又は住宅の用途に供す る建築物以外の建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)に存する調理室、浴室、 乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかま ど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機 関その他火を使用する設備又は器具を設けたも の(次条第6項において「内装の制限を受ける 調理室等」という。)以外のものとする。

関連 令128条の5第6項 →186

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

【特殊建築物等の内装】

第128条の5 前条第1項第一号に掲げる特殊建 築物は、当該各用途に供する<mark>居室 (</mark>法別表第1 (い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐 火建築物、法第2条第九号の三イに該当する準 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合 する特殊建築物 (特定避難時間が45分間未満 である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。 第4項において同じ。)である場合にあっては、 当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の 合計 100㎡ (共同住宅の住戸にあっては、200㎡) 以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2条第九号の二口に規定する防火設備で区画さ れている部分の居室を除く。)の壁(床面から の高さが1.2 m以下の部分を除く。第4項にお いて同じ。)及び天井(天井のない場合におい ては、屋根。以下この条において同じ。) の室 内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに 3

5

7

10

_

類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを<mark>第一号</mark>に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の**通路**の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- 次のイ又は口に掲げる仕上げ
 - 1 難燃材料 (3階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料)でしたもの
 - □ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土 交通大臣が定める方法により国土交通大臣 が定める材料の組合せによってしたもの
- 二 次のイ又は口に掲げる仕上げ
 - **イ** 準不燃材料でしたもの
 - □ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土 交通大臣が定める方法により国土交通大臣 が定める材料の組合せによってしたもの

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

- 2 前条第1項第二号に掲げる特殊建築物は、当該 各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる 主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の 仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなけれ ばならない。
- 3 前条第1項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する**居室**及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の**通路**の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

4 階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物、階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は階数が1で延べ面積が3,000㎡を超える建築物(学校等の用途に供するものを除く。)は、居室(床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で第112条第14項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第1(い)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物、法第2条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物の高さが31m以下

の部分にあるものを除く。)の**壁**及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(い)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ31 m以下の部分については、この限りでない。

- 難燃材料でしたもの
- 前号に掲げる仕上げに準ずるものとして国土 交通大臣が定める方法により国土交通大臣が 定める材料の組合せでしたもの

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

5 第128条の3の2に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

【無窓居室】令128条の3の2→184

関連【階、全館避難 除外】令129条、129条の2→186

- 6 内装の制限を受ける<mark>調理室等</mark>は、その壁及び天 井の室内に面する部分の仕上げを<mark>第1項第二号</mark> に掲げる仕上げとしなければならない。
- 7 前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧 消火設備、泡消火設備その他これらに類するも ので自動式のもの及び第126条の3の規定に適 合する排煙設備を設けた建築物の部分について は、適用しない。

第5章の2の2 避難上の安全の検証

【避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用】

第129条 建築物の階(物品販売業を営む店舗の 用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。)のうち、 当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難 時間倒壊等防止建築物の階に限る。)又は国土 交通大臣の認定を受けたものについては、第119条、第120条、第123条第3項第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号、第124条第1項第二号、第126条の2、第126条の3並びに前条(第2項、第6項及び第7項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

【廊下の幅】<mark>令119条</mark>→176

【直通階段の設置】
令120条
→176

【物販店舗における避難階段等の幅】の一部: 令124条→180

【排煙設備の設置】 令126条の2→181

【排煙設備の構造】 令126条の3→181

▲【内装制限】の一部: 令128条の5 →185

- 2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」という。)で火災が発生した場合においても、当該階に存する者(当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」という。)のすべてが当該階から直通階段(避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあっては地上。以下この条において同じ。)の一までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。
- 3 第1項の「**階避難安全検証法**」とは、<mark>次</mark>に定めるところにより、火災時において当該建築物の 階からの避難が安全に行われることを検証する 方法をいう。
 - 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者 (当該居室を通らなければ避難することがで きない者を含む。以下この号において「<u>在室</u> 者」という。) <u>のすべてが当該居室において</u> 火災が発生してから当該<mark>居室からの避難</mark>を終 了するまでに要する時間を、次に掲げる時間 を合計して計算すること。
 - イ 当該居室及び当該居室を通らなければ避難 することができない建築物の部分(以下こ の号において「当該居室等」という。)の

床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから 在室者が避難を開始するまでに要する時間 (単位 分)

- □ 当該居室等の用途及び当該居室等の各部分から当該居室の出口(当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下この号において同じ。)の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間(単位分)
- ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該 階の各室の出口(当該居室の出口及びこれ に通ずる出口に限る。)の幅に応じて国土 交通大臣が定める方法により算出した在室 者が当該居室の出口を通過するために要す る時間(単位 分)
- 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- 当該階の各居室について第一号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。
- 当該階の各火災室ごとに、階に存する者のすべてが当該火災室で火災が発生してから当該 階からの避難を終了するまでに要する時間 を、次に掲げる時間を合計して計算すること。
 - 1 当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分(以下この号において「当該階の各室等」という。)の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要する時間(単位分)
 - □ 当該階の各室等の用途及び当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達する

までに要する歩行時間(単位 分)

- ハ 当該階の各室等の用途及び床面積並びに当該階の各室等の出口(直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。)の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階から直通階段に通ずる出口を通過するために要する時間(単位 分)
- 1 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室(当該火災室を除く。)及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ★ 当該階の各火災室について第四号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。

【避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の 適用】

第129条の2 建築物のうち、当該建築物が全館 避難安全性能を有するものであることについ て、全館避難安全検証法により確かめられたも の(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは 不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊 等防止建築物であるものに限る。)又は国土交 通大臣の認定を受けたもの(次項において「全 館避難安全性能確認建築物」という。)につい ては、第112条第5項、第9項、第12項及び 第13項、第119条、第120条、第123条第1 項第一号及び第六号、第2項第二号並びに第3 項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、 第124条第1項、第125条第1項及び第3項、 第126条の2、第126条の3並びに第128条の 5 (第2項、第6項及び第7項並びに階段に係 る部分を除く。) の規定は、適用しない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

【防火区画】の一部: <mark>令112条</mark>→169

【廊下の幅】令119条⇒176

【直诵階段の設置】令120条⇒176

【避難階段等の構造】の一部: 令123条→178

【物販店舗における避難階段等の幅】の一部:令124条→180

【屋外への出口】の一部: 令125条→180

【排煙設備の設置】令126条の2→181

【排煙設備の構造】令126条の3→181

【内装制限】の一部: 令128条の5 →185

- 2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第 123 条第 1 項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの(屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。)」とする。
- 3 第1項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者(以下この条において「在館者」という。)の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。
- 4 第1項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において<u>当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方</u>法をいう。
 - 各階が、前条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第1項の
 指避難安全検証法により確かめること。
 - 当該建築物の各階における各火災室ごとに、 在館者の全てが、当該火災室で火災が発生し てから当該建築物からの避難を終了するまで に要する時間を、次に掲げる時間を合計して 計算すること。
 - イ 当該建築物の各室の用途及び床面積の合計 に応じて国土交通大臣が定める方法により 算出した火災が発生してから在館者が避難 を開始するまでに要する時間(単位 分)
 - □ 当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各室の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間(単位 分)

- ハ 当該建築物の各室の用途及び床面積並びに 当該建築物の各室の出口(地上に通ずる出 口及びこれに通ずるものに限る。)の幅に 応じて国土交通大臣が定める方法により算 出した在館者が当該建築物から地上に通ず る出口を通過するために要する時間(単位 分)
- 当該建築物の各階における各火災室ごとに、 当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直 上階以上の階の一に流入するために要する時 置を、当該階の各室の用途、床面積及び天井 の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の 構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各 室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類 並びに当該階の階段の部分を区画する壁及び これに設ける開口部の構造に応じて国土交通 大臣が定める方法により計算すること。
- 当該建築物の各階における各火災室について、第二号の規定によって計算した時間が、 前号の規定によって計算した時間を超えない ことを確かめること。

【別の建築物とみなす部分】

第129条の2の2 第117条第2項各号に掲げる 建築物の部分は、この章の規定の適用について は、それぞれ別の建築物とみなす。

◆117条2項⇒176

主要構造部を木造と 第5章の3 することができる 大規模の建築物

【主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等】

- **第129条の2の3** 法第21条第1項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 次に掲げる基準
 - ✓ 地階を除く階数が3以下であること。
 - 主要構造部が<u>準耐火構造</u> (主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、その構造が<u>次に定める基準</u>に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定

を受けたものに限る。)であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあって は、当該部分に通常の火災による火熱が 加えられた場合に、加熱開始後それぞれ 同表に定める時間構造耐力上支障のある 変形、溶融、破壊その他の損傷を生じな いものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1時間
堂	外壁(耐力壁に限る。)	1時間
柱		1時間
床		1時間
はり		1時間

- (2) 壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)、床及び屋根の軒裏にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- (3) 外壁 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 建築物の周囲(道に接する部分を除く。) に幅員が3m以上の通路(敷地の接する道 まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。
 - (1) 延べ面積が200㎡を超えるものについては、床面積の合計200㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画されていること。
 - (2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の 上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部 にひさしその他これに類するもので、そ の構造が、これらに通常の火災による火 熱が加えられた場合に、加熱開始後20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原

_

_

9

10

因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

- 第46条第2項第一号イ及びロ並びに第115 条の2第1項各号(第一号及び第三号を除 く。)に掲げる基準
- 2 法第21条第1項の政令で定める用途は、倉庫 及び自動車車庫とする。

第5章の4 建築設備等

第1節 建築設備の構造強度

- 第129条の2の4 法第20条第1項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。
 - 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあっては、第129条の4及び第129条の5 (これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあっては、第129条の6第一号の規定を除く。) に適合すること。
 - 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通 大臣が定めた構造方法を用いること。
 - 法第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第1節の2 給水、排水その他の 配管設備

【給水、排水その他の配管設備の設置及び構造】

第129条の2の5 建築物に設ける<mark>給水、排水その他の配管設備</mark>の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- **二** 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防 火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- ★ 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000 ㎡を超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。
- 七 総水管、配電管 その他の管が、第112条第 15項の準耐火構造の防火区画、第113条第 1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第 4項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

- □ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該 管の用途、材質その他の事項に応じて国土 交通大臣が定める数値未満であること。
- ↑ 防火区画等を<mark>貫通</mark>する管に通常の火災によ る火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間 (第 112 条第 1 項から第 4 項まで、 同条第5項(同条第6項の規定により床面 積の合計 200㎡以内ごとに区画する場合又 は同条第7項の規定により床面積の合計 500㎡以内ごとに区画する場合に限る。)、 同条第8項(同条第6項の規定により床面 積の合計 200㎡以内ごとに区画する場合又 は同条第7項の規定により床面積の合計 500㎡以内ごとに区画する場合に限る。) 若 しくは同条第13項の規定による準耐火構 造の床若しくは壁又は第113条第1項の防 火壁にあっては1時間、第114条第1項の 界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3 項若しくは第4項の隔壁にあっては45分 間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を 出す原因となる亀裂その他の損傷を生じな いものとして、国土交通大臣の認定を受け たものであること。
- 八 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
 - <u>飲料水の配管設備</u> (これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。) <u>とその他の配管設備</u>とは、 直接連結させないこと。
 - 本構、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

- **三** 飲料水の配管設備の<u>構造</u>は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - **イ** 当該配管設備から<u>漏水しない</u>ものであること。
 - □ 当該配管設備から<u>溶出する物質によって汚</u> 染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分 には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他 衛生上有害なものが入らない構造とし、金属 性のものにあっては、衛生上支障のないよう に有効なさび止めのための措置を講ずるこ と。
- ☆ 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生 上支障のないものとして国土交通大臣が定め た構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける<mark>排水のための配管設備</mark>の設置及 び構造は、第1項の規定によるほか、次に定め るところによらなければならない。
 - 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ 有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
 - **二** 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
 - 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路 その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
 - 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で 造ること。
 - 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生 上支障のないものとして国土交通大臣が定め た構造方法を用いるものであること。

【換気設備】

- 第129条の2の6 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。) に設ける<mark>自然換気設備</mark>は、次に定める<u>構造</u>としなければならない。
 - 関連【自然換気設備】令20条の2第一号イ→131
 - 換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。
 - **二 給気口**は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。
 - **三** 排気口(排気筒の居室に面する開口部をいう。

5

以下この項において同じ。) は、給気口より 高い位置に設け、常時開放された構造とし、 かつ、排気筒の立上り部分に直結すること。

- 四 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、 その頂部は、外気の流れによって排気が妨げ られない構造とし、かつ、直接外気に開放す ること。
- **五** 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けないこと。
- 六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、 雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有 害なものを防ぐための設備をすること。
- **2** 建築物に設ける<mark>機械換気設備</mark>は、次に定める<u>構</u> 造としなければならない。

関連 【機械換気設備】令20条の2第一号口→132

- 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
- 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
- 四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換 気扇を設ける場合には、外気の流れによって 著しく換気能力が低下しない構造とするこ と。
- **五** 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で 造ること。
- 3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の左欄に掲げる事項がおおむね当該各項の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

関連【中央管理方式の空気調和設備】令20条の2第一号ハ

⇒132

 $\frac{10}{1.000.000}$ 以下 (2) 一酸化炭素の含有率 1,000 以下 (3) 炭酸ガスの含有率 17度以上28度以下 2 居室における温度を外 気の温度より低くする場 (4) 温度 合は、その差を著しくしな いこと。 (5) 40%以上70%以下 相対湿度 気流 1秒間につき0.5m以下 この表の各項の右欄に掲げる基準を適用する場合における

空気 1 ㎡につき0.15mg以下

この表の各項の右欄に掲げる基準を適用する場合における 当該各項の左欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交 通省令で定める。

【冷却塔設備】

(1)

浮游粉じんの量

- 第129条の2の7 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための<u>冷却塔設</u> 備の設置及び構造は、<mark>次</mark>の各号のいずれかに掲げるものとしなければならない。
 - 主要な部分を不燃材料で造るか、又は防火上 支障がないものとして国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるものとすること。
 - □ 冷却塔の構造に応じ、建築物の他の部分まで の距離を国土交通大臣が定める距離以上とし たものとすること。
 - 冷却塔設備の内部が燃焼した場合においても 建築物の他の部分を国土交通大臣が定める温 度以上に上昇させないものとして国土交通大 臣の認定を受けたものとすること。

第2節 昇降機

【適用の範囲】

- **第129条の3** この節の規定は、建築物に設ける 次に掲げる昇降機に適用する。
 - 一 人又は人及び物を運搬する昇降機(次号に掲げるものを除く。)並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの(以下「エレベーター」という。)
 - **エ**スカレーター
 - 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投 影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2 m以下のもの(以下「小荷物専用昇降機」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇

降機については、それぞれ当該各号に掲げる規 定は、適用しない。

- 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国 土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の6、第129条の7、第129条 の8第2項第二号、第129条の9、第129条 の10第3項及び第4項並びに第129条の13 の3の規定
- 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の12第1項の規定
- 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の13の規定

【エレベーターの構造上主要な部分】

- 第129条の4 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この条において「主要な支持部分」という。)の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。
 - 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - イ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生 ずるおそれのある部分以外の部分は、通常 の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場 合の衝撃により損傷を生じないこと。
 - □ かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないこと。
 - かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーター その他国土交通大臣が定めるエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及び口に掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。

基準に適合することについて、通常の使用状態における摩損又は疲労破壊を考慮して行う 国土交通大臣の認定を受けたものであること。

- 2 前項の「エレベーター強度検証法」とは、次に 定めるところにより、エレベーターの設置時及 び使用時のかご及び主要な支持部分の強度を検 証する方法をいう。
 - 次条に規定する荷重によって主要な支持部分並びにかごの床版及び枠(以下この条において「主要な支持部分等」という。)に生ずる力を計算すること。
 - 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる常時 及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に 掲げる式によって計算すること。

荷重について想定する状態	式
常時	$G_1 + \alpha_1(G_2 + P)$
安全装置の作動時	$G_1 + \alpha_2(G_2 + P)$

この表において、 G_1 、 G_2 及びPはそれぞれ次の力を、 α_1 及び α_2 はそれぞれ次の数値を表すものとする。

- G₁ 次条第1項に規定する<u>固定荷重</u>のうち<u>昇降する部分</u> <u>以外</u>の部分に係るものによって生ずる力
- G₂ 次条第1項に規定する固定荷重のうち昇降する部分 に係るものによって生ずる力
- P 次条第2項に規定する<u>積載荷重</u>によって生ずる力
- α₁ 通常の昇降時に昇降する部分に生ずる<u>加速度</u>を考慮 して国土交通大臣が定める数値
- α₂ 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加 速度を考慮して国土交通大臣が定める数値
- 前号の規定によって計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率(エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。)で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。
- 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率(エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。)で除して求めた限界の許

容応力度を超えないことを確かめること。

- 3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのか ご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基 準に適合するものとしなければならない。
 - エレベーターのかご及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにあっては、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講じたものであること。
 - 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を 生ずるおそれのあるものにあっては、2以上 の部分で構成され、かつ、それぞれが独立し てかごを支え、又は吊ることができるもので あること。
 - 滑節構造とした接合部にあっては、地震その他の震動によって外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - 四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターに あっては、地震その他の震動によって索が滑 車から外れるおそれがないものとして国土交 通大臣が定めた構造方法を用いるものである こと。
 - 五 釣合おもりを用いるエレベーターにあっては、地震その他の震動によって釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - 六 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
 - セ 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあっては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

【エレベーターの荷重】

- 第129条の5 エレベーターの各部の固定荷重は、 当該エレベーターの実況に応じて計算しなけれ ばならない。
- 2 エレベーターのかごの積載荷重は、当該エレベーターの実況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、次の表に定める数値(用途が特殊なエレベーターで国土交

通大臣が定めるものにあっては、当該用途に応 じて国土交通大臣が定める数値)を下回っては ならない。

かごの種類		積載荷重(単位 N)
乗用エレベー ター(人荷共用 エレベーターを 含み、寝台用エ レベーターを阶 く。以下この節 において同じ。) のかご	床面積が1.5㎡ 以下のもの	床面積 1 ㎡につき3,600 として計算した数値
	床面積が1.5㎡を 超え3㎡以下の もの	床面積の1.5㎡を超える 面積に対して 1 ㎡につ き4,900として計算した 数値に5,400を加えた数 値
	床面積が3㎡を 超えるもの	床面積の3㎡を超える 面積に対して1㎡につ き5,900として計算した 数値に1万3,000を加えた 数値
乗用エレベーター以外のエレベー ターのかご		床面積1㎡につき2,500 (自動車運搬用エレベー ターにあっては、1,500) として計算した数値

【エレベーターのかごの構造】

- **第129条の6** エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。
 - 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。
 - 二 構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、 又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の 階に居室を有さない建築物に設けるエレベー ターのかごその他防火上支障のないものとし て国土交通大臣が定めるエレベーターのかご にあっては、この限りでない。
 - かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁 その他のかご外の物に触れるおそれのないも のとして国土交通大臣が定める基準に適合す る壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。
 - 四 非常の場合においてかご内の人を安全にかご 外に救出することができる開口部をかごの天 井部に設けること。
 - 五 用途及び積載量(kg で表した重量とする。以下同じ。)並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては最大定員(積載荷重を前条第2項の表に定める数値とし、重力加速度を9.8 m/s²と、1人当たりの体重を65kgとして計算した定員をいう。第129条の13の3第3項第九号において同じ。)を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

【エレベーターの昇降路の構造】

- 第129条の7 エレベーターの<mark>昇降路</mark>は、次に定める構造としなければならない。
 - 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口(非常口を含む。以下この節において同じ。)の戸を設けること。
 - 二 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターの昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターの昇降路にあっては、この限りでない。
 - 三 昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。
 - 四 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、 4 cm以下とし、乗用エレベーター及び寝台用 エレベーターにあっては、かごの床先と昇降 路壁との水平距離は、12.5cm以下とすること。
 - **五** 昇降路内には、次のいずれかに該当するもの を除き、突出物を設けないこと。
 - **イ** レールブラケット又は横架材であって、次 に掲げる基準に適合するもの
 - (1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、かごの昇降、かごの出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の 定める措置が講じられていること。
 - □ 第129条の2の5第1項第三号ただし書の 配管設備で同条の規定に適合するもの
 - ハ イ又は口に掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであって、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

【エレベーターの駆動装置及び制御器】

- 第129条の8 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。
- 2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
 - 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。
 - **二** かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。
 - エレベーターの保守点検を安全に行うために 必要な制御ができるものであること。

【エレベーターの機械室】

- 第129条の9 エレベーターの<mark>機械室は、次に定める構造としなければならない。</mark>
 - 床面積は、昇降路の水平投影面積の2倍以上 とすること。ただし、機械の配置及び管理に 支障がない場合においては、この限りでない。
 - 二 床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かごの<mark>定格速度</mark>(積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいう。以下この節において同じ。)<u>に応じて、次の表</u>に定める<u>数値以上</u>とすること。

定格速度	垂直距離(単位 m)
60m以下の場合	2.0
60mをこえ、150m以下の場合	2.2
150mをこえ、210m以下の場合	2.5
210mをこえる場合	2.8

- 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。
- 四 出入口の幅及び高さは、それぞれ、70cm以上 及び1.8 m以上とし、施錠装置を有する鋼製 の戸を設けること。
- 五 機械室に通ずる階段のけあげ及び踏面は、それぞれ、23cm以下及び15cm以上とし、かつ、 当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けること。

【エレベーターの安全装置】

- 第129条の10 エレベーターには、<mark>制動装置</mark>を設けなければならない。
- 2 前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に 掲げる基準に適合するものとして、国土交通大

6

臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通 大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 かごが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これにより、かごに生ずる垂直方向の加速度が 9.8 m/s² を、水平方向の加速度が 5.0 m/s² を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。
- 保守点検をかごの上に人が乗り行うエレベーターにあっては、点検を行う者が昇降路の頂部とかごの間に挟まれることのないよう自動的にかごを制止させることができるものであること。
- 3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。
 - 次に掲げる場合に<u>自動的にかごを制止する装</u> 置
 - 1 <u>駆動装置又は制御器に故障</u>が生じ、<u>かごの</u> 停止位置が著しく移動した場合
 - □ <u>駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合</u>
 - 二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

 - <u>乗用エレベーター</u>又は<u>寝台用エレベーター</u>に あっては、次に掲げる安全装置
 - イ 積載荷重に 1.1 を乗じて得た数値を超えた 荷重が作用した場合において警報を発し、 かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止す る装置
 - □ <u>停電の場合</u>においても、<u>床面で1ルクス以上の照度</u>を確保することができる照明装置
- 4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、 それぞれ、その機能を確保することができるも のとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用 いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの としなければならない。

【適用の除外】

第129条の11 第129条の7第四号、第129条の 8第2項第二号又は前条第3項第一号から第三 号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用 エレベーター以外のエレベーターのうち、それ ぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全 上支障がないものとして国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるものについては、適用しない。

【エスカレーターの構造】

- 第129条の12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。
 - 国土交通大臣が定めるところにより、通常の 使用状態において人又は物が挟まれ、又は障 害物に衝突することがないようにすること。
 - 勾配は、30度以下とすること。
 - 踏段(人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。)の両側に手すりを設け、手すりの上端部が踏段と同一方向に同一速度で連動するようにすること。
 - 踏段の幅は、1.1 m以下とし、踏段の端から 当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中 心までの水平距離は、25cm以下とすること。
 - 五 踏段の定格速度は、50 m以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通 大臣が定める毎分の速度以下とすること。
 - ★ 地震その他の震動によって脱落するおそれが ないものとして、国土交通大臣が定めた構造 方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を 受けたものとすること。
- 2 建築物に設けるエスカレーターについては、第 129条の4(第3項第五号から第七号までを除 く。)及び第129条の5第1項の規定を準用す る。この場合において、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第129条の4の見出し、同条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項並びに第129条の5の見出し及び同条第1項	エレベーター	エスカレーター
第129条の4	かご	踏段

3 エスカレーターの<mark>踏段の積載荷重</mark>は、次の式に よって計算した数値以上としなければならな い。

P = 2.600A

この式において、P及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重(単位 N)A エスカレーターの踏段面の水平投影面積 (単位 m³)

- 4 エスカレーターには、<u>制動装置及び昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。</u>
- 5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、 駆動装置に故障が生じた場合、人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷 するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段 に生ずる進行方向の加速度が1.25 m/s²を超え ることなく安全に踏段を制止させることができ るものとして、国土交通大臣が定めた構造方法 を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた ものとしなければならない。

【小荷物専用昇降機の構造】

- **第129条の13** 小荷物専用昇降機は、次に定める 構造としなければならない。
 - 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。
 - 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、 難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地 階又は3階以上の階に居室を有さない建築物 に設ける小荷物専用昇降機の昇降路その他防 火上支障のないものとして国土交通大臣が定

- める小荷物専用昇降機の昇降路にあっては、 この限りでない。
- **三** 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた 後、かごを昇降させるものであること。
- 四 昇降路の出し入れ口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置を設けること。ただし、当該出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高い場合においては、この限りでない。

【非常用の昇降機の設置を要しない建築物】

第129条の13の2 法第34条第2項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- 高さ31 mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、 屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- 高さ31 mを超える部分の各階の床面積の合 計が500㎡以下の建築物
- 高さ31 mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第112条第14項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの(廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第九号の二口に規定する防火設備を含む。)で区画されているもの
- □ 高さ31 mを超える部分を機械製作工場、不 燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類 する用途に供する建築物で主要構造部が不燃 材料で造られたものその他これと同等以上に 火災の発生のおそれの少ない構造のもの

【非常用の昇降機の設置及び構造】

- 第 129 条の 13 の 3 法第 34 条第 2 項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第 129 条の 4 から第 129 条の 10 までの規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。
- 2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター(以

Ь

10

下「非常用エレベーター」という。)の数は、 高さ31 mを超える部分の床面積が最大の階に おける床面積に応じて、次の表に定める数以上 とし、2以上の非常用エレベーターを設置する 場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保っ て配置しなければならない。

高さ31mを超える部分の床面 積が最大の階の床面積		非常用エレベーターの数
(1)	1,500㎡以下の場合	1
(2)	1,500㎡を超える場合	3,000㎡以内を増すごとに (1)の数に1を加えた数

3 乗降ロビーは、次に定める構造としなければな らない。

> 関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166 関連【防火区画等関係規定】令108条の3第4項→166

- 各階(屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次のイから ホまでのいずれかに該当するもの及び避難階 を除く。)において屋内と連絡すること。
 - イ 当該階及びその直上階(当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階)が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階(当該階が地階である場合にあっては、その直上階)において乗降ロビーが設けられている階
 - (1) 階段室、昇降機その他の建築設備の機械 室その他これらに類する用途に供する階
 - (2) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの
 - □ 当該階以上の階の床面積の合計が500㎡以 下の階
 - ハ 避難階の直上階又は直下階
 - こ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階(他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。)で居室を有しないもの
 - ホ 当該階の床面積に応じ、次の表に定める数 の他の非常用エレベーターの乗降ロビーが 屋内と連絡している階

当該階の床面積		当該階で乗降ロビーが屋内 と連絡している他の非常用 エレベーターの数
(1)	1,500㎡以下の場合	1
(2)	1,500㎡を超える場合	3,000㎡以内を増すごとに (1)の数に1を加えた数

- **ニ** バルコニーを設けること。
- 出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)には、第 123条第1項第六号に規定する構造の特定防 火設備を設けること。
- ◎ 窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火 構造の床及び壁で囲むこと。
- 五 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを 不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で 造ること。
- → 予備電源を有する照明設備を設けること。
- ★ 床面積は、非常用エレベーター1基について 10㎡以上とすること。
- 丞内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できるものとすること。
- 九 乗降ロビーには、見やすい方法で、積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示し、かつ、非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものを設けること。
- 4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター2基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる 出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他の ものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲ま なければならない。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

- 5 避難階においては、非常用エレベーターの昇降 路の出入口(第3項に規定する構造の乗降ロ ビーを設けた場合には、その出入口)から屋外 への出口(道又は道に通ずる幅員4m以上の通 路、空地その他これらに類するものに接してい る部分に限る。)の一に至る歩行距離は、30 m 以下としなければならない。
- 6 非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸 法並びにかごの積載量は、国土交通大臣の指定 する日本工業規格に定める数値以上としなけれ

ばならない。

- 7 非常用エレベーターには、かごを呼び戻す装置 (各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターの かご内に設けられた通常の制御装置の機能を停 止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは 直下階に呼び戻す装置をいう。)を設け、かつ、 当該装置の作動は、避難階又はその直上階若し くは直下階の乗降ロビー及び中央管理室におい て行うことができるものとしなければならな い。
- 8 非常用エレベーターには、かご内と中央管理室 とを連絡する電話装置を設けなければならな い。
- 9 非常用エレベーターには、第129条の8第2項 第二号及び第129条の10第3項第二号に掲げ る装置の機能を停止させ、かごの戸を開いたま まかごを昇降させることができる装置を設けな ければならない。
- **10** 非常用エレベーターには、予備電源を設けなければならない。
- **11** 非常用エレベーターのかごの<mark>定格速度</mark>は、<u>60</u> m以上としなければならない。
- 12 第2項から前項までの規定によるほか、非常用エレベーターの構造は、その機能を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。
- 13 第3項第二号の規定は、非常用エレベーターの 昇降路又は乗降ロビーの構造が、通常の火災時 に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入 することを有効に防止できるものとして、国土 交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国 土交通大臣の認定を受けたものである場合にお いては、適用しない。

第3節 避雷設備

【設置】

第129条の14 法第33条の規定による避雷設備は、 建築物の高さ20mをこえる部分を雷撃から保 護するように設けなければならない。

【構造】

第129条の15 前条の<u>避雷設備の構造</u>は、次に掲 げる基準に適合するものとしなければならな V1.

- 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及 ぼすことなく安全に地中に流すことができる ものとして、国土交通大臣が定めた構造方法 を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受け たものであること。
- **二** 避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある 部分にあっては、腐食しにくい材料を用いる か、又は有効な腐食防止のための措置を講じ たものであること。

第6章 建築物の用途

【用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合】

- 第130条 法第48条第14項の政令で定める場合は、 次に掲げる要件に該当する場合とする。
 - 増築、改築又は移転が法第48条各項(第14 項及び第15項を除く。以下この条において 同じ。)のただし書の規定による許可(以下 この条において「特例許可」という。)を受 けた際における敷地内におけるものであるこ と。
 - 二 増築又は改築後の法第48条各項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
 - 芸第48条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

【特定用途制限地域内において条例で定める制限】

- 第130条の2 法第49条の2の規定に基づく条例 による建築物の用途の制限は、特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に 即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に 貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。
- 2 法第49条の2の規定に基づく条例には、法第 3条第2項の規定により当該条例の規定の適用 を受けない建築物について、法第86条の7第 1項の規定の例により当該条例に定める制限の

5

9

10

適用の除外に関する規定を定めるものとする。

3 法第49条の2の規定に基づく条例には、当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

【位置の制限を受ける処理施設】

- 第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第 2項又は第3項において準用する場合を含む。) の政令で定める処理施設は、次に掲げるものと する。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」 という。)第5条第1項のごみ処理施設(ご み焼却場を除く。)
 - 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に 附属するもので、当該建築物において生じた 廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産 業廃棄物処理施設」という。)
 - イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第 十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理 施設
 - □ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第十四号に掲げる廃油処理施設

【卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和】

- 第130条の2の3 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、 次に定めるものとする。
 - 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第四号に該当するものを除く。)

延べ面積の合計(増築又は用途変更の場合にあっては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計)が500㎡以下のもの

■ 汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理 施設の用途に供する建築物に係る新築、増築 又は用途変更(第五号に該当するものを除 く。)

処理能力(増築又は用途変更の場合にあっては、増築又は用途変更後の処理能力)が3,000人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、1万人)以下のもの

■ 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第六号に該当するものを除く。)

1日当たりの処理能力(増築又は用途変更更の場合にあっては、増築又は用途変更後の処理能力)が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

- イ 汚泥の脱水施設 30㎡
- □ 汚泥の乾燥施設 (ハに掲げるものを除く。) 20㎡
- ハ 汚泥の天日乾燥施設 120㎡
- 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物(廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理法施行令第2条の4第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。)又はポリ塩化ビフェニル汚染物(同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。)を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。)であるものを除く。)の焼却施設 10㎡
- ホ 廃油の油水分離施設 30㎡
- へ 廃油 (廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設 4 ㎡
- ト 廃酸又は廃アルカリの中和施設 60㎡
- チ 廃プラスチック類の破砕施設 6 t
- リ 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設 1 t
- ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる 廃棄物 (事業活動に伴って生じたものに限 る。) 又はがれき類の破砕施設 100 t
- ル 廃棄物処理法施行令別表第3の3に掲げる 物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコン クリート固型化施設 4㎡

- ヲ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施 設 6 m²
- 7 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 8 ㎡
- カ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設0.2 t
- 第ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 0.2 t
- タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 02 t
- 焼却施設(ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。)6 t
- 法第51条ただし書の規定による許可を受けた<mark>卸売市場、と畜場</mark>若しくは<mark>火葬場</mark>の用途に供する建築物又は<u>法第3条第2項</u>の規定により法第51条の規定の<u>適用を受けない</u>これらの用途に供する建築物に係る<u>増築</u>又は<u>用途変</u>更

増築又は用途変更後の延べ面積の合計が それぞれイ若しくは口に掲げる延べ面積 の合計の1.5倍以下又は750㎡以下のも

- イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の延べ 面積の合計
- □ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに 至った際の延べ面積の合計
- 五 法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくは口に掲げる処理能力の1.5倍以下又は4,500人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、1万5,000人)以下のもの

1 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理 能力

- □ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに 至った際の処理能力
- ★ 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物 又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくは口に掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

- 1 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理 能力
- □ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに 至った際の処理能力
- 2 特定行政庁が法第51条ただし書の規定による 許可をする場合において、前項第四号から第六 号までに規定する規模の範囲内において、増築 し、又は用途を変更することができる規模を定 めたときは、同項の規定にかかわらず、その規 模を同条ただし書の規定により政令で定める規 模とする。

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅】

- 第130条の3 法別表第2(い)項第二号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第1項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の1分以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)とする。
 - 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)
 - 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食 堂若しくは喫茶店
 - 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサー ビス業を営む店舗
 - ☑ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気 器具店その他これらに類するサービス業を営 む店舗(原動機を使用する場合にあっては、

5

9

10

その<u>出力の合計が 0.75kW 以下</u>のものに限 る。)

- 五 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。第130条の5の2第四号及び第130条の6において同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- ★ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに 類する施設
- ★新品又は工芸品を製作するためのアトリエ 又は工房(原動機を使用する場合にあって は、その出力の合計が0.75kW以下のものに 限る。)

【第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

- 第130条の4 法別表第2(い)項第九号(法第87条 第2項又は第3項において法第48条第1項の 規定を準用する場合を含む。)の規定により政 令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる ものとする。
 - 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う<u>郵</u> 便の業務の用に供する施設で延べ面積が 500 ㎡以内のもの
 - 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、<u>老人福祉センター</u>、児童厚生施設</u>その他これらに類するもので延べ面積が 600㎡以内のもの
 - 更近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
 - 四 路線バスの停留所の上家
 - 五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの
 - イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条 第1項に規定する認定電気通信事業者が同 項に規定する認定電気通信事業の用に供す る施設
 - □ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項 第十六号に規定する電気事業(同項第二号 に規定する小売電気事業を除く。)の用に 供する施設
 - ハ ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス 事業の用に供する施設
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

- 化に関する法律第2条第3項に規定する液 化石油ガス販売事業の用に供する施設
- ホ 水道法第3条第2項に規定する水道事業の 用に供する施設
- へ 下水道法第2条第三号に規定する公共下水 道の用に供する施設
- ト 都市高速鉄道の用に供する施設
- チ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設

【第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用 地域内に建築してはならない附属建築物】

- 第130条の5 法別表第2(い)項第十号及び(ろ)項第 三号(法第87条第2項又は第3項において法 第48条第1項及び第2項の規定を準用する場 合を含む。)の規定により政令で定める建築物 は、次に掲げるものとする。
 - 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50㎡以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
 - 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車 庫で次のイ又は口のいずれかに該当するもの
 - イ 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内に ある建築物に附属する自動車車庫の用途 に供する工作物の築造面積を加えた値が 2,000㎡を超えるもの
 - □ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象 区域内にある建築物に附属する他の自動車 車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域 内にある建築物に附属する自動車車庫の用 途に供する工作物の築造面積を加えた値 が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号 の規定により算定される自動車車庫の床面 積の合計の上限の値を合算した値を超える もの
 - 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの
 - □ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
 - 五 法別表第 2(と)項第四号に掲げるもの

【第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

- 第130条の5の2 法別表第2(A)項第二号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第2項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食 堂若しくは喫茶店
 - 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサー ビス業を営む店舗
 - 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
 - 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、 米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する もので作業場の床面積の合計が50㎡以内の もの(原動機を使用する場合にあっては、そ の出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

- 第130条の5の3 法別表第2は項第五号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 前条第二号から第五号までに掲げるもの
 - 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品の販売を行うものを除 く。)又は飲食店
 - 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

- 第130条の5の4 法別表第2(は項第七号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 税務署、警察署、保健所、消防署その他これ

- らに類するもの (法別表第 2(い)項第九号に掲げるもの及び 5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)
- 二 第130条の4第五号イからハまでの一に掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの(法別表第2(い)項第九号に掲げるもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。)

【第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物】

- 第130条の5の5 法別表第2(は)項第八号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300㎡以下である場合には、その値を減じた値。第130条の7の2第三号及び第四号並びに第130条の8において同じ。)を加えた値が3,000㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
 - 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又は口のいずれかに該当するもの
 - 1 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内に ある建築物に附属する自動車車庫の用途に 供する工作物の築造面積を加えた値が1万 ㎡を超えるもの
 - □ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象 区域内にある建築物に附属する他の自動車 車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域 内にある建築物に附属する自動車車庫の用 途に供する工作物の築造面積を加えた値 が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号 の規定により算定される自動車車庫の床面 積の合計の上限の値を合算した値を超える もの
 - 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの
 - 四 第130条の5第四号及び第五号に掲げるもの

【第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場】

第130条の6 法別表第2(に)項第二号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第4項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める工場は、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(同表(と)項第三号(202)又は(404)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)とする。

【第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に 建築してはならない運動施設】

第130条の6の2 法別表第2(に)項第三号及び(を) 項第七号(法第87条第2項又は第3項におい て法第48条第4項及び第12項の規定を準用す る場合を含む。)の規定により政令で定める運 動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティ ング練習場とする。

【第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない い畜舎】

第130条の7 法別表第2(に)項第六号(法第87条 第2項又は第3項において法第48条第4項の 規定を準用する場合を含む。)に規定する政令 で定める規模の<mark>畜舎</mark>は、床面積の合計が15㎡ を超えるものとする。

【第一種住居地域内に建築することができる大規模 な建築物】

- 第130条の7の2 法別表第2個項第四号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第5項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - 税務署、警察署、保健所、消防署
 らに類するもの
 - 二 電気通信事業法第120条第1項に規定する認 定電気通信事業者が同項に規定する認定電気 通信事業の用に供する施設である建築物で国 土交通大臣が指定するもの
 - 建築物に附属する自動車車庫で、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するも

のを除く。)

四 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

五 自動車車庫で都市計画として決定されたもの 【第二種住居地域及び工業地域内に建築してはなら ない建築物】

第130条の7の3 法別表第2(~)項第三号及び(a) 項第四号(法第87条第2項又は第3項におい て法第48条第6項及び第11項の規定を準用す る場合を含む。)の規定により政令で定める建 築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食を させる営業(客の接待をするものを除く。)を 営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

【第二種住居地域内に建築することができる附属自動車車庫】

- 第130条の8 法別表第2(~)項第四号(法第87条 第2項又は第3項において法第48条第6項の 規定を準用する場合を含む。)の規定により政 令で定める建築物に附属する自動車車庫は、次 に掲げるものとする。
 - 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)
 - 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)

【第二種住居地域等内に建築してはならない建築物 の店舗、飲食店等に類する用途】

- 第130条の8の2 法別表第2(へ)項第六号及び(る) 項第七号(法第87条第2項又は第3項におい て法第48条第6項及び第11項の規定を準用す る場合を含む。) の規定により政令で定める用 途は、場外勝舟投票券発売所とする。
- 2 法別表第2(と)項第六号及び(わ)項(法第87条第 2項又は第3項において法第48条第7項及び 第13項の規定を準用する場合を含む。)の規定 により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊 技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類 する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売 所とする。

【準住居地域内で営むことができる特殊の方法によ る事業】

第130条の8の3 法別表第2(と)項第三号(法第 87条第2項又は第3項において法第48条第7 項の規定を準用する場合を含む。)の規定によ り政令で定める特殊の方法による事業は、同号 (11)に掲げる事業のうち、国土交通大臣が防音上 有効な構造と認めて指定する空気圧縮機で原動 機の出力の合計が 7.5kW 以下のものを使用す る事業とする。

【危険物の貯蔵又は処理に供する建築物】

第130条の9 法別表第2(と)項第四号、(り)項第四 号及びぬ項第二号(法第87条第2項又は第3 項において法第48条第7項、第9項及び第10 項の規定を準用する場合を含む。) の規定によ り政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する 建築物は、次の表に定める数量を超える危険 物(同表に数量の定めのない場合にあってはそ の数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化 ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用い る自動車にこれらのガスを充填するための設備 (安全上及び防火上支障がないものとして国土 交通大臣が定める基準に適合するものに限る。) により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液 化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油 類(消防法別表第1の備考12に規定する第1 石油類をいう。以下この項において同じ。)、ア ルコール類(同表の備考13に規定するアルコー ル類をいう。)、第2石油類(同表の備考14に 規定する第2石油類をいう。以下この項におい て同じ。)、第3石油類(同表の備考15に規定

する第3石油類をいう。以下この項において同 じ。) 及び第4石油類(同表の備考16に規定す る第4石油類をいう。以下この項において同 じ。) 並びに国土交通大臣が安全上及び防火上 支障がない構造と認めて指定する蓄電池により 貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。) の貯 蔵又は処理に供する建築物とする。

危險	全物	用途地域	準住居地域	商業地域	準工業地域
(1)	火薬類	火薬	20kg	50kg	20 t
('')	(玩具	爆薬	Zong	25kg	10 t
	煙火を除く。)	工業雷管、電気雷管 及び信号 雷管		1万個	250万個
		銃用雷管	3万個	10万個	2,500万個
		実包及び 空包	2,000個	3万個	1,000万個
		信管及び 火管		3万個	50万個
		導爆線		1.5km	500km
		導火線	1 km	5 km	2,500km
		電気導火 線		3万個	10万個
		信号炎管、 信号火箭 及び煙火	25kg	2	t
		その他の 火薬を使 用した火 工品	薬の数量に加	の原料をなす むじて、火薬! ぞれの限度に	又は爆薬の
(2)		圧縮ガス、 ス <mark>ス</mark> 又は可燃	$\frac{A}{20}$	<u>A</u> 10	<u>A</u> 2
(3)	石油類、	曲類、第 2 第 3 石油 第 4 石油類	42 (能制政第定貯ち及つ交定にものて貯う令二定種所表第の関係に令一す蔵位びい通め適の表特蔵)第号号東販供に利用のでは一ている合(以お屋りはお種所とのでは、100円ので	A (特齢の一般険に令第規二扱こい種扱うで、 ・ 大変をである。 ・ 大変をである。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできまません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできません。 ・ 大変をできまない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできないるが、 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできないるない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできない。 ・ 大変をできないない。 ・ 大変をできないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	5A

		う。)にあっては、 $\frac{3A}{2}$)		
(4)	(1)から(3)までに掲 げる危険物以外の もの	A 10 (特定屋内 貯蔵所又は 第一種販売 取扱所に あっては、 34 10	A 5 (特定屋内 貯蔵所又は 第一種販売 取扱所に あっては、 3A/5)	2A (特定 展内 野で 一種 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大

この表において、 \underline{A} は、($\underline{2}$)に掲げるものについては第116条第 1項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、($\underline{3}$)及び($\underline{4}$)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。

2 第116条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。ただし、同条第3項の規定については、準住居地域又は商業地域における前項の表の(1)に掲げる危険物の貯蔵に関しては、この限りでない。

【準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する 用途】

第130条の9の2 法別表第2(と)項第五号及び第六号並びに(お)項(法第87条第2項又は第3項において法第48条第7項及び第13項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

【近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物】

第130条の9の3 法別表第2(も)項第三号及び(A) 項第三号(法第87条第2項又は第3項におい て法第48条第8項及び第10項の規定を準用す る場合を含む。)の規定により政令で定める建 築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ プ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供 する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他 の物品の販売を目的とする店舗その他これらに 類するものとする。

【商業地域内で営んではならない事業】

第130条の9の4 法別表第2(b)項第三号(20) (法 第87条第2項又は第3項において法第48条第 9項の規定を準用する場合を含む。)の規定に より政令で定める事業は、スエージングマシン 又はロールを用いる金属の鍛造とする。

【準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業】

- 第130条の9の5 法別表第2(4)項第一号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第10項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。
 - 法別表第2(ぬ項第一号(5)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が30%を超えるアンモニア水を用いないもの
 - **ニ** 法別表第 2 🖾 項第一号(12)に掲げる<u>圧縮ガスの</u> 製造のうち、次のいずれかに該当するもの
 - **イ** 内燃機関の燃料として自動車に充塡するための 圧縮天然ガスに係るもの
 - □ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車 に充塡するための圧縮水素に係るもので あって、安全上及び防火上支障がないもの として国土交通大臣が定める基準に適合す る製造設備を用いるもの
 - 三 法別表第2㎞項第一号(16)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの

 - 五 法別表第2(ぬ)項第一号(30)に掲げる事業のうち、集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの

【準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造】

- 第130条の9の6 法別表第2(ぬ項第一号(II)(法 第87条第2項又は第3項において法第48条第 10項の規定を準用する場合を含む。)の規定に より政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲 げるものとする。
 - アセチレンガスの製造
 - ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス 事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業 として行われる可燃性ガスの製造

第7章 建築物の各部分の高さ等

【第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用 地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る 敷地内の空地等】

- 第130条の10 法第55条第2項の規定により政令で定める空地は、法第53条の規定により建ペい率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が1から当該最高限度を減じた数値に $\frac{1}{10}$ を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建ペい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるものとする。
- 2 法第55条第2項の規定により政令で定める規模は、1,500㎡とする。ただし、特定行政庁は、 街区の形状、宅地の規模その他土地の状況によりこれによることが不適当であると認める場合においては、規則で、750㎡以上1,500㎡未満の 範囲内で、その規模を別に定めることができる。

【建築物の敷地が2以上の地域、地区又は区域にわたる場合の法別表第3は欄に掲げる距離の適用の特例】

第130条の11 建築物の敷地が法別表第3(い欄に掲げる地域、地区又は区域の2以上にわたる場合における同表(は欄に掲げる距離の適用については、同表(い欄中「建築物がある地域、地区又は区域」とあるのは、「建築物又は建築物の部分の前面道路に面する方向にある当該前面道路に接する敷地の部分の属する地域、地区又は区域」とする。

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高 さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例】

第130条の12 法第56条第2項及び第4項の政令 で定める建築物の部分は、次に掲げるものとす る。

関連 【路面の中心からの高さ】 令2条1項六号→124

- 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で次に掲げる要件に該当するもの
 - **1** <u>軒の高さが2.3 m以下</u>で、かつ、床面積の合計が5 m以内であること。
 - □ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が ¹/₅ 以下であるこ

と。

- <u>ハ</u> 当該部分から前面道路の境界線までの水平 <u>距離</u>のうち最小のものが1 m以上であること。
- ポーチその他これに類する建築物の部分で、前号口及びハに掲げる要件に該当し、かつ、高さが5m以下であるもの
- 道路に沿って設けられる高さが2m以下の門 又は塀(高さが1.2mを超えるものにあって は、当該1.2mを超える部分が網状その他こ れに類する形状であるものに限る。)
- 四 隣地境界線に沿って設けられる門又は塀
- 五 歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物 の部分で、特定行政庁がその地方の気候若し くは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して 規則で定めたもの
- ★ 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で 高さが 1.2 m以下のもの

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高 さの制限の緩和】

第131条 法第56条第6項の規定による同条第1項第一号及び第2項から第4項までの規定の適用の緩和に関する措置は、次条から第135条の2までに定めるところによる。

【前面道路とみなす道路等】

- 第131条の2 土地区画整理事業を施行した地区 その他これに準ずる街区の整った地区内の街区 で特定行政庁が指定するものについては、その 街区の接する道路を前面道路とみなす。
- 2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路 (法第 42 条第 1 項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。) 若しくは法第 68 条の 7 第 1 項の規定により指定された 予定道路 (以下この項において「予定道路」という。) に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。
- 3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線 からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合 又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境 界線からそれぞれ後退して法第68条の2第1 項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制

5

10

限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ2mを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。)がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(第135条の19各号に掲げる建築物の部分を除く。)で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。

【2以上の前面道路がある場合】

- 第132条 建築物の前面道路が2以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35 m以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が10 mをこえる区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
- 2 前項の区域外の区域のうち、2以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の2倍(幅員が4m未満の前面道路にあっては、10mからその幅員の½を減じた数値)以内で、かつ、35m以内の区域については、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さい前面道路は、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
- 3 前2項の区域外の区域については、その接する 前面道路のみを前面道路とする。

第133条 (削除)

【前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合】

- 第134条 前面道路の反対側に公園、広場、水面 その他これらに類するものがある場合において は、当該前面道路の反対側の境界線は、当該公 園、広場、水面その他これらに類するものの反 対側の境界線にあるものとみなす。
- 2 建築物の前面道路が2以上ある場合において、 その反対側に公園、広場、水面その他これらに

類するものがある前面道路があるときは、第 132条第1項の規定によらないで、当該公園、 広場、水面その他これらに類するものがある前 面道路(2以上あるときは、そのうちの1)の 境界線からの水平距離がその公園、広場、水面 その他これらに類するものの反対側の境界線か ら当該前面道路の境界線までの水平距離の2倍 以内で、かつ、35 m以内の区域及びその他の 前面道路の中心線からの水平距離が10mをこ える区域については、すべての前面道路を当該 公園、広場、水面その他これらに類するものが ある前面道路と同じ幅員を有し、かつ、その反 対側に同様の公園、広場、水面その他これらに 類するものがあるものとみなして、前項の規定 によることができる。この場合においては、第 132条第2項及び第3項の規定を準用する。

第 135 条 (削除)

【道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合】

- 第135条の2 建築物の
 基地の地盤面が前面道路より1m以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1mを減じたものの
 立だけ高い位置にあるものとみなす。
- 2 特定行政庁は、地形の特殊性により前項の規定をそのまま適用することが著しく不適当であると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、規則で、前面道路の位置を同項の規定による位置と敷地の地盤面の高さとの間において適当と認める高さに定めることができる。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの 制限の緩和】

- 第135条の3 法第56条第6項の規定による同条 第1項及び第5項の規定の<u>適用の緩和に関する</u> 措置で同条第1項第二号に係るものは、次に定 めるところによる。
 - 建築物の敷地が<mark>公園</mark>(都市公園法施行令(昭和 31年政令第290号)第2条第1項第一号に規定する 都市公園を除く。)、広場、水面その他これら に類するものに接する場合においては、その公園、広場、水面その他これらに類するもの に接する 隣地境界線は、その公園、広場、水面 その他これらに類するものの幅の ½ だけ 外側にあるものとみなす。

- 二 建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。)より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの ½ だけ高い位置にあるものとみなす。
- 三 第131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。
- 2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地 形の特殊性により同号の規定をそのまま適用す ることが著しく不適当であると認めるときは、 規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建 築物の敷地の地盤面の位置と隣地の地盤面の位 置との間において適当と認める高さに定めるこ とができる。

【北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和】

- 第135条の4 法第56条第6項の規定による同条 第1項及び第5項の規定の適用の緩和に関する 措置で同条第1項第三号に係るものは、次に定 めるところによる。
 - 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の ½ だけ外側にあるものとみなす。
 - 建築物の<mark>敷地の地盤面が</mark>北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この条において同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。)より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの½だけ高い位置にあるものとみなす。
 - 三 第131条の2第2項の規定により計画道路又 は予定道路を前面道路とみなす場合において は、その計画道路又は予定道路内の隣地境界

線は、ないものとみなす。

2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地 形の特殊性により同号の規定をそのまま適用す ることが著しく不適当であると認めるときは、 規則で、建築物の敷地の地盤面の位置を当該建 築物の敷地の地盤面の位置と北側の隣地の地盤 面の位置との間において適当と認める高さに定 めることができる。

【天空率】

第135条の5 この章において「<mark>天空率</mark>」とは、 次の式によって計算した数値をいう。

$$Rs = \frac{(As - Ab)}{As}$$

この式において、*Rs、As* 及び*Ab* は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rs 天空率

- As 地上のある位置を中心としてその水平 面上に想定する半球(以下この章にお いて「想定半球」という。)の水平投影 面積
- Ab 建築物及びその敷地の地盤を As の想定 半球と同一の想定半球に投影した投影 面の水平投影面積

【前面道路との関係についての建築物の各部分の高 さの制限を適用しない建築物の基準等】

- 第135条の6 法第56条第7項の政令で定める基準で同項第一号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。
 - 当該建築物 (法第56条第7項第一号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「道路高さ制限」という。)が適用される範囲内の部分に限る。)の第135条の9に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内において道路高さ制限に適合するものとして想定する建築物 (道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限り、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分でその水平投影面積の合計が建築物の建築面積の 1/8 以内のものの頂部から12 m以内の部分(以下この章において「階段室等」という。)及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(以下この章

において「棟飾等」という。)を除く。以下 この章において「<mark>道路高さ制限適合建築物</mark>」 という。**)**の当該位置を想定半球の中心とし て算定する天空率以上であること。

- 二 当該建築物の前面道路の境界線からの後退距離(法第56条第2項に規定する後退距離をいう。以下この号において同じ。)が、前号の道路高さ制限適合建築物と同一の道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離以上であること。
- 2 当該建築物の敷地が、道路高さ制限による高さの限度として水平距離に乗ずべき数値が異なる地域、地区又は区域(以下この章において「道路制限勾配が異なる地域等」という。)にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。)の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「という。)の道路制限勾配が異なる地域等ごとの部分の」とする。
- 3 当該建築物の前面道路が2以上ある場合における第1項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。) の第132条又は第134条第2項に規定する区域ごとの部分」と、「という。) の」とあるのは「という。) の第132条又は第134条第2項に規定する区域ごとの部分の」とする。

【隣地との関係についての建築物の各部分の高さの 制限を適用しない建築物の基準等】

- 第135条の7 法第56条第7項の政令で定める基準で同項第二号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、次のとおりとする。
 - 当該建築物 (法第56条第7項第二号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「隣地高さ制限」という。) が適用される地域、地区又は区域内の部分に限る。) の第135条の10に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において隣地高さ制限に適合するものとして想定する建築物 (隣地高さ制限が適用される地域、地区又は区域内の部分に限り、階段室等及び棟飾等を除く。以下この章において「隣地高さ制限適合建築物」という。) の当該位置を想定半球の中心として算定する天空率以上であること。
 - 二 当該建築物(法第56条第1項第二号イ又は

- ニに定める数値が 1.25 とされている建築物にあっては高さが 20 mを、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている建築物にあっては高さが 31 mを超える部分に限る。)の隣地境界線からの後退距離(同号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離をいう。以下この号において同じ。)が、前号の隣地高さ制限適合建築物と同一の隣地高さ制限適合建築物(同項第二号イ又はニに定める数値が 1.25 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 20 mを、同号イからニまでに定める数値が 2.5 とされている隣地高さ制限適合建築物にあっては高さが 31 mを超える部分に限る。)の隣地境界線からの後退距離以上であること。
- 2 当該建築物の敷地が、隣地高さ制限による高さの限度として水平距離に乗ずべき数値が異なる地域、地区又は区域(以下この章において「隣地制限勾配が異なる地域等」という。)にわたる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。)の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分」と、「という。)の」とあるのは「という。)の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの部分の」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項第一号の規定の適用については、同号中「限る。)」とあるのは「限る。)の周囲の地面と接する位置の高低差が3m以内となるようにその敷地を区分した区域(以下この章において「高低差区分区域」という。)ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「という。)の」とあるのは「という。)の高低差区分区域ごとの部分の」とする。

【北側の隣地との関係についての建築物の各部分の 高さの制限を適用しない建築物の基準等】

第135条の8 法第56条第7項の政令で定める基準で同項第三号に掲げる規定を適用しない建築物に係るものは、当該建築物 (同号に掲げる規定による高さの制限(以下この章において「北側高さ制限」という。) が適用される地域内の部分に限る。) の第135条の11に定める位置を想定半球の中心として算定する天空率が、当該建築物と同一の敷地内の同一の地盤面において北側高さ制限に適合するものとして想定する建

築物 (北側高さ制限が適用される地域内の部分 に限り、棟飾等を除く。) の当該位置を想定半 球の中心として算定する天空率以上であること とする。

- 2 当該建築物の敷地が、北側高さ制限による高さの限度として加える高さが異なる地域(以下この章において「北側制限高さが異なる地域」という。)にわたる場合における前項の規定の適用については、同項中「限る。)」とあるのは「限る。)の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」と、「除く。)」とあるのは「除く。)の北側制限高さが異なる地域ごとの部分」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「限る。)」とあるのは「限る。)の高低差区分区域ごとの部分」と、「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、「除く。)」とあるのは「除く。)の高低差区分区域ごとの部分」とする。

【法第56条第7項第一号の政令で定める位置】

- 第135条の9 法第56条第7項第一号の政令で定める位置は、前面道路の路面の中心の高さにある次に掲げる位置とする。
 - 当該建築物の敷地(道路高さ制限が適用される範囲内の部分に限る。)の前面道路に面する部分の両端から最も近い当該前面道路の反対側の境界線上の位置
 - 一 前号の位置の間の境界線の延長が当該前面道路の幅員の ½ を超えるときは、当該位置の間の境界線上に当該前面道路の幅員の ½ 以内の間隔で均等に配置した位置
- 2 当該建築物の敷地が道路制限勾配が異なる地域 等にわたる場合における前項の規定の適用につ いては、同項第一号中「限る。)」とあるのは、「限 る。)の道路制限勾配が異なる地域等ごと」と する。
- 3 当該建築物の前面道路が2以上ある場合における第1項の規定の適用については、同項第一号中「限る。)」とあるのは、「限る。)の第132条 又は第134条第2項に規定する区域ごと」とする。
- 4 当該建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより1m以上高い場合においては、第1項に規定する前面道路の路面の中心は、当該高低差から1mを減じたものの 🖟 だけ高い

位置にあるものとみなす。

5 第135条の2第2項の規則で前面道路の位置の 高さが別に定められている場合にあっては、前 項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規 定する前面道路の路面の中心の高さとみなす。

【法第56条第7項第二号の政令で定める位置】

- 第135条の10 法第56条第7項第二号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。
 - 法第56条第7項第二号に規定する外側の線 (以下この条において「基準線」という。)の 当該建築物の敷地(隣地高さ制限が適用され る地域、地区又は区域内の部分に限る。)に 面する部分の両端上の位置
 - 二 前号の位置の間の基準線の延長が、法第56条第1項第二号イ又は二に定める数値が1.25とされている建築物にあっては8m、同号イから二までに定める数値が2.5とされている建築物にあっては6.2mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、同号イ又は二に定める数値が1.25とされている建築物にあっては8m、同号イから二までに定める数値が2.5とされている建築物にあっては6.2m以内の間隔で均等に配置した位置
- 2 当該建築物の敷地が隣地制限勾配が異なる地域 等にわたる場合における前項の規定の適用につ いては、同項第一号中「限る。)」とあるのは、 「限る。)の隣地制限勾配が異なる地域等ごとの 部分」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。)」とあるのは「限る。)の高低差区分区域ごとの部分」とする。
- 4 当該建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1m以上低い場合においては、第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの ¹/₂だけ高い位置にあるものとみなす。
- 5 第135条の3第2項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面

5

の高さとみなす。

【法第56条第7項第三号の政令で定める位置】

- 第135条の11 法第56条第7項第三号の政令で定 める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さ にある次に掲げる位置とする。
 - 当該建築物の敷地(北側高さ制限が適用される地域内の部分に限る。)の真北に面する部分の両端から真北方向の法第56条第7項第三号に規定する外側の線(以下この条において「基準線」という。)上の位置
 - 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあっては1m、第一種中高層住居専用地域内の建築物にあっては2mを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあっては1m、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあっては2m以内の間隔で均等に配置した位置
- 2 当該建築物の敷地が北側制限高さが異なる地域 にわたる場合における前項の規定の適用につい ては、同項第一号中「限る。)」とあるのは、「限 る。)の北側制限高さが異なる地域ごと」とする。
- 3 当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合における第1項の規定の適用については、同項中「地盤面」とあるのは「高低差区分区域ごとの地盤面」と、同項第一号中「限る。)」とあるのは「限る。)の高低差区分区域ごと」とする。
- 4 当該建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1m以上低い場合においては、第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの だけ高い位置にあるものとみなす。
- 5 第135条の4第2項の規則で建築物の敷地の地盤面の位置の高さが別に定められている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該高さを第1項に規定する当該建築物の敷地の地盤面の高さとみなす。

【日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和】

第135条の12 法第56条の2第3項の規定による 同条第1項本文の規定の適用の緩和に関する措 置は、次の各号に定めるところによる。

- 建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷 その他これらに類するものの幅の 12 だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が 10 mを超えるときは、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離 5 mの線を敷地境界線とみなす。
- 建築物の<mark>敷地の平均地盤面が</mark>隣地又はこれに連接する土地で日影の生ずるものの地盤面 (隣地又はこれに連接する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに連接する土地の平均地表面をいう。次項において同じ。)より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から1mを減じたものの ½だけ高い位置にあるものとみなす。
- 2 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地 形の特殊性により同号の規定をそのまま適用す ることが著しく不適当であると認めるときは、 規則で、建築物の敷地の平均地盤面の位置を当 該建築物の敷地の平均地盤面の位置と隣地又は これに連接する土地で日影の生ずるものの地盤 面の位置との間において適当と認める高さに定 めることができる。

【建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置】

第135条の13 法第56条の2第1項に規定する対象区域(以下この条において「対象区域」という。)である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが7mを超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が3以上である建築物又は高さが10mを超える建築物(以下この条において「対象建築物」という。)が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物が日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、そ

れぞれ当該対象建築物があるものとして、同項 の規定を適用する。

【高層住居誘導地区内の建築物及び法第 52 条第8項に規定する建築物の容積率の上限の数値の算出方法】

第135条の14 法第52条第1項第五号及び第8項 の政令で定める方法は、次の式により計算する 方法とする。

$$Vr = \frac{3Vc}{(3-R)}$$

この式において、Vr、Vc 及び R は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

- Vr 法第52条第1項第五号又は第8項の政 令で定める方法により算出した数値
- Vc 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値
- R 建築物の住宅の用途に供する部分の床 面積の合計のその延べ面積に対する割 合

【条例で地盤面を別に定める場合の基準】

- **第135条の15** 法第52条第5項の政令で定める基 準は、次のとおりとする。
 - 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も 低い位置の高さ以上の高さに定めること。
 - 二 周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える建築物については、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが3mを超えない範囲内で定めること。
 - 三 周囲の地面と接する位置の高低差が3m以下 の建築物については、その接する位置の平均 の高さを超えない範囲内で定めること。

【容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機】

第135条の16 法第52条第6項の政令で定める昇 降機は、エレベーターとする。

【敷地内の空地の規模等】

第135条の17 法第52条第8項第二号の政令で定める空地の規模は、次の表(い)欄に掲げる区分に応じて、当該建築物の敷地面積に同表(5)欄に掲げる数値を乗じて得た面積とする。ただし、地方公共団体は、土地利用の状況等を考慮し、条例で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、当該建築物の敷地面積に乗ずべき数値を別に定める

ことができる。

	(L1)	(3)	(は)
(1)	法第53条の規定 による建厳率の最 高限度(以下この 表において「建蔽 率限度」という。) が 450 以下の場合	1から建厳率限	1 から建厳率限度を減じた数値に $\frac{15}{10}$ を加えた数値を超え、 $\frac{8.5}{10}$ 以下の範囲
(2)	建蔽率限度が 4.5 を超え、5 10 を超え、10 以下の場合	度を減じた数値 に <u>1.5</u> を加えた 数値	1 から建厳率限度を減じた数値に $\frac{15}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(3)	建蔽率限度が 50 を超え、550 以下の場合	6.5 10	$\frac{65}{10}$ を超え、 1 から建厳率限度を減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(4)	建蔽率限度が 5.5 10 を超える場合	1 から建厳率限度を滅じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値	1 から建厳率限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値を超え、当該減じた数値に $\frac{3}{10}$ を加えた数値以下の範囲
(5)	建蔽率限度が定められていない場合	<u>2</u> 10	$\frac{2}{10}$ を超え、 $\frac{3}{10}$ 以下の範囲

- 2 法第52条第8項第二号の政令で定める道路に接して有効な部分の規模は、前項の規定による空地の規模に ½ を乗じて得たものとする。
- 3 法第52条第8項第二号の政令で定める敷地面積の規模は、次の表(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、地方公共団体は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、条例で、同表(は欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

	(L)	(ろ)	(l\$)
	地域	敷地面積の規模 (単位 ㎡)	条例で定めること ができる敷地面積 の規模(単位 ㎡)
(1)	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域(高層 工業地域(高層 及び 東部 東部 東部 東部 東部 東部 東部 東部 大 大 大 大 行 大 行 大 が	2,000	500以上4,000未満
(2)	近隣商業地域(高層住居誘導地区高等を除く。)又は商業地域(特定行政庁が都道府県都市の計画審議会の議をを て指定する区域を除く。)	1,000	500以上2,000未満

備考

- 1 建築物の敷地がこの表い欄各項に掲げる地域とこれ らの地域として指定されていない区域にわたる場合に おいては、その全部について、同欄各項に掲げる地域 に関する同表の規定を適用する。
- 2 建築物の敷地がこの表(い)欄(1)の項に掲げる地域と同欄(2)の項に掲げる地域にわたる場合においては、その全部について、敷地の属する面積が大きい方の地域に関する同表の規定を適用する。

【容積率の制限について前面道路の幅員に加算する 数値】

第135条の18 法第52条第9項の政令で定める数値は、次の式によって計算したものとする。

$$Wa = \frac{(12 - Wr)(70 - L)}{70}$$

この式において Wa、Wr 及び L は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

Wa 法第52条第9項の政令で定める数値 (単位 m)

Wr 前面道路の幅員(単位 m)

L 法第52条第9項の特定道路からその 建築物の敷地が接する前面道路の部分 の直近の端までの延長(単位 m)

【容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分】

第 135 条の 19 <u>法第 52 条第 12 項</u>の政令で定める 建築物の部分は、<mark>次</mark>に掲げるものとする。

■ ひさしその他これに類する建築物の部分で、 次に掲げる要件に該当するもの

- **イ** 高さが5m以下であること。
- □ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が ¹/₅ 以下であること。
- ハ 当該部分から前面道路の境界線までの水平 距離のうち最小のものが1m以上であること。
- 建築物の地盤面下の部分
- 道路に沿って設けられる高さが2m以下の門 又は塀(高さが1.2mを超えるものにあって は、当該1.2mを超える部分が網状その他こ れに類する形状であるものに限る。)
- 四 隣地境界線に沿って設けられる高さが2m以下の門又は塀
- 五 歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

【建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる 部分】

- **第135条の20** 法第53条第4項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。
 - 軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定め る建築設備
 - 建築物の地盤面下の部分
 - 高さが2m以下の門又は塀

【第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用 地域内における外壁の後退距離に対する制限の緩 和】

- 第135条の21 法第54条第1項の規定により政令で定める場合は、当該地域に関する都市計画において定められた外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合 計が3m以下であること。
 - **二** 物置その他これに類する用途に供し、軒の高 さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 ㎡以内であること。

【特例容積率の限度の指定の申請について同意を得 るべき利害関係者】

第135条の22 法第57条の2第2項の政令で定め る利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を 備えた借地権(同条第1項に規定する借地権を いう。次条において同じ。) 又は登記した先取 特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれ らの権利に関する仮登記、これらの権利に関す る差押えの登記又はその土地に関する買戻しの 特約の登記の登記名義人とする。

【特例容積率の限度の指定の取消しの申請について 同意を得るべき利害関係者】

第135条の23 法第57条の3第1項の政令で定め る利害関係を有する者は、前条に規定する者(所 有権又は借地権を有する者を除く。)とする。

【敷地内の空地及び敷地面積の規模】

第136条 法第59条の2第1項の規定により政令 で定める空地は、法第53条の規定により建ペ い率の最高限度が定められている場合において は、当該最高限度に応じて、当該空地の面積の 敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以 上であるものとし、同条の規定により建ぺい率 の最高限度が定められていない場合において は、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が $\frac{2}{10}$ であるものとする。

	法第53条の規定による建 ペい率の最高限度	空地の面積の敷地面積に対 する割合
(1)	<u>5</u> 以下の場合	1 から法第53条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に $\frac{1.5}{10}$ を加えた数値
(2)	$rac{5}{10}$ を超え、 $rac{5.5}{10}$ 以下の場合	$\frac{6.5}{10}$
(3)	<u>55</u> を超える場合	1 から法第53条の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値に $\frac{2}{10}$ を加えた数値

- 2 法第59条の2第1項の規定によりその各部分の 高さのみを法第55条第1項又は法第56条の規 定による限度を超えるものとする建築物に対す る前項の規定の適用については、同項中「2011 $2 \times 3 \times 3 \times 10^{-15} = 2 \times 10^{-15} = 2 \times 3 \times 10^{-15} = 2 \times 3 \times 10^{-15} = 2 \times$ $\lceil \frac{6.5}{10} \mid$ とあるのは $\lceil \frac{6}{10} \mid$ とする。
- 3 法第59条の2第1項の規定により政令で定め る規模は、次の表の心欄に掲げる区分に応じて、 同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、特定行 政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の 状況により同欄に掲げる数値によることが不適 当であると認める場合においては、規則で、同 表は欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別

に定めることができる。

	(L1)	(3)	(tt)
	地域又は区域	敷地面積の規模 (単位 ㎡)	規則で定めること ができる敷地面積 の規模(単位 ㎡)
(1)	第一種低層住居 専用地域又は第 二種低層住居専 用地域	3,000	1,000以上3,000未満
(2)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中地域、第二種居地域、第二種居地域、準地域、、業地域、工業地域以工業専用地域	2,000	500以上2,000未満
(3)	近隣商業地域又 は商業地域	1,000	500以上1,000未満
(4)	用途地域の指定 のない区域	2,000	1,000以上2,000未満

防火地域又は準防火 第7章の2 地域内の建築物

【地階を除く階数が3である建築物の技術的基準】

- 第136条の2 法第62条第1項の政令で定める技 術的基準は、次のとおりとする。
 - 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他 の建築物(同一敷地内の建築物の延べ面積の 合計が500㎡以内である場合における当該他 の建築物を除く。) との外壁間の中心線(以 下この条において「隣地境界線等」という。) に面する外壁の開口部(防火上有効な公園、 広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造 の壁その他これらに類するものに面するもの を除く。以下この条において同じ。) で当該 隣地境界線等からの水平距離が1m以下のも のについて、当該外壁の開口部に法第2条第 九号の二口に規定する防火設備でその構造が 第112条第14項第一号イ、ロ及びニに掲げ る要件を満たすものとして、国土交通大臣が 定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交 通大臣の認定を受けたもの又は法第2条第九 号の二口に規定する防火設備であるはめごろ し戸が設けられていること。ただし、換気孔 又は居室以外の室(かまど、こんろその他火 を使用する設備又は器具を設けた室を除く。)

に設ける換気のための窓で、開口面積が各々 0.2 m以内のものについては、この限りでな い。

- 二 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の 開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が5m以下のものについて、当 該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又 は道路中心線からの水平距離に応じて国土交 通大臣が延焼防止上必要があると認めて定め る基準に適合していること。
- **三** 外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が 屋内側からの通常の火災時における炎及び火 熱を有効に遮ることができるものとして国土 交通大臣が定めた構造方法を用いるものであ ること。
- 四 軒裏が防火構造であること。
- 五 主要構造部である柱及びはりその他国土交通 大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常 の火災により建築物全体が容易に倒壊するお それのないものとして国土交通大臣が定めた 構造方法を用いるものであること。
- ★ 床(最下階の床を除く。)又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- **七** 屋根又はその直下の天井の構造が、それらの 屋内側からの通常の火災時における炎及び火 熱を有効に遮ることができるものとして国土 交通大臣が定めた構造方法を用いるものであ ること。
- 八 3階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されていること。

【防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能 に関する技術的基準】

第136条の2の2 法第63条の政令で定める技術的基準は、次の各号 (不燃性の物品を保管する 倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、第

一号) に掲げるものとする。

関連 【法22条区域の屋根の技術的基準】 令109条の6 → 168

- 屋根が、市街地における通常の火災による火 の粉により、防火上有害な発炎をしないもの であること。
- 屋根が、市街地における通常の火災による火 の粉により、屋内に達する防火上有害な溶 融、亀裂その他の損傷を生じないものである こと。

【準遮炎性能に関する技術的基準】

第136条の2の3 法第64条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであることとする。

関連【遮炎性能に関する技術的基準】令109条の2→166

第7章の2の2 特定防災街区整備 地区内の建築物

【建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さ の算定】

- 第136条の2の4 法第67条の3第6項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。
 - 防災都市計画施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さによる。
 - 動地の防災都市計画施設に接する部分の長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分の 水平投影の長さによる。
- 2 法第67条の3第6項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分(同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

第7章の3 地区計画等の区域

【地区計画等の区域内において条例で定める制限】

- 第136条の2の5 法第68条の2第1項の規定に 基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事 項で地区計画等の内容として定められたものに ついて、それぞれ当該各号に適合するものでな ければならない。
 - **建築物の用途の制限** 次に掲げるものであること。
 - 1 地区計画の区域(再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。)にあっては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの
 - □ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は 開発整備促進区にあっては、当該再開発等 促進区又は開発整備促進区にふさわしい良 好な住居の環境の確保、商業その他の業務 の利便の増進その他適正な土地利用の確保 及び都市機能の増進に貢献する合理的な制 限であることが明らかなもの
 - ハ 防災街区整備地区計画の区域にあっては、 当該区域にふさわしい良好な住居の環境の 確保、商業その他の業務の利便の増進その 他適正な土地利用の確保及び都市機能の増 進に貢献し、かつ、当該区域における特定 防災機能(密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号) 第2条第三号に規定する特定防災機能をい う。次項において同じ。)を確保する観点 から見て合理的な制限であることが明らか なもの
 - 歴史的風致維持向上地区計画の区域にあっては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第1条に規定する歴史的風致をいう。)

- の維持及び向上を図る観点から見て合理的 な制限であることが明らかなもの
- * 沿道地区計画の区域にあっては、商業その他幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、道路交通騒音により生ずる障害を防止する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの
- へ 集落地区計画の区域にあっては、当該区域 の特性にふさわしい良好な住居の環境の保 持その他適正な土地利用の確保に貢献する 合理的な制限であることが明らかなもの

- 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げる ものであること。
 - イ 地区計画等(集落地区計画を除く。)の区域にあっては、建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居の環境の確保その他市街地の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること。
 - □ 集落地区計画の区域にあっては、建築物の 敷地が細分化されることにより、住宅その 他の建築物の敷地内に必要とされる空地の 確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生 の目的を達成することが著しく困難となる 区域について、当該集落地区計画の区域の 特性にふさわしい良好な住居の環境の保持 その他適正な土地利用の確保に貢献する合 理的な数値であること。
- 五 壁面の位置の制限 建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは 塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であること。
- ☆ 建築物の高さの最高限度 地階を除く階数 が2である建築物の通常の高さを下回らない

5

2

)

0

数値であること。

 せ 建築物の高さの最低限度、建築物の容積率の 最低限度及び建築物の建築面積の最低限度

商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること。

- ↑ 建築物の<mark>形態</mark>又は<u>意匠の制限</u> 地区計画等 の区域(景観法(平成16年法律第110号)第 76 条第 1 項の規定に基づく条例の規定による制限が 行われている区域を除く。)内に存する建築 物に関して、その屋根又は外壁の形態又は意 匠をその形状又は材料によって定めた制限であること。
- **九 垣又は柵の構造の制限** 建築物に附属する 門又は塀の構造をその高さ、形状又は材料に よって定めた制限であること。
- ★ 建築物の建築の限界 都市計画法第12条 の11に規定する道路の整備上合理的に必要 な建築の限界であること。
- 建築物の特定地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第一号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。)に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合(以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。)の最低限度 7 10以上 9 10以下の範囲内の数値であること。

圭 建築物の<mark>構造に関する防火上必要な制限</mark>

次に掲げるものであること。

- イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する 建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構 造としなければならないとされるものであ ること。
 - (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - (2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物(特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ(次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。)が5m未

満の範囲は、空隙のない壁が設けられる 等防火上有効な構造であること。

- □ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)に掲げる構造としなければならないとされるものであること又は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については次の(2)及び(3)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。
 - (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - (2) その屋根が不燃材料で造られ、又はふかれたものであること。
 - (3) 当該建築物が木造建築物である場合に あっては、その外壁及び軒裏で延焼のお それのある部分が防火構造であること。
- 建築物の沿道整備道路(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第2条第二号に規定する沿道整備道路をいう。以下この条において同じ。)に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合(以下この条において「沿道整備道路に係る間口率」という。)の最低限度 7-10以上 9-10以下の範囲内の数値であること。

茜 建築物の構造に関する遮音上必要な制限

その敷地が沿道整備道路に接する建築物 (沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の沿道整備道路の路面の中心からの高さが5m未満の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等遮音上有効な構造としなければならないとされるものであること。

妻 建築物の構造に関する防音上必要な制限

学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならないとされるものであること。

□ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、開 閉装置を設ける等防音上効果のある措置を 講じたものであること。

上同等以上の効果のあるものであること。

- ハ 屋根及び壁は、防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造のものであること。
- 2 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保の観点から必要があるときは、前項の規定にかかわらず、特定建築物地区整備計画の内容として定められたその敷地が特定地区防災施設に接する建築物に係る当該建築物の特定地区防災施設に面する方向の鉛直投影の各部分(特定地区防災施設に属る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の特定地区防災施設からの高さの最低限度が5mとされる制限(同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限)を定めることができる。
- 3 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建築物の高さの最低限度に係る制限を定める場合において遮音上の観点から必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、沿道地区計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直投影の各部分(沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の沿道整備道路の路面の中心からの高さの最低限度が5mとされる制限(同項第七号に規定する区域については、当該制限及び同号の建築物の高さの最低限度の数値に係る制限)を定めることができる。
- 4 特定地区防災施設に係る間口率及び沿道整備道路に係る間口率の算定については、次の各号に掲げる長さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長

- さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又は これに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投 影の特定地区防災施設に面する長さによる。
- 動地の特定地区防災施設に接する部分の長さ 敷地の特定地区防災施設に接する部分の 水平投影の長さによる。
- 三 建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影 の沿道整備道路に面する長さによる。
- 四 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ 敷地の沿道整備道路に接する部分の水平 投影の長さによる。
- 5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又 は建築物の建ペい率の最高限度の算定に当たっ ては、同一敷地内に2以上の建築物がある場合 においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、 当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とす る。
- 6 特定建築物地区整備計画の区域内において法第 68条の2第1項の規定に基づく条例で第1項 第十一号若しくは第十二号の制限又は第2項に 規定する高さの最低限度が5mとされる制限を 定めようとするときは、これらをすべて定める ものとする。
- 7 前項の場合においては、当該条例に、建築物の 敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地と の境界線より低い建築物について第2項に規定 する高さの最低限度が5mとされる制限を適用 した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数 が2である建築物の通常の高さを超えるものと なる場合における前項に規定する制限(第1項 第十二号の制限で同号イ(1)に掲げるものを除 く。)の適用の除外に関する規定を定めるもの とする。
- 8 沿道地区計画の区域内において法第68条の2 第1項の規定に基づく条例で第1項第十三号若 しくは第十四号の制限又は第3項に規定する高 さの最低限度が5mとされる制限を定めようと するときは、これらをすべて定めるものとする。
- 9 前項の場合においては、当該条例に、建築物の 敷地の地盤面が沿道整備道路の路面の中心より 低い建築物について第3項に規定する高さの最 低限度が5mとされる制限を適用した結果、当 該建築物の高さが地階を除く階数が2である建

3

)

0

築物の通常の高さを超えるものとなる場合における前項に規定する制限の適用の除外に関する 規定を定めるものとする。

- 10 法第68条の2第1項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条第2項」とあるのは、「第3条第2項 (法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。
- 11 法第68条の2第1項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定める場合においては、当該条例に、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で当該制限に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
 - 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなった土地
 - 二 当該条例で定める建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合することとなるに至った土地
- 12 法第68条の2第1項の規定に基づく条例には、 市町村長が、公益上必要な建築物で用途上又は 構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び 防災街区整備地区計画の内容として防火上の制 限が定められた建築物又は沿道地区計画の内容 として防音上若しくは遮音上の制限が定められ た建築物でその位置、構造、用途等の特殊性に より防火上又は防音上若しくは遮音上支障がな いと認めて許可したものについて、当該条例に 定める制限の全部又は一部の適用の除外に関す る規定を定めるものとする。

【再開発等促進区等内において高さの制限の緩和を 受ける建築物の敷地面積の規模】

第136条の2の6 法第68条の3第3項の政令で 定める規模は、300㎡とする。

【予定道路の指定の基準】

- **第136条の2の7** 法第68条の7第1項に規定する予定道路の指定は、次に掲げるところに従い、 行うものとする。
 - 予定道路となる土地の区域及びその周辺の地域における地形、土地利用の動向、道路(法第42条に規定する道路をいう。第144条の4において同じ。)の整備の現状及び将来の見通し、建築物の敷地境界線、建築物の位置等を考慮して特に必要なものについて行うこと。
 - 一 予定道路となる土地の区域内に建築物の建築 等が行われることにより、通行上、安全上、 防火上又は衛生上地区計画等の区域の利便又 は環境が著しく妨げられることとなる場合に おいて行うこと。
 - 幅員が4m以上となるものについて行うこと。

【予定道路の指定について同意を得るべき利害関係者】

第136条の2の8 法第68条の7第1項第一号の 政令で定める利害関係を有する者は、同号の土 地について所有権、建築物の所有を目的とする 対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登 記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する 者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの 権利に関する差押えの登記又はその土地に関す る買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

第7章の4 都市計画区域及び 準都市計画区域以外の区域 内の建築物の敷地及び構造

【都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限】

- 第136条の2の9 法第68条の9第1項の規定に 基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事 項のうち必要なものについて、それぞれ当該各 号に適合するものでなければならない。
- 建築物又はその敷地と道路との関係 法第

- 建築物の容積率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第52条の規定による制限より厳しいものでないこと。
- 建築物の建ペい率の最高限度 用途地域の 指定のない区域内の建築物についての法第 53条の規定による制限より厳しいものでな いこと。
- 建築物の高さの最高限度 地階を除く<u>階数が2</u>である建築物の<u>通常の高さを下回らない</u>数値であること。
- 五 建築物の各部分の高さの最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第56条の規定による制限より厳しいものでないこと。
- → 日影による中高層の建築物の高さの制限 用途地域の指定のない区域内の建築物に ついての法第56条の2の規定による制限より厳しいものでないこと。
- 2 法第68条の9第1項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条第2項」とあるのは、「第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。
- 3 法第68条の9第1項の規定に基づく条例には、 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを 得ないと認められるものについて、当該条例に 定める制限の全部又は一部の適用の除外に関す る規定を定めるものとする。

【準景観地区内の建築物に係る制限】

- 第136条の2の10 法第68条の9第2項の規定に 基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事 項のうち必要なものについて、それぞれ当該各 号に適合するものでなければならない。
 - 建築物の高さの最高限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域、当該地域が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える建築物の建築を禁止することが良好な景観

- の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であり、かつ、地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。
- 二 建築物の高さの最低限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。
- 壁面の位置の制限 建築物の位置を整えることが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な制限であり、かつ、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であること。
- 四 建築物の敷地面積の最低限度 建築物の敷地が細分化されることを防止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。
- 2 法第68条の9第2項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定(法第3条第3項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。)を定めるものとする。
- 3 法第68条の9第2項の規定に基づく条例については、第130条の2第2項、第136条の2の 5第11項及び前条第3項の規定を準用する。

3

_

9

10

第7章の5 型式適合認定等

【型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連 の規定】

- 第136条の2の11 法第68条の10第1項に規定 する政令で定める<u>建築物の部分</u>は、<mark>次</mark>の各号に 掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令 で定める<u>一連の規定</u>は、それぞれ<mark>当該各号</mark>に定 める規定とする。
 - 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの次のいずれかに掲げる規定
 - イ 次に掲げる全ての規定
 - (1) 法第20条(第1項第一号後段、第二号 イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限 る。)、法第21条から法第24条まで、法 第25条から法第27条まで、法第28条 の2(第三号を除く。)、法第29条、法 第30条、法第35条の2、法第35条の3、 法第37条、法第3章第5節(法第61条 及び法第62条第2項中門及び塀に係る 部分、法第66条並びに法第67条の2を 除く。)、法第67条の3第1項(門及び 塀に係る部分を除く。)及び法第84条の 2の規定
 - (2) 第2章 (第1節、第1節の2、第20条 の8及び第4節を除く。)、第3章 (第 52条第1項、第61条、第62条の8、 第74条第2項、第75条、第76条及び 第80条の3を除き、第80条の2にあっ ては国土交通大臣が定めた安全上必要な 技術的基準のうちその指定する基準に係 る部分に限る。)、第4章 (第115条を除 く。)、第5章 (第3節、第4節及び第6 節を除く。)、第5章の2から第5章の3 まで、第7章の2及び第7章の9の規定
 - □ 次に掲げる全ての規定
 - (1) イ(1)に掲げる規定並びに法第28条(第 1 項を除く。)、法第28条の2第三号、 法第31条第1項、法第33条及び法第 34条の規定
 - (2) イ(2)に掲げる規定並びに第2章第1節の

- 2、第20条の8、第28条から第30条 まで、第115条、第5章第3節及び第4 節並びに第5章の4(第129条の2の5 第3項第三号を除き、第129条の2の4 第二号及び第129条の2の5第2項第六 号にあっては国土交通大臣が定めた構造 方法のうちその指定する構造方法に係る 部分に限る。)の規定
- 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。)

	建築物の部分	一連の規定
(1)	防火設備	イ 法第2条第九号の二口、法27条第1 項、法第28条の2(第三号を除く。)、法 第37条及び法第64条の規定 ロ 第109条第1項、第109条の2、第110 条の3、第112条第1項、第14項及び第 16項、第114条第5項並びに第136条の 2の3の規定
(2)	換気設備	イ 法第28条の2及び法第37条の規定 ロ 第20条の8第1項第一号(国土交通 大臣が定めた構造方法のうちその指定 する構造方法に係る部分に限る。)の規 定
(3)	屎尿浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く。)、法第 31条第2項及び法第37条の規定 ロ 第32条及び第129条の2の4第二号 (国土交通大臣が定めた構造方法のう ちその指定する構造方法に係る部分に 限る。)の規定
(4)	合併処理 浄化槽	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び 法第37条の規定 ロ 第32条、第35条第1項及び第129条の 2の4第二号(国土交通大臣が定めた 構造方法のうちその指定する構造方法 に係る部分に限る。)の規定
(5)	非常用の 照明装置	イ 法第28条の2 (第三号を除く。)、法第 35条及び法第37条の規定 ロ 第126条の5の規定
(6)	給水タンク又 は貯水タンク	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び 法第37条の規定 ロ 第129条の2の4第二号(国土交通大 臣が定めた構造方法のうちその指定す る構造方法に係る部分に限る。)並びに 第129条の2の5第1項第四号及び第 五号並びに第2項第二号、第三号、第五 号及び第六号(国土交通大臣が定めた 構造方法のうちその指定する構造方法 に係る部分に限る。)の規定
(7)	冷却塔設備	イ 法第28条の2(第三号を除く。)及び 法第37条の規定 ロ 第129条の2の4第二号(国土交通大 臣が定めた構造方法のうちその指定す る構造方法に係る部分に限る。)及び第 129条の2の7(第二号を除く。)の規定

(8)	エレベーター の部分で昇降 路及び機械室 以外のもの	イ 法第28条の2 (第三号を除く。) 及び 法第37条の規定 ロ 第129条の3、第129条の4 (第3項第 七号を除く。)、第129条の5、第129条の 6、第129条の8、第129条の10第129条の11並びに第129条の13の3第6項か ら第11項まで及び第12項(国土交通大 臣が定める構造方法のうちその指定す る構造方法に係る部分に限る。)の規定
(9)	エスカレーター	イ 法第28条の2 (第三号を除く。)及び 法第37条の規定 ロ 第129条の3及び第129条の12(第1 項第一号及び第六号を除く。)の規定
(10)	避雷設備	イ 法第28条の2 (第三号を除く。)及び 法第37条の規定 ロ 第129条の15の規定

【型式部材等製造者等に係る認証の有効期間】

第136条の2の12 法第68条の14第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)(これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、5年とする。

【認証外国型式部材等製造者の工場等における検査 等に要する費用の負担】

第136条の2の13 法第68条の23第4項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める費用は、法第15条の2第1項の規定による検査又は試験のため同項の職員がその検査又は試験に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を2人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

第7章の6 指定確認検査機関等

【親会社等】

- **第 136 条の 2 の 14** 法第 77 条の 19 第十号の政令 で定める者は、法第 77 条の 18 第 1 項又は法第 77 条の 35 の 2 第 1 項に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの 関係 (次項において「特定支配関係」という。) を有する者とする。
 - その総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。) 又は総出資

者の議決権の $\frac{1}{3}$ を超える数を有していること。

- こ その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が ⅓を超えていること。
- **Ξ** その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して 特定支配関係を有する者とみなして、この条の 規定を適用する。

【指定確認検査機関に係る指定の有効期間】

第136条の2の15 法第77条の23第1項の政令 で定める期間は、5年とする。

【指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間】

第136条の2の16 法第77条の35の7第1項の 政令で定める期間は、5年とする。

【指定認定機関等に係る指定等の有効期間】

第136条の2の17 法第77条の41第1項(法第77条の54第2項、法第77条の56第2項又は 法第77条の57第2項において準用する場合を 含む。)の政令で定める期間は、5年とする。

【承認認定機関等の事務所における検査に要する費 用の負担】

第136条の2の18 法第77条の55第3項(法第77条の57第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める費用は、法第77条の54第2項(承認性能評価機関にあっては、法第77条の57第2項)において準用する法第77条の49第1項の検査のため同項の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を2人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

第7章の7 建築基準適合判定 資格者等の登録手数料

第136条の2の19 法第77条の65 (法第77条の

66 第2項において準用する場合を含む。)の政 令で定める手数料の額は、1万2,000円とする。

第7章の8 工事現場の危害の防止

【仮囲い】

第136条の2の20 木造の建築物で高さが13 m若しくは軒の高さが9 mを超えるもの又は大造以外の建築物で2以上の階数を有するものについて、建築、修繕、模様替又は除却のための工事(以下この章において「建築工事等」という。)を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲にその地盤面(その地盤面が工事現場の周辺の地盤面より低い場合においては、工事現場の周辺の地盤面)からの高さが1.8 m以上の板塀その他これに類する仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は工事現場の周辺若しくは工事の状況により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

【根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止】

- 第136条の3 建築工事等において根切り工事、 山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他 基礎工事を行なう場合においては、あらかじめ、 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及 び下水道管の損壊による危害の発生を防止する ための措置を講じなければならない。
- 2 建築工事等における地階の根切り工事その他の 深い根切り工事(これに伴う山留め工事を含 む。)は、地盤調査による地層及び地下水の状 況に応じて作成した施工図に基づいて行なわな ければならない。
- 3 建築工事等において建築物その他の工作物に近接して根切り工事その他土地の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 建築工事等において深さ 1.5 m以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。この場合において、山留めの根

- 入れは、周辺の地盤の安定を保持するために相 当な深さとしなければならない。
- 5 前項の規定により設ける山留めの切ばり、矢板、 腹起しその他の主要な部分は、土圧に対して、 次に定める方法による構造計算によった場合に 安全であることが確かめられる最低の耐力以上 の耐力を有する構造としなければならない。
 - 次に掲げる方法によって土圧を計算すること。
 - イ 土質及び工法に応じた数値によること。ただし、深さ3m以内の根切り工事を行う場合においては、土を水と仮定した場合の圧力の50%を下らない範囲でこれと異なる数値によることができる。
 - ロ 建築物その他の工作物に近接している部分 については、イの数値に当該工作物の荷重 による影響に相当する数値を加えた数値に よること。
 - 前号の規定によって計算した土圧によって山 留めの主要な部分の断面に生ずる応力度を計 算すること。
 - 前号の規定によって計算した応力度が、次に 定める許容応力度を超えないことを確かめる こと。
 - イ 木材の場合にあっては、第89条(第3項を除く。)又は第94条の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度と短期に生ずる力に対する許容応力度との平均値。ただし、腹起しに用いる木材の許容応力度については、国土交通大臣が定める許容応力度によることができる。
 - □ 鋼材又はコンクリートの場合にあっては、 それぞれ第90条若しくは第94条又は第 91条の規定による短期に生ずる力に対す る許容応力度
- 6 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施行中必要に応じて点検を行ない、山留めを補強し、排水を適当に行なう等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

【基礎工事用機械等の転倒による危害の防止】

第136条の4 建築工事等において次に掲げる基 礎工事用機械(動力を用い、かつ、不特定の場 所に自走することができるものに限る。)又は移動式クレーン(吊り上げ荷重が 0.5 t 以上のものに限る。)を使用する場合においては、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じなければならない。ただし、地盤の状況等により危害防止上支障がない場合においては、この限りでない。

- くい打機
- こ くい抜機
- **三** アース・ドリル
- リバース・サーキュレーション・ドリル
- **五** せん孔機 (チュービングマシンを有するものに限る。)
- 六 アース・オーガー
- 七 ペーパー・ドレーン・マシン
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する ものとして国土交通大臣が定める基礎工事用 機械

【落下物に対する防護】

- 第136条の5 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが3m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合においては、ダストシュートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。
- 2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平 距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7 m以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁 の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺 に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通 大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲そ の他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でお おう等落下物による危害を防止するための措置 を講じなければならない。

【建て方】

- 第136条の6 建築物の建て方を行なうに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。
- **2** 鉄骨造の建築物の建て方の仮締は、荷重及び外力に対して安全なものとしなければならない。

【工事用材料の集積】

- 第136条の7 建築工事等における工事用材料の 集積は、その倒壊、崩落等による危害の少ない 場所に安全にしなければならない。
- 2 建築工事等において山留めの周辺又は架構の上 に工事用材料を集積する場合においては、当該 山留め又は架構に予定した荷重以上の荷重を与 えないようにしなければならない。

【火災の防止】

第136条の8 建築工事等において火気を使用する場合においては、その場所に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じなければならない。

第7章の9 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和

【簡易な構造の建築物の指定】

- 第 136 条の9 法第 84 条の2の規定により政令で 指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分 は、次に掲げるもの(建築物の部分にあっては、 準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水管、 配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の 構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いる ものに限る。)又は第 126 条の 2 第 2 項に規定 する防火設備で区画された部分に限る。)とす る。
- 壁を有しない建築物
 その他の国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又は建築物の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)であって、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が1で床面積が3,000㎡以内であるもの(次条において「開放的簡易建築物」という。)
 - 1 自動車車庫の用途に供するもの
 - □ スケート場、水泳場、スポーツの練習場 の他これらに類する運動施設
 - <u>小 不燃性の物品の保管</u>その他これと同等以上 に火災の発生のおそれの少ない用途に供す るもの
- 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)で、前号口

<u>からニ</u>までのいずれかに該当し、<mark>かつ、階数</mark> が1で床面積が3,000㎡以内であるもの

【簡易な構造の建築物の基準】

- **第136条の10** 法第84条の2の規定により政令で 定める基準は、次に掲げるものとする。
 - 主要構造部である柱及びはりが次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物 又は建築物の部分(準防火地域(特定防 災街区整備地区を除く。)内にあるものに あっては、床面積が500㎡を超えるものに 限る。)にあっては、準耐火構造であるか、 又は不燃材料で造られていること。
 - □ 準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が500㎡以内のもの、法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が1,000㎡を超えるものにあっては、延焼のおそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
 - 二 前号イ又は口に規定する建築物又は建築物の部分にあっては、外壁(同号口に規定する建築物又は建築物の部分にあっては、延焼のおそれのある部分に限る。)及び屋根が、準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。
 - 三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあっては、前2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第22条第1項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が150㎡未満のものにあっては、この限りでない。
 - イ 主要構造部である柱及びはり(準防火地域 (特定防災街区整備地区を除く。) 又は法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある開放 的簡易建築物で床面積が 150㎡未満のもの にあっては、延焼のおそれのある部分に限 る。) が準耐火構造であるか、又は不燃材 料で造られており、かつ、外壁(準防火地 域(特定防災街区整備地区を除く。) 又は

- 同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が150㎡未満のものにあっては、延焼のおそれのある部分に限る。)及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。
- □ 隣地境界線又は当該開放的簡易建築物と同 一敷地内の他の建築物(同一敷地内の建築 物の延べ面積の合計が500㎡以内である場 合における当該他の建築物を除く。)との 外壁間の中心線(以下口において「隣地境 界線等 | という。) に面する外壁の開口部 (防火上有効な公園、広場、川等の空地若 しくは水面又は耐火構造の壁その他これら に類するものに面するものを除く。以下ロ において同じ。)及び屋上(自動車車庫の 用途に供する部分に限る。以下口において 同じ。) の周囲で当該隣地境界線等からの 水平距離がそれぞれ1m以下の部分につい て、当該外壁の開口部と隣地境界線等との 間及び当該屋上の周囲に、塀その他これに 類するもので国土交通大臣が通常の火災時 における炎及び火熱を遮る上で有効と認め て定める基準に適合するものが設けられて いること。
- ハ 屋上を自動車車庫の用途に供し、かつ、床面積が1,000㎡を超える場合にあっては、屋根が、国土交通大臣がその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合しているとともに、屋上から地上に通ずる2以上の直通階段(誘導車路を含む。)が設けられていること。

【防火区画等に関する規定の適用の除外】

第136条の11 第136条の9に規定する建築物又 は建築物の部分で前条に規定する基準に適合す るものについては、第112条、第114条及び第 5章の2の規定は、適用しない。

第7章の10 一の敷地とみなす こと等による制限の緩和

【一団地内の空地及び一団地の面積の規模】

第136条の12 第136条第1項及び第2項の規定

は、法第86条第3項及び第4項並びに法第86 条の2第2項の政令で定める空地について準用 する。

2 第136条第3項の規定は、法第86条第3項の 政令で定める一団地の規模、同条第4項の政令 で定める一定の一団の土地の区域の規模及び法 第86条の2第2項の政令で定める公告認定対 象区域の規模について準用する。

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

【基準時】

第137条 この章において「基準時 | とは、法第 3条第2項(法第86条の9第1項において準 用する場合を含む。以下この条、第137条の8、 第137条の9及び第137条の12第2項におい て同じ。)の規定により法第20条、法第26条、 法第27条、法第28条の2、法第30条、法第 34条第2項、法第47条、法第48条第1項か ら第13項まで、法第51条、法第52条第1項、 第2項若しくは第7項、法第53条第1項若し くは第2項、法第54条第1項、法第55条第1 項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、 法第57条の4第1項、法第57条の5第1項、 法第58条、法第59条第1項若しくは第2項、 法第60条第1項若しくは第2項、法第60条の 2第1項若しくは第2項、法第60条の3第1 項若しくは第2項、法第61条、法第62条第1 項、法第67条の3第1項若しくは第5項から 第7項まで又は法第68条第1項若しくは第2 項の規定の適用を受けない建築物について、法 第3条第2項の規定により引き続きそれらの規 定(それらの規定が改正された場合においては 改正前の規定を含むものとし、法第48条第1 項から第13項までの各項の規定又は法第61条 と法第62条第1項の規定は、それぞれ同一の 規定とみなす。)の適用を受けない期間の始期 をいう。

【構造耐力関係】

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第 20条の規定の適用を受けない建築物(法第86 条の7第2項の規定により法第20条の規定の 適用を受けない部分を除く。第137条の12第 1項において同じ。)について法第86条の7第 1項の規定により政令で定める範囲は、増築及 び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、 同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号 に定める基準とする。

- 増築又は改築の全て(次号及び第三号に掲げる範囲を除く。) 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
 - かた掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 第3章第8節の規定に適合すること。
 - (2) 増築又は改築に係る部分が第3章第1節 から第7節の2まで及び第129条の2の 4の規定並びに法第40条の規定に基づ く条例の構造耐力に関する制限を定めた 規定に適合すること。
 - (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐 久性等関係規定に適合し、かつ、自重、 積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水 圧並びに地震その他の震動及び衝撃によ る当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき 材、特定天井、外装材及び屋外に面する 帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落 下及びエスカレーターの脱落のおそれが ないものとして国土交通大臣が定める基 準に適合すること。
 - □ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。
 - (2) **増築又は改築に係る部分**が第3章及び第 129条の2の4の規定並びに法第40条 の規定に基づく条例の構造耐力に関する 制限を定めた規定に適合すること。
 - (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐 久性等関係規定に適合し、かつ、自重、 積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水 圧並びに地震その他の震動及び衝撃によ る当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき 材、特定天井、外装材及び屋外に面する 帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落 下及びエスカレーターの脱落のおそれが

3

4

_

9

10

ないものとして国土交通大臣が定める基 準に適合すること。

- 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の ½0 (50㎡を超える場合にあっては、50㎡) を超え、½ を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
 - 1 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、 積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧 並びに地震その他の震動及び衝撃による当 該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特 定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱 落並びにエレベーターの籠の落下及びエス カレーターの脱落のおそれがないものとし て国土交通大臣が定める基準に適合するも のであること。
 - □ 第3章第1節から第7節の2まで(第36 条及び第38条第2項から第4項までを除 く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の 補強について国土交通大臣が定める基準に 適合するものであること(法第20条第1 項第四号に掲げる建築物である場合に限 る。)。
 - ♪ 前号に定める基準に適合するものであること。
- 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の 1/20 (50㎡を超える場合にあっては、50㎡) を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
 - かに掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) **増築又は改築に係る部分**が第3章及び第 129条の2の4の規定並びに法第40条 の規定に基づく条例の構造耐力に関する 制限を定めた規定に適合すること。
 - (2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。
 - □ 前2号に定める基準のいずれかに適合する ものであること。

【防火壁関係】

第137条の3 法第3条第2項の規定により法第 26条の規定の適用を受けない建築物について 法第86条の7第1項の規定により政令で定め る範囲は、増築及び改築については、工事の着 手が基準時以後である増築及び改築に係る部分 の床面積の合計が50㎡を超えないこととする。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係】

第137条の4 法第3条第2項の規定により法第27条の規定の適用を受けない特殊建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築(劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えないこととする。

【増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は 発散に対する衛生上の措置に関する基準】

第137条の4の2 法第86条の7第1項及び法第 88条第1項の政令で定める基準は、法第28条 の2第一号及び第二号に掲げる基準とする。

【石綿関係】

- 第137条の4の3 法第3条第2項の規定により 法第28条の2 (前条に規定する基準に係る部 分に限る。第137条の12第3項において同じ。) の規定の適用を受けない建築物について法第 86条の7第1項の規定により政令で定める範 囲は、増築及び改築については、次に定めると ころによる。
 - 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の ½ を超えないこと。
 - 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
 - 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築 材料から石綿を飛散させるおそれがないもの として石綿が添加された建築材料を被覆し又 は添加された石綿を建築材料に固着する措置 について国土交通大臣が定める基準に適合す ること。

【長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係】

第137条の5 法第3条第2項の規定により法第30条の規定の適用を受けない長屋又は共同住宅について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築については増築後の延べ面積が基準時における延べ面積の1.5倍を超えないこととし、改築については改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の½を超えないこととする。

【非常用の昇降機関係】

- 第137条の6 法第3条第2項の規定により法第34条第2項の規定の適用を受けない高さ31mを超える建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。
 - 増築に係る部分の建築物の高さが31 mを超えず、かつ、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の ½ を超えないこと。
 - **改築**に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{5}$ を超えず、かつ、改築に係る部分の建築物の高さが基準時における当該部分の高さを超えないこと。

【用途地域等関係】

- 第137条の7 法第3条第2項の規定により法第 48条第1項から第13項までの規定の適用を受 けない建築物について法第86条の7第1項の 規定により政令で定める範囲は、増築及び改築 については、次に定めるところによる。
 - 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに法第68条の2第1項の規定に基づく条例の第136条の2の5第1項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。
 - 増築後の床面積の合計は、基準時における床 面積の合計の1.2 倍を超えないこと。
 - 増築後の法第48条第1項から第13項までの 規定に適合しない用途に供する建築物の部分 の床面積の合計は、基準時におけるその部分 の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - 図 法第48条第1項から第13項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の12倍を超えないこと。
 - 用途の変更 (第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。) を伴わないこと。

【容積率関係】

第137条の8 法第3条第2項の規定により法第 52条第1項、第2項若しくは第7項又は法第

- 60条第1項(建築物の高さに係る部分を除く。) の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。
- 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に おいてエレベーターの昇降路の部分(当該エ レベーターの設置に付随して設けられる共同 住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 を含む。)、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、 蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は 貯水槽設置部分となること。
- 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 増築又は改築後における自動車車庫等部分の 床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、 蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設 備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部 分の床面積の合計(以下この号において「対 象部分の床面積の合計」という。)が、第2 条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に 応じ、増築又は改築後における当該建築物の 床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じ て得た面積(改築の場合において、基準時に おける対象部分の床面積の合計が同項各号に 掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時にお ける当該建築物の床面積の合計に当該各号に 定める割合を乗じて得た面積を超えていると きは、基準時における対象部分の床面積の合 計)を超えないものであること。

【高度利用地区等関係】

第137条の9 法第3条第2項の規定により法第59条第1項(建築物の建ペい率に係る部分を除く。)、法第60条の2第1項(建築物の建ペい率及び高さに係る部分を除く。)又は法第60条の3第1項の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当

0

4

Э

該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

- 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の1.5倍を超えないこと。
- 二 増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生 特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市 計画において定められた建築面積の最低限度 の ²/₇を超えないこと。
- 三 増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の2/3を超えないこと。
- 四 改築に係る部分の床面積が基準時における延 べ面積の → を超えないこと。

【防火地域及び特定防災街区整備地区関係】

- 第137条の10 法第3条第2項の規定により法第61条又は法第67条の3第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。
 - 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、50㎡を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
 - 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡を超えないこと。
 - 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、 防火構造とすること。

【準防火地域関係】

- 第137条の11 法第3条第2項の規定により法第62条第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。
 - 工事の着手が基準時以後である増築及び改築

- に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、50㎡を超えないこと。
- = 増築又は改築後における階数が2以下であること。
- 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、 防火構造とすること。

【大規模の修繕又は大規模の模様替】

- 第137条の12 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。
- 2 法第3条第2項の規定により法第26条、法第 27条、法第30条、法第34条第2項、法第47条、 法第51条、法第52条第1項、第2項若しくは 第7項、法第53条第1項若しくは第2項、法 第54条第1項、法第55条第1項、法第56条 第1項、法第56条の2第1項、法第57条の4 第1項、法第57条の5第1項、法第58条、法 第59条第1項若しくは第2項、法第60条第1 項若しくは第2項、法第60条の2第1項若し くは第2項、法第60条の3第1項若しくは第 2項、法第61条、法第62条第1項、法第67 条の3第1項若しくは第5項から第7項まで又 は法第68条第1項若しくは第2項の規定の適 用を受けない建築物について法第86条の7第 1項の規定により政令で定める範囲は、大規模 の修繕又は大規模の模様替については、これら の修繕又は模様替の全てとする。
- 3 法第3条第2項の規定により法第28条の2の 規定の適用を受けない建築物について法第86 条の7第1項の規定により政令で定める範囲 は、大規模の修繕及び大規模の模様替について は、次に定めるところによる。
 - 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分 が第137条の4の2に規定する基準に適合す ること。
 - 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分 以外の部分が第137条の4の3第三号の国土 交通大臣が定める基準に適合すること。

4 法第3条第2項の規定により法第48条第1項から第13項までの規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更(第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

【増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適 用されない技術的基準】

第137条の13 法第86条の7第2項(法第87条 第4項において準用する場合を含む。次条にお いて同じ。)の政令で定める技術的基準は、第 5章第2節(第117条第2項を除く。)、第3節 (第126条の2第2項を除く。)及び第4節に規 定する技術的基準とする。

関連【廊下、避難階段及び出入口】 5章2節→176

<mark>関連</mark>【排煙設備】<mark>5章3節</mark>⇒181

関連【非常用の照明装置】 5章4節→182

【独立部分】

- 第137条の14 法第86条の7第2項(法第88条 第1項において準用する場合を含む。)の政令 で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部 分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。
 - 法第 20 条第 1 項に規定する基準の適用上一 の建築物であっても別の建築物とみなすこと ができる部分 第 36 条の 4 に規定する建 築物の部分

【構造耐力】 **法20条** → 32

■ 法第35条(第5章第2節(第117条第2項を除く。)及び第4節に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

【廊下、避難階段及び出入口】 5章2節→176 【非常用の照明装置】 5章4節→182

■ 法第35条 (第5章第3節 (第126条の2第2項を除く。)に規定する技術的基準に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

◆【排煙設備】 5章3節 → 181

- 1 開口部のない準耐火構造の床又は壁
- □ 法第2条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第112条第14項第一号イ及び口並びに第二号口に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

【増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準】

第137条の15 法第86条の7第3項の政令で定める基準は、法第28条の2第三号に掲げる基準 (第20条の7から第20条の9までに規定する 技術的基準に係る部分に限る。)とする。

【移転】

- **第137条の16** 法第86条の7第4項の政令で定め る範囲は、次の各号のいずれかに該当すること とする。
 - 移転が同一敷地内におけるものであること。
 - 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

【公共事業の施行等による敷地面積の減少について 法第3条等の規定を準用する事業】

- **第137条の17** 法第86条の9第1項第二号の政令 で定める事業は、次に掲げるものとする。
 - 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地 区画整理事業 (同法第3条第1項の規定によ り施行するものを除く。)
 - 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種 市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の 規定により施行するものを除く。)
 - 三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に よる住宅街区整備事業(同法第29条第1項 の規定により施行するものを除く。)
 - 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律による防災街区整備事業(同法第 119条第1項の規定により施行するものを除 く。)

【建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に 建築主事の確認等を要しない類似の用途】

第137条の18 法第87条第1項の規定により政 令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の 各号のいずれかに掲げる用途である場合におい て、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

- 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等

【児童福祉施設等】令19条 1 項⇒130

- □ ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 博物館、美術館、図書館
- ★ 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、 スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場。
- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を 営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 待合、料理店
- ・ 映画スタジオ、テレビスタジオ

【建築物の用途を変更する場合に法第24条等の規定を準用しない類似の用途等】

第137条の19 法第87条第3項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第48条第1項から第13項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

【用途地域等】法48条→40

- 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
- 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等

【児童福祉施設等】令19条 1 項⇒130

- ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎
- **四** 博物館、美術館、図書館
- 2 法第87条第3項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。
 - 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途で ある場合において、それぞれ当該イからホま

でに掲げる<u>用途相互間</u>におけるものであること。

- **1** 法別表第 2 (に)項第三号から第六号までに掲げる用途
- □ 法別表第 2 (ほ)項第二号若しくは第三号、同表(ヘ)項第四号若しくは第五号又は同表(と)項第三号(1)から(16)までに掲げる用途
- ∴ 法別表第2(ち)項第二号又は同表(り)項第三号 (1)から20までに掲げる用途
- ★ 法別表第 2 (る)項第五号若しくは第六号又は同表(を)項第二号から第六号までに掲げる用途
- 法第48条第1項から第13項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 用途変更後の法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2 倍を超えないこと。
- 3 法第87条第3項の規定によって同項に掲げる 条例の規定を準用する場合における同項第二号 に規定する類似の用途の指定については、第1 項の規定にかかわらず、当該条例で、別段の定 めをすることができる。

第9章 工作物

【工作物の指定】

- 第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他 これらに類する工作物で法第88条第1項の規 定により政令で指定するものは、次に掲げるも の(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関 するものその他他の法令の規定により法及びこ れに基づく命令の規定による規制と同等の規制 を受けるものとして国土交通大臣が指定するも のを除く。)とする。
 - 高さが6mを超える煙突(支枠及び支線があ

- る場合においては、これらを含み、ストーブ の煙突を除く。)
- 高さが15 mを超える鉄筋コンクリート造の 程、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗 ざおを除く。)
- 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、 記念塔その他これらに類するもの
- 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見 器その他これらに類するもの
- 五 高さが2mを超える<mark>擁壁</mark>

関連 【擁壁】法88条4項→96

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光 のためのもの (一般交通の用に供するものを 除く。)
 - □ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、 飛行塔その他これらに類する回転運動をする 遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法 第88条第2項の規定により政令で指定するも のは、次に掲げる工作物(土木事業その他の事 業に一時的に使用するためにその事業中臨時に あるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので 建築物の敷地(法第3条第2項の規定により法 第48条第1項から第13項までの規定の適用を 受けない建築物については、第137条に規定す る基準時における敷地をいう。)と同一の敷地 内にあるものを除く。)とする。
 - 法別表第 2 (り)項第三号(13)又は(13の2)の用途に 供する工作物で用途地域(準工業地域、工業 地域及び工業専用地域を除く。)内にあるも の及び同表ぬ項第一号(21)の用途に供する工作 物で用途地域(工業地域及び工業専用地域を 除く。)内にあるもの
 - **二** 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの
 - イ 築造面積が50㎡を超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの(建築物に附属するものを除く。)

- □ 築造面積が300㎡を超えるもので第一種中 高層住居専用地域、第二種中高層住居専用 地域、第一種住居地域又は第二種住居地域 内にあるもの(建築物に附属するものを除 く。)
- ハ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が600㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が50㎡以下のもの及びニに掲げるものを除く。)
- 二 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
 - (1) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が2,000㎡を超えるもの
 - (2) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにハの規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ホ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が3,000㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が300㎡以下のもの及びへに掲げるものを除く。)

3

9

10

(法第51条に係る部分に限る。) の規定を準用する。

【特定用途制限地域内の工作物】

- 第144条の2の4 第138条第3項第六号に掲げるものについては、第130条の2の規定を準用する。
- 2 第138条第3項第六号に掲げるものについての 法第88条第2項において準用する法第87条第 3項の規定によって法第49条の2の規定に基 づく条例の規定を準用する場合における同項第 二号に規定する類似の用途の指定については、 当該条例で定めるものとする。

第10章 雑則

【安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分】

- 第144条の3 法第37条の規定により政令で定める安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分は、次に掲げるものとする。
 - 構造耐力上主要な部分で基礎及び主要構造部 以外のもの
 - 二 耐火構造、準耐火構造又は防火構造の構造部 分で主要構造部以外のもの
 - 第109条に定める防火設備又はこれらの部分
 - 四 建築物の内装又は外装の部分で安全上又は防 火上重要であるものとして国土交通大臣が定 めるもの
 - 五 主要構造部以外の間仕切壁、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段、バルコニーその他これらに類する部分で防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるもの
 - 大 建築設備又はその部分 (消防法第21条の2 第1項に規定する検定対象機械器具等及び同 法第21条の16の2に規定する自主表示対象 機械器具等、ガス事業法第2条第13項に規 定するガス工作物及び同法第39条の2第1 項に規定するガス用品、電気用品安全法(昭和 36年法律第234号)第2条第1項に規定する電気用 品、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律第2条第7項に規定する液 化石油ガス器具等並びに安全上、防火上又は 衛生上支障がないものとして国土交通大臣が

定めるものを除く。)

【道に関する基準】

- **第 144 条の 4** 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、<mark>次</mark>の各号に掲げるものとする。
 - 両端が他の道路に接続したものであること。 ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、<mark>袋路状道路</mark>(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
 - ✓ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35m以下の場合
 - 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

 - 幅員が6m以上の場合
 - → イから二までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上 支障がないと認めた場合
 - 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 砂利敷その他ぬかるみとならない構造である こと。
 - <u>縦断勾配が12%以下</u>であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土

5

の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号 に掲げる基準を緩和する場合においては、あら かじめ、国土交通大臣の承認を得なければなら ない。

【特定高架道路等に関する基準】

- **第144条の5** 法第43条第1項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 路面と隣地の地表面との高低差(道路の部分にあっては、国土交通省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。)が50cm以上であること。
 - 路面と隣地の地表面との高低差がある区間で 延長300m以上のものの内にあり、かつ、そ の延長が100m以上であること。
 - 三 路面と隣地の地表面との高低差が5m以上の 区間を有すること。ただし、道路構造令(昭和 45年政令第320号)第2条第十一号に掲げる副道を 両側に有する道路(幅員が40m以上のもの に限る。)の部分にあっては、この限りでない。
 - 四 前3号に定めるもののほか、法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として国土交通大臣の定める構造の基準に適合するものであること。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲 げる基準について準用する。

【窓その他の開口部を有しない居室】

第144条の6 法第43条第2項の規定により政令 で定める窓その他の開口部を有しない居室は、 第116条の2に規定するものとする。

【道路内に建築することができる建築物に関する基 準等】

- **第145条** 法第44条第1項第三号の政令で定める 基準は、<mark>次</mark>のとおりとする。
 - 主要構造部が耐火構造であること。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

■ 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設 備のうち、次に掲げる要件を満たすものとし て、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる もの又は国土交通大臣の認定を受けたもので 道路と区画されていること。

- **1** 第 112 条第 14 項第一号イ及びロ並びに第 二号ロに掲げる要件を満たしていること。
- 閉鎖又は作動をした状態において避難上支 障がないものであること。
- 道路の上空に設けられる建築物にあっては、 屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラス を除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する 材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
- 2 法第44条第1項第四号の規定により政令で定 める建築物は、道路(高度地区(建築物の高さ の最低限度が定められているものに限る。以下 この項において同じ。)、高度利用地区又は都市 再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供す るものを除く。) の上空に設けられる渡り廊下 その他の通行又は運搬の用途に供する建築物 で、次の各号のいずれかに該当するものであ り、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は 不燃材料で造られている建築物に設けられるも の、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別 地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の 上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下 に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の 用に供する道路に設けられる建築物である休憩 所、給油所及び自動車修理所(高度地区、高度 利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ の交通の用に供する道路の上空に設けられるも の及び高架の道路の路面下に設けられるものを 除く。)とする。

関連【耐火性能関係規定】令108条の3第3項→166

- 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、 生徒、患者、老人等の通行の危険を防止する ために必要なもの
- 建築物の5階以上の階に設けられるもので、 その建築物の<mark>避難施設</mark>として必要なもの
- <u>多数人の通行</u>又は<u>多量の物品の運搬</u>の用途に 供するもので、<u>道路の交通の緩和</u>に寄与する
- 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられる ものの構造は、次の各号に定めるところによら なければならない。
 - 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コン

- 屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラス を除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロッ ク、飾石、テラコッタその他これらに類する 材料を用いないこと。ただし、これらの材料 が道路上に落下するおそれがない部分につい ては、この限りでない。
- 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下そ の他の通行又は運搬の用途に供する建築物で ある場合においては、その側面には、床面か らの高さが1.5 m以上の壁を設け、その壁の 床面からの高さが 1.5 m以下の部分に開口部 を設けるときは、これにはめごろし戸を設け ること。

【確認等を要する建築設備】

- 第146条 法第87条の2 (法第88条第1項及び 第2項において準用する場合を含む。) の規定 により政令で指定する建築設備は、次に掲げる ものとする。
 - エレベーター及びエスカレーター
 - 二 小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口の下 端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よ り高いことその他の理由により人が危害を受 けるおそれのある事故が発生するおそれの少 ないものとして国土交通大臣が定めるものを 除く。)
 - 指定する建築設備(屎尿浄化槽及び合併処理 浄化槽を除く。)
- 2 第7章の8の規定は、前項各号に掲げる建築設 備について準用する。

【仮設建築物等に対する制限の緩和】

第147条 法第85条第2項又は第5項に規定する 仮設建築物 (高さが60m以下のものに限る。) については、第22条、第28条から第30条まで、 第 37 条、第 46 条、第 49 条、第 67 条、第 70 条、 第3章第8節、第112条、第114条、第5章の 2、第129条の2の4 (屋上から突出する水槽、 煙突その他これらに類するものに係る部分に限 る。)、第129条の13の2及び第129条の13の 3の規定は適用せず、法第85条第2項に規定 する仮設建築物については、第41条から第43 条まで、第48条及び第5章の規定は適用しな 11

- 2 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第 一号に掲げる煙突(高さが60m以下のものに 限る。) でその存続期間が2年以内のものにつ いては、第139条第1項第四号、第3項(第 37条及び第38条第6項の規定の準用に関する 部分に限る。)及び第4項(第37条、第38条 第6項及び第67条の規定の準用に関する部分 に限る。) の規定は、適用しない。
- 3 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第 二号に掲げる工作物(高さが60m以下のもの に限る。) でその存続期間が2年以内のものに ついては、第140条第2項において準用する第 139条第1項第四号、第140条第3項(第37 条及び第38条第6項の規定の準用に関する部 分に限る。) 及び第140条第4項(第37条、第 38条第6項及び第67条の規定の準用に関する 部分に限る。) の規定は、適用しない。
- 4 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第 三号及び第四号に掲げる工作物(高さが60 m 以下のものに限る。) でその存続期間が2年以 内のものについては、第141条第2項において 準用する第139条第1項第四号、第141条第3 項 (第37条、第38条第6項及び第70条の規 定の準用に関する部分に限る。)及び第141条 第4項(第37条、第38条第6項、第67条及 び第70条の規定の準用に関する部分に限る。) の規定は、適用しない。

【工事中における安全上の措置等に関する計画の届 出を要する建築物】

- 第147条の2 法第90条の3 (法第87条の2に おいて準用する場合を含む。)の政令で定める 建築物は、次に掲げるものとする。
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) 又は展示場の用途に供する建築物で3階以上 の階又は地階におけるその用途に供する部分 の床面積の合計が1.500㎡を超えるもの
- 病院、診療所(患者の収容施設があるものに 限る。) 又は児童福祉施設等の用途に供する 建築物で5階以上の階におけるその用途に供 する部分の床面積の合計が1,500㎡を超える もの

関連【児童福祉施設等】令19条1項→130

■ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集 会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、

ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用 途又は前2号に掲げる用途に供する建築物で 5階以上の階又は地階におけるその用途に供 する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える もの

<u>地下の工作物内</u>に設ける建築物で居室の床面 積の合計が 1,500㎡を超えるもの

【消防長等の同意を要する住宅】

第147条の3 法第93条第1項ただし書の政令で 定める住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以 外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面 積の½以上であるもの又は50㎡を超えるもの とする。

【映像等の送受信による通話の方法による口頭審査】

第147条の4 法第94条第3項の口頭審査については、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号) 第2条の規定により読み替えられた同令第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

【権限の委任】

第147条の5 この政令に規定する国土交通大臣 の権限は、国土交通省令で定めるところにより、 その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に 委任することができる。

【市町村の建築主事等の特例】

- 第148条 法第97条の2第1項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物(当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に係る事務とする。
 - 法第6条第1項第四号に掲げる建築物
 - 二 第138条第1項に規定する工作物のうち同項 第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲 げる工作物で高さが10m以下のもの又は同 項第五号に掲げる擁壁で高さが3m以下のも の(いずれも前号に規定する建築物以外の建 築物の敷地内に築造するものを除く。)
- 2 法第97条の2第4項の政令で定める事務は、 次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない 市町村の長にあっては、第一号及び第三号に掲

げる事務)とする。

- 法第6条の2第6項及び第7項(これらの規 定を法第88条第1項において準用する場合 を含む。)、法第7条の2第7項(法第88条 第1項において準用する場合を含む。)、法第 7条の4第7項(法第88条第1項において 準用する場合を含む。)、法第9条(法第88 条第1項及び第3項並びに法第90条第3項 において準用する場合を含む。)、法第9条の 2 (法第88条第1項及び第3項並びに法第 90条第3項において準用する場合を含む。)、 法第9条の3 (法第88条第1項及び第3項 並びに法第90条第3項において準用する場 合を含む。)、法第10条(法第88条第1項及 び第3項において準用する場合を含む。)、法 第11条第1項(法第88条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)、法第12条 (法第88条第1項及び第3項において準用す る場合を含む。)、法第18条第25項(法第 88条第1項及び第3項並びに法第90条第3 項において準用する場合を含む。)、法第85 条第3項及び第5項、法第86条第1項、第 2項及び第8項(同条第1項又は第2項の規 定による認定に係る部分に限る。)、法第86 条の2第1項及び第6項(同条第1項の規定 による認定に係る部分に限る。)、法第86条 の5第2項及び第4項(同条第2項の規定に よる認定の取消しに係る部分に限る。)、法第 86条の6、法第86条の8 (第2項を除く。) 並びに法第93条の2に規定する都道府県知 事たる特定行政庁の権限に属する事務のう ち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係 る事務
- 二 法第43条第1項、法第44条第1項第二号、 法第52条第14項(同項第二号に該当する場合に限る。)、法第53条第5項、法第53条の 2第1項、法第67条の3第3項第二号、法 第68条第3項第二号及び法第68条の7第5 項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の 権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる 建築物又は工作物に係る事務
- 三 法第42条第1項第五号、同条第2項(幅員 1.8 m未満の道の指定を除く。)、同条第4項 (幅員 1.8 m未満の道の指定を除く。)、法第45条及び法第68条の7第1項(同項第一号

建築基準法施行規則

昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号 最終改正:平成 28 年 8 月 29 日国土交通省令第 61 号

【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

- 第1条 建築基準適合判定資格者検定(指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ5.5cm、横の長さ4cmの写真(以下「受検申込用写真」という。)を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合 判定資格者検定を受けようとする者は、前項の 受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築 基準適合判定資格者検定機関の定めるところに より、これを指定建築基準適合判定資格者検定 機関に提出しなければならない。

【受検者の不正行為に対する報告】

- 第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法(以下「法」という。)第5条の2第2項の規定により法第5条第6項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
 - 不正行為の事実
 - □ 処分の内容及び年月日
 - 五 その他参考事項

【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定(指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計 算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定 資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者 検定を受けようとする者に、第1条の2の規定 は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第 5条の5第2項において読み替えて準用する法 第5条の2第2項の規定により法第5条の4第 5項において準用する法第5条第6項に規定す る国土交通大臣の職権を行ったときについて準 用する。この場合において、第1条第2項中「前 項」とあるのは「第1条の2の2」と読み替え るものとする。

【確認申請書の様式】

- **第1条の3** 法第6条第1項(法第87条第1項に おいて準用する場合を含む。第4項において同 じ。) の規定による確認の申請書は、次の各号 に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表 1の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次 の表2の24項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効 な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同 表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築 物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図 若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は 同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表1の(ろ) 項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断 面図は、表2の29項の(5)欄に掲げる道路高さ制 限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制 限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側 高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同 表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面 する方向の立面図と、それぞれ併せて作成する ことができる。
 - 別記第2号様式による正本1通及び副本1通 に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添 えたもの(正本に添える図書にあっては、当 該図書の設計者の記名及び押印があるものに 限る。)。
 - 1 次の表1の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表のは)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)
 - 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
 - (1) 次の表2の各項の(い)欄並びに表5の(2)項

2

_

4

0

9

10

及び(3)項の(い)欄に掲げる建築物 それ ぞれ表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書並び に表5の(2)項の(3)欄に掲げる計算書及び 同表の(3)項の(3)欄に掲げる図書(用途変 更の場合においては表2の(1)項の(5)欄に 掲げる図書を、国土交通大臣があらかじ め安全であると認定した構造の建築物又 はその部分に係る場合で当該認定に係る 認定書の写しを添えたものにおいては表 2の(1)項の(3)欄に掲げる図書、表5の(1) 項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書 並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書の うち国土交通大臣が指定したものを、(2) の認定を受けた構造の建築物又はその部 分に係る場合においては同表の(2)項の(ろ) 欄に掲げる計算書を除く。)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 (用途変更 をする建築物を除く。) それぞれ当該 (i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣が あらかじめ安全であると認定した構造の 建築物又はその部分に係る場合において は、当該認定に係る認定書の写し及び当 該構造であることを確かめることができ るものとして国土交通大臣が指定した構 造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii)に 掲げる建築物について法第20条第1項 第二号イ及び第三号イの認定を受けたプ ログラムによる構造計算によって安全性 を確かめた場合は、当該認定に係る認定 書の写し、当該プログラムによる構造計 算を行うときに電子計算機(入出力装置 を含む。以下同じ。) に入力した構造設 計の条件並びに構造計算の過程及び結果 に係る情報を記録した磁気ディスク等 (磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ の他これらに準ずる方法により一定の事 項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもって代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(い)欄左段((2)項に あっては(い)欄)に掲げる建築物 該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書
- (ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第81条第2項第一号イ若しくはロ又 は同項第二号イ又は同条第3項に規定 する国土交通大臣が定める基準に従っ た構造計算により安全性を確かめた建 築物 次の表3の各項の(5)欄に掲げ る構造計算書に準ずるものとして国土 交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表4の各項のい欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、 当該書類を有していないことその他の理 由により、提出を求める場合に限る。)
- 別記第3号様式による建築計画概要書
- 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士 又は木造建築士(第4項第四号、第3条第3 項第四号及び第3条の7第1項第四号におい て「建築士」という。)により構造計算によっ てその安全性を確かめられたものである場合 (建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規 定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第 四号において同じ。)にあっては、同法第20 条第2項に規定する証明書(構造計算書を除 く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び 第3条の7第1項第四号において単に「証明 書」という。)の写し

	図書の種類	明示すべき事項	
(L))	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位	
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
		擁壁の設置その他安全上適当な措置	
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		

1 1	1	
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2(令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(ろ)	2面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造(法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造)
	2面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地盤面を算定するための算式
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

2

		(L))	(3)		
	(0 9		図書の書類	明示すべき事項	
(1)	/ 101/1-0/14	令第3章第2節の 規定が適用される 建築物	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	
	の規定が適用され		2面以上の立面図	□ 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築 □ 物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付ける	
	る建築物		2面以上の断面図	ものの種別、位置及び寸法	
			基礎伏図		
			構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の 部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの 取付け部分の構造方法	
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのある ものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は さび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置	
				特定天井(令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。) で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料 の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐そ の他の劣化防止のための措置	
			基礎·地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
				基礎の種類	
				基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
				基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
				木ぐい及び常水面の位置	
			施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対す る構造耐力上の安全性を確保するための措置	

I	A Man A Man a -Title 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	A MOO
	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項
令第3章第3節の 規定が適用される 建築物 【令3章3節[木造]	各階平面図 2 面以上の立面図 2 面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部 の位置、形状及び寸法
⇒142	基礎代図 各階床代図 小屋代図 2面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		日相とを朴の様団
	構造詳細図	屋根ふき材の種別 柱の有効細長比
		性の有効和技比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	令第40条ただし書、令第42 条第1項第二号、同条第1 項第三号、令第43条第1項 ただし書、同条第2項ただ し書、令第46条第2項第一 号イ、同条第2項第一号ハ、同条第3項、同条第4項条第4項、令 第47条第1項、令第48条第 1項第二号ただし書又は同 条第2項第二号の規定に適 合することの確認に必要な	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必 要な事項
		令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な 事項
		令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必 要な事項
		令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容
		令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	図書	令第46条第2項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第46条第2項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法
		令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事 項
		令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第48条第1項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出 方法
		令第48条第2項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な 事項
令第3章第4節の	配置図	組積造の塀の位置
規定が適用される 建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり、時間の位置及び手は大びに関ロがの位置、形態及び手は対
➡令3章4節〔組積	2面以上の立面図	り壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
造〕→145	2面以上の断面図	

	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及		
	各階床伏図	】び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並 - びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図	の作用口部の位置、形状及の特殊		
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図	掘の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに <u>材料</u> の種別及び寸法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画		
	令第51条第1項ただし書、	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	令第55条第2項、令第57条 第1項第一号及び第二号又	令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
	第1項第一方及び第二方义 は令第59条の2の規定に適 合することの確認に必要な 図書	令第57条第1項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第4節の	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置		
2の規定が適用さ	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手す		
れる建築物	2面以上の立面図	り壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
〔補強コンクリートブ	2面以上の断面図			
ロック造〕➡147	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、		
	各階床伏図	構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図	1		
	構造詳細図	<u>塀</u> の寸法、構造方法、 <u>基礎</u> の丈及び根入れ深さ並びに <u>材料</u> の種別 及び寸法		
		帳壁の材料の種別及び構造方法		
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法		
		補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法		
	令第62条の4第1項から第 3項まで、令第62条の5第 2項又は令第62条の8ただ し書の規定に適合すること	令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性 審査に必要な事項		
		令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事 項		
	の確認に必要な図書	令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
今第3章第5節の	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部		
規定が適用される	2面以上の立面図	の位置、形状及び寸法		
建築物 ▼ 3章5節〔鉄骨	2面以上の断面図			
造)→148	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図	INC. CONTROL OF THE PROPERTY OF THE		
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比		
		構造耐力上主要な部分である <u>接合部</u> 並びに <u>継手</u> 及び <u>仕口</u> の構造 方法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	令第66条、令第67条第2項、	令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
	令第69条又は令第70条の規 定に適合することの確認に	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項		
	必要な図書	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
I .				

	I			
		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第70条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項		
<u>令第3章第6節</u> の 規定が適用される	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部 の位置、形状及び寸法		
建築物 【】令3章6節〔鉄筋	2 面以上の立面図			
コンクリート造	2 面以上の断面図			
⇒ 150	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、		
	各階床伏図	構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
		鉄筋に対するコンクリートの <u>かぶり厚さ</u>		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
		コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別		
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
	令第73条第2項ただし書、 同条第3項ただし書、令第	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に 必要な事項		
	77条第四号、同条第五号た	令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	だし書、令第77条の2第1 項ただし書又は令第79条第 2項の規定に適合すること の確認に必要な図書	今第77条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		今第77条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項		
令第3章第6節の	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部		
<mark>2</mark> の規定が適用さ れる建築物	2 面以上の立面図	の位置、形状及び寸法		
◆令3章6節の2	2 面以上の断面図			
〔鉄骨鉄筋コンク リート造〕 ⇒152	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図			
	小屋伏図			
	2面以上の軸組図			
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である <u>接合部</u> 並びに <u>継手</u> 及び <u>仕口</u> の構造 方法		
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
		コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別		
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法		
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
	令第66条、令第67条第2項、 令第69条、令第73条第2項 ただし書、同条第3項ただ	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項		
	し書、令第77条第五号ただし書、同条第六号、令第77条	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法		
	の2第1項ただし書、令第 79条第2項又は令第79条の	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に 必要な事項		
	3第2項の規定に適合する	令第73条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
1	•			

(58)	法第85条の3の規定が適用さ れる建築物		文化財保護法(昭和25年法律第 214号)第143条第1項後段に 規定する条例の内容に適合 することの確認に必要な図 書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項
(59)	法第86条の規定が適用される 建築物 法第86条の2の規定が適用さ れる建築物		法第86条第1項若しくは第 2項の認定又は同条第3項 若しくは第4項の許可の内 容に適合することの確認に 必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(60)			法第86条の2第1項の認定 又は同条第2項若しくは第 3項の許可の内容に適合す ることの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(61)	法第86条の4の規定が適用される建築物		法第86条第1項から第4項 まで又は法第86条の2第1 項から第3項までの認定又 は許可の内容に適合するこ との確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
(62)	法第86条の6の規定が適用さ れる建築物		法第86条の6第2項の認定 の内容に適合することの確 認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する 事項
(63)	法第86条の れる建築物)7の規定が適用さ]	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		令第137条の2の 規定が適用される 建築物	令第137条の2第一号イ若 しくはロ、第二号イ若しく はロ又は第三号イの規定に 適合することの確認に必要 な図書	令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項
			各階平面図	増築又は改築に係る部分
		令第137条の3の 規定が適用される 建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
		令第137条の4の 規定が適用される 建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
		令第137条の4の 2の担空が適用さ	各階平面図	増築又は改築に係る部分
		3の規定が適用される建築物		石綿が添加されている部分
		1000足来例	2面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築 材料に固着する措置
		令第137条の5の 規定が適用される 建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
		令第137条の6の	各階平面図	増築又は改築に係る部分
		規定が適用される 建築物	2面以上の断面図	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の 建築物の高さ
		令第137条の7の	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
		規定が適用される 建築物	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
			危険物の数量表	危険物の種類及び数量
		A Mario - to	工場·事業調書	事業の種類
		令第137条の8の 規定が適用される	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	一			増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の 廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部 分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分 以外の部分

p 272 ~ p 310 まで線引きはありません。

係るもの に限る。)

- 5 申請に係る工作物が都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物である場合においては、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。
- 6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第88条第1項において準用する法第40条又は法第88条第2項において準用する法第49条から第50条まで若しくは第68条の2第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項から第3項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書(第1面が別記第14号様式によるものをいう。)並びにその添付図書及び添付書類とする。
- 8 第2条第1項、第4項又は第5項の規定は、法 第88条第1項又は第2項において準用する法 第6条第4項又は第7項の規定による交付につ いて準用する。

【計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更】

- 第3条の2 法第6条第1項 (法第87条第1項に おいて準用する場合を含む。)の国土交通省令 で定める軽微な変更は、次に掲げるものであっ て、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定 に適合することが明らかなものとする。
 - 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準

都市計画区域内及び法第68条の9第1項の 規定に基づく条例により建築物又はその敷地 と道路との関係が定められた区域内にあって は敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合 (敷地境界線が変更されない場合に限る。)及 び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが 2m(条例で規定する場合にあってはその長 さ)以上である場合に限る。)

- 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地 境界線の変更(当該敷地境界線の変更により 変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)
- 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更 (建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
- 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- 重 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
- 床面積の合計が減少する場合における床面積 の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内 及び法第68条の9第1項の規定に基づく条 例の適用を受ける区域内の建築物に係るもの にあっては次のイ又は口に掲げるものを除 く。)
 - 1 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
 - □ 建築物の容積率の最低限度が定められてい る区域内の建築物に係るもの
- 用途の変更(令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)

2

3

.

10

条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)

- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は 構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建 築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少 する変更を除き、第十二号の表の左欄に掲げ る材料又は構造を変更する場合にあっては、 同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更 に限る。)
- ・ 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、 屋根ふき材、内装材(天井を除く。)、外装材、 帳壁その他これらに類する建築物の部分、広 告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付け るもの若しくは当該取付け部分、壁又は手す り若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変 更(第十二号の表の左欄に掲げる材料又は構 造を変更する場合にあっては、同表の右欄に 掲げる材料又は構造とする変更に限る。)又は 位置の変更(間仕切壁にあっては、主要構造 部であるもの及び防火上主要なものを除く。)
- 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更(次号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあっては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあっては特定天井とする変更を除く。)又は位置の変更(特定天井以外の天井にあっては、特定天井とする変更を除く。)
- 連 建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更(第九号から前号までに係る部分の変更を除く。)

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3 第一号の技術的 基準に適合する 構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3 第一号の技術的基準に適合する構造

令第109条の3 第二号ハの技術 的基準に適合す る構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3 第二号ハの技術的基準に適合する構造
令第113条第 1 項第三号の技術 的基準に適合す る構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1 項第三号の技術的基準に適合する構造
令第115条の2 第1項第四号の 技術的基準に適 合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2 第1項第四号の技術的基準に適合する構 造
令第129条の2 の3第1項第一 号ハ(2)の技術的 基準に適合する 構造	耐火構造、準耐火構造又は令第129条の2 の3第1項第一号ハ(2)の技術的基準に適 合する構造
法第23条の技術 的基準に適合す る構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造
法第63条の技術 的基準に適合す る構造	法第63条の技術的基準に適合する構造
法第22条第1項 の技術的基準に 適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又 は法第22条第1項の技術的基準に適合す る構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5 項において準用 する令第112条 第16項の技術的 基準に適合する 防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項におい て準用する令第112条第16項の技術的基準 に適合する防火設備
法第2条第九号 の二口の技術的 基準に適合する 防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において 準用する令第112条第16項の技術的基準に 適合する防火設備又は法第2条第九号の 二口の技術的基準に適合する防火設備
令第110条の3 の技術的基準に 適合する防火設 備	特定防火設備、令第114条第5項において 準用する令第112条第16項の技術的基準に 適合する防火設備、法第2条第九号の二ロ の技術的基準に適合する防火設備又は令 第110条の3の技術的基準に適合する防火 設備
法第64条の技術 的基準に適合す る防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において 準用する令第112条第16項の技術的基準に 適合する防火設備、法第2条第九号の二ロ の技術的基準に適合する防火設備、令第 110条の3の技術的基準に適合する防火設 備又は法第64条の技術的基準に適合する 防火設備
第二種ホルムア ルデヒド発散建 築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以 外の建築材料
第三種ホルムア ルデヒド発散建 築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及 び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料 以外の建築材料

第一種ホルムア 種ホルムアルギー 薬材料、第二種 ホルムアルデヒ ド発び第三世 及びアル 大型築材料ル 発がデデビト以 の建築材料 の建築材料

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第 二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び 第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以 外の建築材料

- 並 井戸の位置の変更(くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。)
- **講** 開口部の位置及び大きさの変更(次のイから ニまでに掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により法第28条の適用を受ける 開口部に係る変更で採光及び換気に有効な 面積が減少するもの
 - □ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若 しくは準防火地域内にある建築物で耐火建 築物及び準耐火建築物以外のものの開口部 に係る変更で当該変更により延焼のおそれ のある部分にある外壁の開口部に該当する こととなるもの
 - ハ 令第 117 条の規定により令第 5 章第 2 節の 規定の適用を受ける建築物の開口部に係る 変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの
 - (1) 当該変更により令第120条第1項又は令 第125条第1項の歩行距離が長くなるも
 - (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段 又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの
 - 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
- **畫** 建築設備の材料、位置又は能力の変更 (性能 が低下する材料の変更及び能力が減少する変 更を除く。)
- 2 法第87条の2において準用する法第6条第1 項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に 適合することが明らかなものとする。
 - 第1条の3第4項の表1の(7)項の昇降機の構

造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの 構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小 荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又 は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の 構造詳細図における主要な部分の構造又は材 料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐 火構造又は不燃材料とする変更

- **二** 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能 が低下する材料の変更及び能力が減少する変 更を除く。)
- 3 法第88条第1項において準用する法第6条第 1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、 変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適 合することが明らかなものとする。
 - 第3条第1項の表1の配置図における当該工 作物の位置の変更
 - 二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、 床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これ に類するものに限る。)の位置の変更(変更 に係る部材及び当該部材に接する部材以外に 応力度の変更がない場合であって、変更に係 る部材及び当該部材に接する部材が令第82 条各号に規定する構造計算によって確かめら れる安全性を有するものに限る。)
 - 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は 構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建 築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少 する変更を除き、第1項第十二号の表の左欄 に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっ ては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とす る変更に限る。)
 - 四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔 その他工作物の屋外に取り付けるものの材料 若しくは構造の変更(第1項第十二号の表の 左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合に あっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造 とする変更に限る。)又は位置の変更
 - 五 観光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の 材料、位置又は能力の変更(性能が低下する 材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- **4** 法第88条第2項において準用する法第6条第 1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、

3

4

0

10

合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第 35号の5様式及び別記第36号様式による。

【違反建築物の公告の方法】

第4条の17 法第9条第13項(法第10条第2項、 法第88条第1項から第3項まで又は法第90条 の2第2項において準用する場合を含む。)の 規定により国土交通省令で定める方法は、公報 への掲載その他特定行政庁が定める方法とす る。

第4条の18(削除)

【違反建築物の設計者等の通知】

- 第4条の19 法第9条の3第1項(法第88条第1 項から第3項まで又は法第90条第3項におい て準用する場合を含む。以下この条において同 じ。)の規定により国土交通省令で定める事項 は、次の各号に掲げるものとする。
 - 法第9条第1項又は第10項の規定による命令(以下この条において「命令」という。) に係る建築物又は工作物の概要
 - 前号の建築物又は工作物の設計者等に係る違 反事実の概要

 - 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき 事項
- 2 法第9条の3第1項の規定による通知は、当該 通知に係る者について建築士法、建設業法(昭和 24年法律第100号)、浄化槽法又は宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号)による免許、許可、認定又は 登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にす るものとする。
- **3** 前項の規定による通知は、文書をもって行なう ものとし、当該通知には命令書の写しを添える ものとする。

第4条の20~第4条の28(削除)

【建築物の定期報告】

第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期 は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、 おおむね6月から3年までの間隔をおいて特定 行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する 場合においては、その直後の時期を除く。)と する。

- 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生 上特に重要であるものとして政令で定める建 築物について、建築主が法第7条第5項又は 法第7条の2第5項の規定による検査済証 (新築又は改築(一部の改築を除く。)に係る ものに限る。)の交付を受けた場合
- 二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が 指定する建築物について、建築主が法第7条 第5項又は法第7条の2第5項の規定による 検査済証(当該指定があった日以後の新築又 は改築(一部の改築を除く。)に係るものに 限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2様式による報告書及び別記第36号の3様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2様式、別記第36号の3様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による建築物の点検】

- 第5条の2 法第12条第2項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして3年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第18条第18項の規定による検査済証の交付 を受けた日以後最初の点検については、前項の 規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受け

2

4

Э

10

た日から起算して6年以内に行うものとする。

【建築設備等の定期報告】

- 第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期 は、建築設備又は防火設備(以下「建築設備等」 という。)の種類、用途、構造等に応じて、お おむね6月から1年まで (ただし、国土交通大 臣が定める検査の項目については、1年から3 年まで)の間隔をおいて特定行政庁が定める時 期(次のいずれかに該当する場合においては、 その直後の時期を除く。)とする。
 - 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合
 - 二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が 指定する特定建築設備等について、設置者が 法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規 定による検査済証(当該指定があった日以後 の設置に係るものに限る。)の交付を受けた 根へ
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあっては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、建築設備(昇降機を除く。)にあっては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の8様式による報告書及び別記第36号の9様式による報告書及び別記第36号の9様式による報告書及び別記第36号の9様式によるを期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の9様式又は国土交通

- 大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合に あっては、当該様式による報告書又は当該検査 結果表によるものとする。
- 4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による建築設備等の点検】

- 第6条の2 法第12条第4項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第18条第18項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年)以内に行うものとする。

【工作物の定期報告】

- 第6条の2の2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、法第66条に規定する工作物(高さ4mを超えるものに限る。以下「看板等」という。)又は法第88条第1項に規定する昇降機等(以下単に「昇降機等」という。)(次項及び次条第1項においてこれらを総称して単に「工作物」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで)の間隔をおいて特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
 - 法第88条第1項において準用する法第12条 第1項及び第3項の**政令**で定める昇降機等に ついて、築造主が法第7条第5項又は法第7 条の2第5項の規定による検査済証(新築又 は改築(一部の改築を除く。)に係るものに 限る。)の交付を受けた場合

- 尺 ½00 以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
- **二** 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
- 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各 号に掲げる事項を記載するものとし、その様 式は、別記第42号の24様式とすること。
- 四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路 の位置を指定した場合においては、申請者の 氏名を指定道路調書に記載すること。
- 五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第2項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

【敷地と道路との関係の特例の基準】

- **第10条の2の2** 法第43条第1項ただし書の国 土交通省令で定める基準は、次の各号の<u>いずれ</u> かに掲げるものとする。
 - その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

 - その敷地が、その建築物の用途、規模、位置 及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目 的を達するために十分な幅員を有する通路で あって、道路に通ずるものに有効に接すること。

【路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面と の高低差】

- 第10条の3 令第144条の5第1項第一号の国土 交通省令で定める高低差は、次に掲げるものと する。
 - 道路の部分が道路の他の部分のみに隣接する 場合にあっては、路面と道路の他の部分の路 面との高低差
 - 道路の部分が隣地のみに隣接する場合にあっ

ては、路面と隣地の地表面との高低差

三 道路の部分が道路の他の部分及び隣地のいず れにも隣接する場合にあっては、路面と道路 の他の部分の路面及び隣地の地表面との高低 差

【許可申請書及び許可通知書の様式】

- 第10条の4 法第43条第1項ただし書、法第44 条第1項第二号若しくは第四号、法第47条た だし書、法第48条第1項ただし書、第2項た だし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第 5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし 書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10 項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし 書若しくは第13項ただし書(法第87条第2項 又は第3項において準用する場合を含む。)、法 第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項 において準用する場合を含む。)、法第52条第 10項、第11項若しくは第14項、法第53条第 4項若しくは第5項第三号、法第53条の2第 1項第三号若しくは第四号(法第57条の5第 3項において準用する場合を含む。)、法第55 条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、 法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1 項第三号若しくは第4項、法第59条の2第1 項、法第60条の2第1項第三号、法第60条の 3第1項第三号若しくは第2項ただし書、法第 67条の3第3項第二号、第5項第二号若しくは 第9項第二号、法第68条第1項第二号、第2 項第二号若しくは第3項第二号、法第68条の 3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68 条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第 5項の規定(以下この条において「許可関係規 定 という。) による許可を申請しようとする 者は、別記第43号様式(同条第3項又は第5 項の規定による許可の申請にあっては別記第44 号様式) による申請書の正本及び副本に、それ ぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面 を添えて、特定行政庁に提出するものとする。
- 2 特定行政庁は、許可関係規定による許可をした ときは、別記第45号様式による通知書に、前 項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、 申請者に通知するものとする。
- 3 特定行政庁は、許可関係規定による許可をしないときは、別記第46号様式による通知書に、 第1項の申請書の副本及びその添付図書を添え

- 構造方法又は建築材料の概要を記載した図書
- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前2号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法又は建築材料が法第2章、第3章第5節並びに第67条の3第1項及び第2項の規定並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものと同等以上の効力があるかどうかを審査するために必要な事項を記載した図書
- 2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは前項第三号の規定による審査が困難と認める場合にあっては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。

【特殊構造方法等認定書の通知等】

- 第10条の5の24 国土交通大臣は、特殊構造方法 等認定をしたときは、別記第50号の15様式に よる認定書をもって申請者に通知するととも に、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、 一般の閲覧に供するものとする。
 - 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 認定を受けた構造方法又は建築材料の名称及び内容
 - 認定番号
 - 四 認定年月日
- 2 国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしない ときは、別記第50号の16様式による通知書を もって申請者に通知するものとする。

【建築協定区域隣接地に関する基準】

- 第10条の6 法第73条第1項第三号の国土交通 省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
 - 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
 - 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域 との一体性を有する土地の区域でなければな らない。

【建築基準判定資格者の登録の申請】

第10条の7 法第77条の58第1項の規定によって建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第51号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第77条の59第二号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【登録】

- 第10条の8 国土交通大臣は、前条の規定による申請があった場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第77条の58第2項の建築基準適合判定資格者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録し、かつ、申請者に別記第52号様式による建築基準適合判定資格者登録証(以下「登録証」という。)を交付する。
- 2 国土交通大臣は、前項の場合において、申請者 が建築基準適合判定資格者となる資格を有しな いと認めたときは、理由を付し、登録申請書を 申請者に返却する。

【登録事項】

- **第10条の9** 法第77条の58第2項に規定する国 土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 登録番号及び登録年月日
 - 本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍名。次条及び第10条の15の5第二号において同じ。)、氏名、生年月日、住所及び性別
 - 建築基準適合判定資格者検定の合格の年月及び合格通知番号又は建築主事の資格検定の合格の年月及び合格証書番号
 - 四 勤務先の名称及び所在地
 - 五 法第77条の62第1項に規定する登録の消除 及び同条第2項の規定による禁止又は登録の 消除の処分を受けた場合においては、その旨 及びその年月日

【変更の登録】

- **第10条の10** 法第77条の60に規定する国土交通 省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 本籍地の都道府県名、氏名及び住所
 - 勤務先の名称及び所在地
- 2 法第77条の60の規定によって登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から30日以内に、別記第53号様式による変更登録申請書に、本籍地の都道府県名又は氏名の変更を申請する場合にあっては戸籍謄本又は戸籍抄本及び登録証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、法第77条の60の規定による 申請があった場合においては、登録簿を訂正し、 かつ、本籍地の都道府県名又は氏名の変更に係 る申請にあっては登録証を書き換えて、申請者

第2号様式

[1.区分]

□建築基準法第20条第1項第二号イ又は第三号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号)

□その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】(

【8. 備考】

(注意)

)

- 1. 各面共通関係~4.第3面関係(略)
- 5. 第4面関係
 - ① この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10㎡以内のものを除く。以下同じ。)に作成してください。
 - ② この書類に記載する事項のうち、10 欄から15 欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
 - ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通 し番号を付し、その番号を記入してください。
 - ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イ-1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第一号口に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イ-2)」(同法第2条第九号の三イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イ-1)に該当するものを除く。)をいう。)「準耐火建築物(ロ-1)」(同法施行令第109条の3第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロ-2)」(同条第二号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。
 - ⑦ 6欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
 - ⑧ 6欄の「二」は、建築基準法施行令第2条第1項第八号により階数に算入されない建築物の部分のうち 地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
 - ⑨ 8欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定 に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載 する必要はありません。
 - ⑩ 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ① 9欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準 法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

①~① (略)

6. 第5面関係、7. 第6面関係(略)

その他様式 (略)